

2025

ディスクロージャー誌

2024.04.01- 2025.03.31

ソニーフィナンシャルグループ株式会社

目次

イントロダクション

ソニーフィナンシャルグループ	
企業理念体系	1
ソニーフィナンシャルグループの概要	2
財務・非財務ハイライト	4
CEOメッセージ	6
価値創造プロセス	10

戦略・レビュー

ソニーフィナンシャルグループ	
中期経営計画の進捗	12
ERM・ESR	15
生命保険事業	16
損害保険事業	18
銀行事業	20

ソニーFGの価値創造

サステナビリティ	22
TCFD提言に沿った気候関連情報の開示	27
ステークホルダーとのかかわり	30
役員一覧	42
コーポレートガバナンス	44
リスクガバナンス	45
コンプライアンス	48

コーポレート・セクション

会社概要・株式情報	52
グループ各社の概要（主要子会社）	53

資料編

事業概況・事業系統図	54
財務ハイライト	55
SFGI連結財務諸表	56
連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項	64
注記事項	68
セグメント情報	88
自己資本の充実の状況等について	91
その他財務データ	115
報酬等に関する事項について	117
用語集	120
開示項目一覧	123

編集方針

本誌は、保険業法第271条の25および銀行法第52条の29に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務及び財産の状況に関する説明書類）です。SFGIでは、掲載項目の整理・検討にあたっては、経済産業省の「価値協創ガイダンス」を参照しています。



社名などの略称表記

本誌では、社名などの表示に次の略称を使用している箇所があります。

ソニーフィナンシャルグループ	ソニーFG
ソニーフィナンシャルグループ株式会社	SFGI又は当社
ソニー生命保険株式会社	ソニー生命
ソニーライフ・コミュニケーションズ株式会社	ソニーライフ・コミュニケーションズ
ソニーライフ・ウィズ生命保険株式会社	ソニーライフ・ウィズ生命
ソニー生命ビジネスパートナーズ株式会社	ソニー生命ビジネスパートナーズ
ソニー損害保険株式会社	ソニー損保
ソニー銀行株式会社	ソニー銀行
ピー・エックス・ジェイ・イー・ワン・ホールディング株式会社	ピー・エックス・ジェイ・イー・ワン・ホールディング
ソニーペイメントサービス株式会社	ソニーペイメントサービス
ETCソリューションズ株式会社	ETCソリューションズ
ソニー・ライフケア株式会社	ソニー・ライフケア
ライフケアデザイン株式会社	ライフケアデザイン
プラウドライフ株式会社	プラウドライフ
ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社	ソニーフィナンシャルベンチャーズ
ソニーグループ株式会社	ソニーグループ（株）

見直しに関する注意事項：

本誌に記載されている、ソニーFGの現在の計画、見直し、戦略、確信などのうち、過去の実事でないものは、将来の業績に関する見直しや試算であり、現在入手可能な情報から得られたソニーFGの経営者の仮定、決定ならびに判断に基づいています。実際の業績は、多くの重要なリスクや不確実な要素により、これら業績見直しと大きく異なる結果となりうるため、これら業績見直しの上に全面的に依拠することは控えるようお願いいたします。また、新たな情報、将来の事象、その他の結果にかかわらず、ソニーFGが将来の見直しや試算を見直して改訂するとは限りません。ソニーFGはそのような義務を負いません。

- SFGI、ソニー生命、ソニー損保およびソニー銀行の業績（連結・単体）は、それぞれ日本の会計基準（以下「J-GAAP」）に準拠して作成しており、その会計基準は、SFGIの親会社であるソニーグループ（株）が開示する連結業績の準拠する国際財務報告基準（以下「IFRS」）とは異なります。なお、本誌では、資本市場における国際的な財務情報の比較可能性の向上およびソニーFGが重視する長期視点での経営に適した経営指標を示す観点から、ソニーFG各社のIFRSにもとづく過年度の業績および将来の目標値を開示していますが、ソニーFGはこれらの開示が投資家の皆様には有益な情報を提供すると考えています。これらのIFRSにもとづく開示は、日本の会計基準に則って開示されるSFGI、ソニー生命、ソニー損保およびソニー銀行の経営成績を代替するものではなく、追加的なものとしてご参照ください。本誌に記載されているSFGI、ソニー生命、ソニー損保およびソニー銀行のIFRSにもとづく過年度の業績および将来の目標値は公認会計士または監査法人の監査およびレビューを受けていません。特段の記載がない限り、本誌に記載されているSFGI、ソニー生命、ソニー損保およびソニー銀行の業績（連結・単体）はJ-GAAPベースで記載しています。
- 本誌に記載している修正純利益および修正ROEは、それぞれ一時的な損益の影響を含まないことから、事業の持続的な収益力を表すとともに、金融事業を営むソニーFGの投資とそのリターン循環による中長期での事業拡大をマネジメントの観点から確認することができると考えています。これらの経営指標はIFRSおよび日本の会計基準に則った開示ではありませんが、ソニーFGはこれらの開示が投資家の皆様には有益な情報を提供すると考えています。修正純利益および修正ROEは、IFRSに則って開示されるソニーグループ（株）および日本の会計基準に則って開示されるSFGI、ソニー生命、ソニー損保およびソニー銀行の経営成績を代替するものではなく、追加的なものとしてご参照ください。
- ソニーFGは、SFGIと、その傘下のソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行、ソニー・ライフケア、ソニーフィナンシャルベンチャーズならびにその子会社および関連会社から構成される金融サービスグループを指します。
- 本誌に掲載されている金額は、特に記載のない限り、数値は表示単位未満は切捨て、比率や増減率は四捨五入で表示しています。
- 「ソニー」および「SONY」、ならびに本誌で使用される商品名、サービス名およびロゴマークは、ソニーグループ株式会社またはその関連会社の登録商標または商標です。「ライフプランナー」はソニー生命の登録商標です。その他の商品名、サービス名、会社名またはロゴマークは、各社の商標、登録商標もしくは商号です。



ソニーフィナンシャルグループ 企業理念体系

Our Vision

私たちのありたい姿

Our Values

私たちの価値観

Our Foundation

私たちの事業における礎

Sony's Purpose & Values

感動できる人生を、いっしょに。

想いに寄り添う。

お客さまの想いや声に自ら寄り添う姿勢が、お客さま一人ひとりの感動を支える。

一歩前へ。

自ら一歩踏み出す挑戦が、お客さま一人ひとりの感動を支える。

感動できる人生を支える3つの寿命

感動寿命

自分らしく生きる

資産寿命

経済的な健全性

健康寿命

生きる土台

自分らしさを磨く。

自らの感動体験や自分らしさを尊重し磨くことが、お客さま一人ひとりの感動を支える。

フェアであり続ける。

自らの誠実な姿勢とフェアな判断の積み重ねが、お客さま一人ひとりの感動を支える。

https://www.sony.com/ja/SonyInfo/CorporateInfo/purpose_and_values/

既存の枠にとらわれず 新たな金融事業を生み出していく

ソニーフィナンシャルグループ（ソニーFG）は、ソニーグループ（株）がつくった金融サービスグループです。「人のやらないことをやる」というソニースピリットを原動力に、既存の金融機関が満たさきれていないニーズに応える新しいビジネスモデルで、業界の常識に挑んできました。
生保・損保・銀行・介護事業などを営む総合金融グループとして、お客様の「感動できる人生」を支えています。



生命保険事業



金融グループの中核事業です。保険・金融のプロフェッショナルである「ライフプランナー」が、お客様の描くライフプランに応じた保障プランをオーダーメイドで設計します。

設立：1979年（昭和54年）8月10日
代表者：代表取締役社長 高橋 薫
資本金：70,000百万円

他のグループ会社（生命保険の募集に関する業務）

ソニーライフ・コミュニケーションズ株式会社



損害保険事業

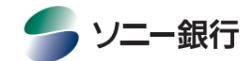


ダイレクト保険のリーディングカンパニーとして、自動車保険、火災保険などを中心に、お客様ニーズに合わせた高品質な商品やサービスを提供しています。

設立：1998年（平成10年）6月10日
代表者：代表取締役社長 坪田 博行
資本金：20,000百万円



銀行事業

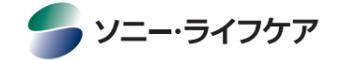


個人のお客様を対象に、質と利便性の高い金融商品・サービスを提供するインターネット銀行です。

設立：2001年（平成13年）4月2日
代表者：代表取締役社長 南 啓二
資本金：38,500百万円



介護事業



お客様のその方らしい生活を第一に考える介護サービスを提供しています。

設立：2014年（平成26年）4月1日
代表者：代表取締役社長 伊藤 浩気
資本金：2,625百万円

他のグループ会社
(有料老人ホームの企画・管理・運営等)

ライフケアデザイン株式会社
プラウドライフ株式会社



ベンチャーキャピタル事業



フィンテックなどに独自の強みを持つベンチャー企業に投資しています。

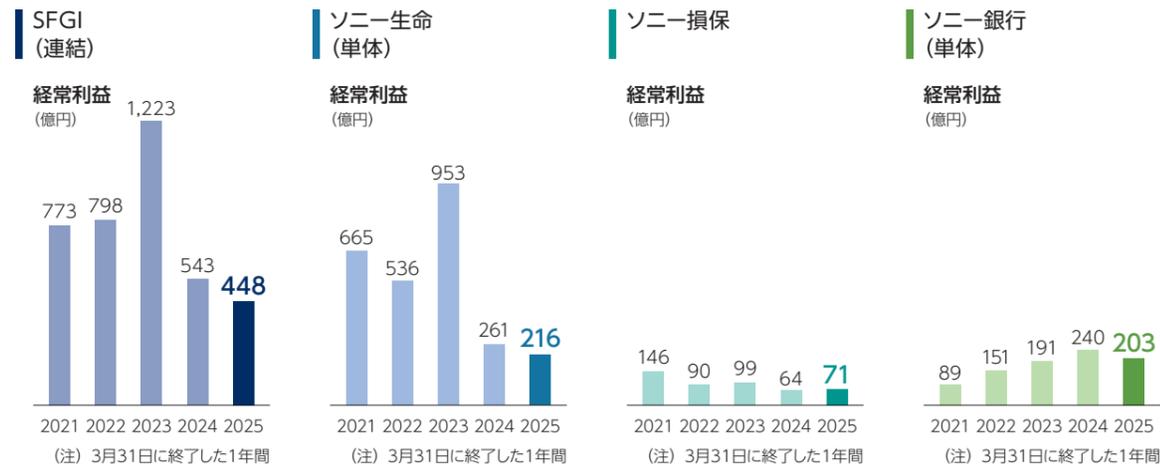
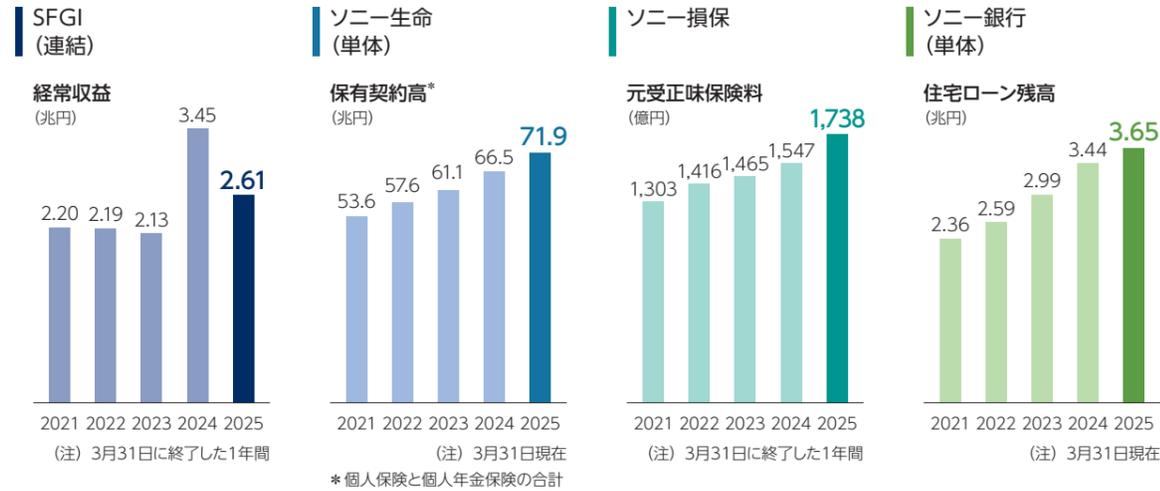
設立：2018年（平成30年）7月10日
代表者：代表取締役社長 番所 健児
資本金：10百万円

グループのあゆみ

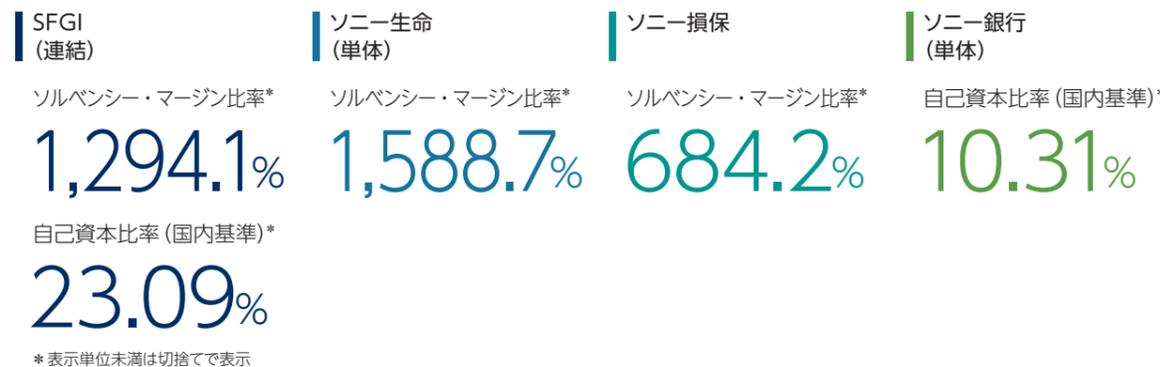


財務ハイライト

収益性指標



健全性指標 (2025年3月31日現在)



格付情報 (2025年7月1日現在)

格付会社	SFGI	ソニー生命	ソニー銀行
格付投資情報センター (R&I)	発行体格付 AA-	保険金支払能力格付 AA	発行体格付 AA
S&Pグローバル・レーティング・ジャパン (S&P)	—	保険財務力格付 A+	カウンターパーティ格付 長期 A 短期 A-1

非財務ハイライト

人事データ (注) SFGI、主要3子会社および介護事業3社

	2022年度	2023年度	2024年度
従業員数 (名)	12,596	12,695	13,356
女性社員比率 (%)	32.2	32.6	33.4
平均勤続年数 (年)	9.3	10.2	9.8
採用数			
— 合計 (名)	1,487	1,545	1,843
— 男性 (名)	821	874	1,011
— 女性 (名)	666	671	832
定年退職者数 (名)	14	11	9
再雇用者数 (名)	148	148	185
離職率*1			
— 全体 (%)	6.9	7.7	6.5
— 男性 (%)	6.2	7.1	5.5
— 女性 (%)	9.0	9.4	9.0
研修プログラム数 (講座)	315	315	490
研修実施回数 (回)	804	1,579	1,660
研修受講者数 (延べ人数) (人)	16,150	16,841	12,177
研修受講総時間 (時間)	116,076	170,177	170,691
人材育成投資額 (百万円)	344.78	333.33	411.63
男女間賃金差異			
— 全労働者 (%)	46.5	46.9	47.8
— 正規雇用労働者 (%)	60.1	60.4	61.1
— パート・有期労働者 (%)	27.0	24.4	23.5
育児休業復職率			
— 合計 (%)	95.7	99.6	99.0
— 男性 (%)	100.0	99.2	100.0
— 女性 (%)	92.2	100.0	98.1
障がい者雇用率*2 (%)	2.35	2.54	3.43
平均年次有給休暇取得日数 (日)	11.2	12.6	12.4
平均年次有給休暇取得率 (%)	64.9	71.0	70.1
欠勤率 (%)	0.75	0.90	1.02
時間外労働時間平均 (時間)	28.7	26.3	22.4

*1 正規社員自己都合退職のみ
*2 特例子会社含む

株主や幅広い
ステークホルダーの皆さまに
真に評価していただけるよう、
強い覚悟をもって、
企業価値の創造に取り組めます

代表執行役 社長 CEO

遠藤俊英

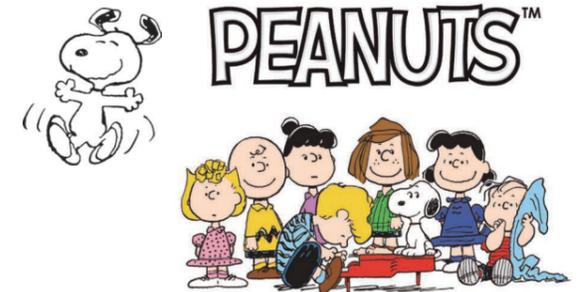
新しい企業理念

ソニーフィナンシャルグループ株式会社 (SFGI) は、2025年9月29日に東京証券取引所プライム市場に上場予定です。さらなる成長を目指すソニーフィナンシャルグループ(ソニーFG)にとって、ソニーグループ株式会社によるパーソナル・スピンオフとそれとともなう上場は千載一遇のチャンスであり、“第二の創業”とも言うべき重要な時期を迎えていると認識しています。

ソニーFGでは、“第二の創業”の旗印とすべく新たな企業理念体系を策定し、ビジョンを「感動できる人生を、いっしょに。」としました。ソニーグループの重要なキーワード「感動」を引き継ぐとともに、「人を支える」事業を担う金融機関として、お客さまの“自分らしい人生”に伴走し続けていくという想いが込められています。ソニーFGでは、生きる土台である“健康寿命”と、経済的な健全性である“資産寿命”に加えて、「自分らしく生きる」ことを“感動寿命”と定義しています。お客さまの3つの寿命に寄り添い、人生における楽しさと不安の両面を支える存在であり続けることで、持続的な企業価値の向上につなげていきます。

また、2025年7月より、ソニーFG共通のキャラクターIPとしてスヌーピーでおなじみの「PEANUTS」を導入・活用していきます。ソニーFGの新ビジョンと何気ない日常の幸せを表現するPEANUTSの世界観・ストーリーには親和性があると考えており、今後は「PEANUTS」キャラクターを活用し、新ビジョンの浸透とグループ全体のブランディングを強化していく予定です。

P10 価値創造プロセス P22 サステナビリティ



© 2025 Peanuts Worldwide LLC

中期経営計画の進捗：“第二の創業”にふさわしい姿の実現に向けて

2024年度を始期とする3か年の中期経営計画（以下「中計」）は2年目を迎えました。現中計の戦略は、ソニーFGが2030年度において目指す姿からバックキャストし、「両利きの経営」における「深化」と「探索」に基づいて策定しています。

P12 中期経営計画の進捗

現中計の1年目である2024年度は財務体質の改善に取り組む一方、各社とも既存事業での「深化」を進め足元の業績で着実に結果を出しました。またグループでの成長を視野に入れた「探索」においては、成長戦略の核と位置づける「顧客基盤の拡大」に向けての取り組みを進めました。新たに着手した施策の一例として、2024年11月には、法人・富裕層のお客さまへのさらなる価値提供を目的に、SFGIと医療情報提供サイトを運営するエムスリー(株)との業務提携を開始しました。まずはソニーライフ・コミュニケーションズが展開する保険製作所から、主に法人のお客さま向けに健康経営支援サービスの提供を行っていき、徐々にグループ全体に展開していくことを想定しています。また同年12月には、InsurTechの代表的な1社として少額短期保険を手掛ける(株)justInCaseをSFGIの完全子会社としました。子会社化により短期間で少額短期保険ビジネスへの参入を図り、それを足掛かりに、商品開発の自由度を高め、新たなお客さま層との接点を構築していきます。こうした取り組みを通じた新たな商品・金融サービスの提供により、ソニーFGの顧客基盤拡大を目指します。

現中計の折り返し点となる上場日以降は、安定的なキャッシュフローの創出と積極的な株主還元を行っていきます。現中計の最終年度である2026年度の目標として、IFRSベースで、連結修正純利益は1,250億円、連結修正ROEは10%以上の達成を目指しています。ソニー生命のポートフォリオの再構築と安定的な利益を創出し続ける経営体制を構築し、“第二の創業”にふさわしい姿を実現していきます。

P14 中期経営計画の経営数値目標

ソニーFGが目指す2030年度の姿

2030年度を見据えては、ソニー生命における利益成長を軸として、既存事業全体でのIFRSベースの連結修正純利益を1,700億円以上とすることを目指しています。

ソニーFGのさらなる成長にとって不可欠なソニーグループとの連携強化は、ブランドとテクノロジーの二つが軸と

なります。ブランドに関しては、パーシャル・スピンオフ以降もソニーブランドの継続使用が可能であり、またソニーグループが持つIPやエンタテインメントを活用し、ブランディング強化を進めます。テクノロジーに関しては、ソニーグループの強みである技術の活用により、お客さまへの提供価値の向上を目指します。そのうえで2030年度を見据えて、既存事業に加え、グループ一体での新たな価値提供やM&Aを含む成長投資の加速、新規領域への進出等により、さらなる成長を目指します。

ソニーFGの強み

ソニーFGの強みは以下の4点と考えています。

1. 「ソニーの創業精神を受け継ぐ、価値創造型の金融グループ」

ソニーFGは従来の業界慣習にとらわれず、顧客を第一とした独自のビジネスモデルで成長してきました。ソニーFGのこうしたカルチャーの原点は「ひとのやらないことに挑戦し、社会に貢献する」というソニー創業者 盛田昭夫氏の想いにあります。グループのコアであるソニー生命は、創業以来、商品本位の販売ではなくコンサルティングに基づくカスタムメイドな保険商品の提供により、お客さまに新たな価値を提供し、業界に新風を巻き起こしてきました。ソニー損保では国内初のインターネットチャネルを通じたダイナミックプライシングの導入、ソニー銀行では各諸手続きにおけるペーパーレス化推進など、それぞれの事業で独自のビジネスモデルを築き、新たな価値を創造してきました。

現在、ソニーFGの中核事業であるソニー生命は、高い生産性を誇るライフプランナーチャネルと代理店チャネルを持ち、ファミリー層と小規模法人を中心とした強固な顧客基盤を有しています。また、ソニー損保は高いブランド認知度と顧客満足度をもとにダイレクト自動車保険でNo.1のシェア*を誇り、ソニー銀行はインターネット銀行として、安定成長を続ける住宅ローン事業と利便性の高い外貨預金事業を展開しています。

P16 生命保険事業 **P18 損害保険事業** **P20 銀行事業**

今後のソニーFGのグループ戦略の方向性としては、これまで各事業がそれぞれに発揮してきたコアコンピタンス・機能を、付加価値の伸びがグループ内で最も大きいソニー生命へ実質的に融合し、ソニー生命をコアとしたグループ一体での価値提供を目指していきます。具体的には、ソニー損保が持つ圧倒的な認知度や集客力、ソニー銀行が持つ資金循環基盤など各事業のコアコンピタンスを、事業の垣根を越えてグループ内で活かしていきます。いわば、グループ一体で強固なスクラムを組むことで、グループ横断的な商品・サービスを展開し、新しい金融サービスの創出にチャレンジしていきます。 **P13 ソニーFGのグループ戦略の方向性**

* 2025年3月末時点。各公表の本邦ダイレクト自動車保険における元受正味保険料より算出

2. 「本邦トップクラスの競争力を有する販売チャネルを中核とするソニー生命がバリュードライバー」

ソニー生命は国内の生命保険業界内で高い成長を誇り、業容もシェアも継続的に拡大しています。その成長ドライバーとなっているのが、ライフプランナーと代理店の両販売チャネルです。ライフプランナーの高い競争優位性は、グループとしての競争力のコアであり、成長の源泉です。この競争優位性は、当社の「厳選採用」、「コンサルティングセールス」、「フルコミッション制度」に支えられています。近年では、個人のお客さまに向けたライフプラン分析システム「GLIP」や法人のお客さまに向けた企業のコンサルティングシステム「Biz-Plan WEB」などの先進的なシステムを活用し、さらなる価値を提供しています。質の高いサービスの提供により、ライフプランナー1名あたりの生産性（一人当たりの新契約年換算保険料）は業界平均*1の約5倍*2を誇ります。代理店サポーター（ソニー生命の代理店向け営業職）は、顧客との接点である保険募集人に対する販売支援のみならず、代理店経営も幅広くサポートしています。結果として、代理店サポーター1名あたりのIFRS新契約価値は、5年で3倍近くに伸びています。

国内人口が減少している中で、ソニー生命が顧客を増やしていく鍵は、①国内トップクラスの競争力を有する営業チャネルの活用、②近年伸長著しい法人顧客を起点とした顧客層の拡大、③ソニー損保、ソニー銀行、ソニー・ライフケアとの連携にあります。具体的には、法人顧客としてタッチポイントを確立した経営者・オーナーから、一族資産継承やプレシニア・シニア向けサービスや従業員向けサービス、そこからさらにファミリー層向けサービスへと、連続的な価値提供を行っていきます。また、ソニー生命のライフプランナーでは接点を持つことが困難なZ世代・若年層にはソニー

銀行・ソニー損保のコアコンピタンスを活用し、タッチポイントの確保に努めます。このように、全世代・全チャネルの顧客を有機的に結びつけ、価値提供を通じて、ソニー生命を中心としたソニーFGのさらなる成長に努めてまいります。

*1 国内大手生命保険会社4社である日本生命保険相互会社、住友生命保険相互会社、明治安田生命保険相互会社、第一生命保険株式会社の各公表の単体の数値（営業職員チャネル以外も含む全社業績）の平均
*2 2024年度第3四半期累計を年率換算

3. 「保険リスクを中心としたリスクプロファイルとERM(統合的リスク管理)戦略」

ソニーFG連結の経済価値ベースのリスク量の大部分を占めるソニー生命のリスクプロファイルは、継続して保険リスクが中心です。ソニー生命のリスクは、他の上場生命保険会社の平均と比較して、相対的に保険リスクの割合が大きく、市場リスクの比率は小さくなっています。また、市場リスクには株式等のリスクはほぼ含まれておらず、大部分は金利リスクです。資産運用に関しては、健全性の適正水準維持のため、引き続きALM（資産・負債の総合管理）を推進するとともに、リスク分散や超過収益獲得を企図した運用の多様化を図っていきます。

これまでも、顧客ニーズに応えつつALM上の課題に対処すべく、商品開発、営業、資産運用と多面的な対応を実施してきました。今後は、年限ゾーンごとに資産と負債の将来キャッシュフローを一致させるためのキャッシュフローマッチングを推進していきます。具体的には、超長期の負債キャッシュフローの抑制、40年以内の保険負債の積み上げ、資産サイドからのアプローチなどを通じ、ALMのさらなる高度化に取り組んでいきます。

ソニーFGのグループ連結ESR（経済価値ベースのリスク量に対する経済価値資本の比率）は、さまざまな財務基盤強化施策を打つことにより、金利が上昇する中でも、継続的に目標水準の範囲内で推移しています。今後も、ソニー生命において新契約の獲得により経済価値資本を積み上げるとともに、債券売却やデリバティブの活用、再保険の活用などによるリスク削減の取組みを通じて、ESR水準を底上げし、金利変動時でもESRが目標水準を維持できるよう財務健全性の強化に取り組んでいきます。 **P15 ソニーFG ERM・ESR**

4. 「安定的な株主還元」

2024年度に取組んだ施策によって財務の健全性が一定程度強化されたこととともない、ソニーFGのグループ連結ESRの目標水準のレンジを変更し、上限を235%から215%へ引き下げました。上場後の株主還元の基本方針としては、IFRS修正純利益の40～50%を配当に充当します。1株当たり年間配当額の減額は原則行わずに、安定的な配当の成長を目指します。なお、上場初年度にあたる2025年度の期末配当総額は半期分として250億円を予定しており、これは年換算では500億円に相当します。また自己株式取得は、当社株式の需給状況に対する影響の緩和や資本効率の向上を目的として、上場後から2027年3月末までの1年半の間に1,000億円を目的に実行する計画です*。

* 投資機会や市場環境等により、上記の自己株式取得の一部又は全部が行われない可能性もあります

上場に向けて

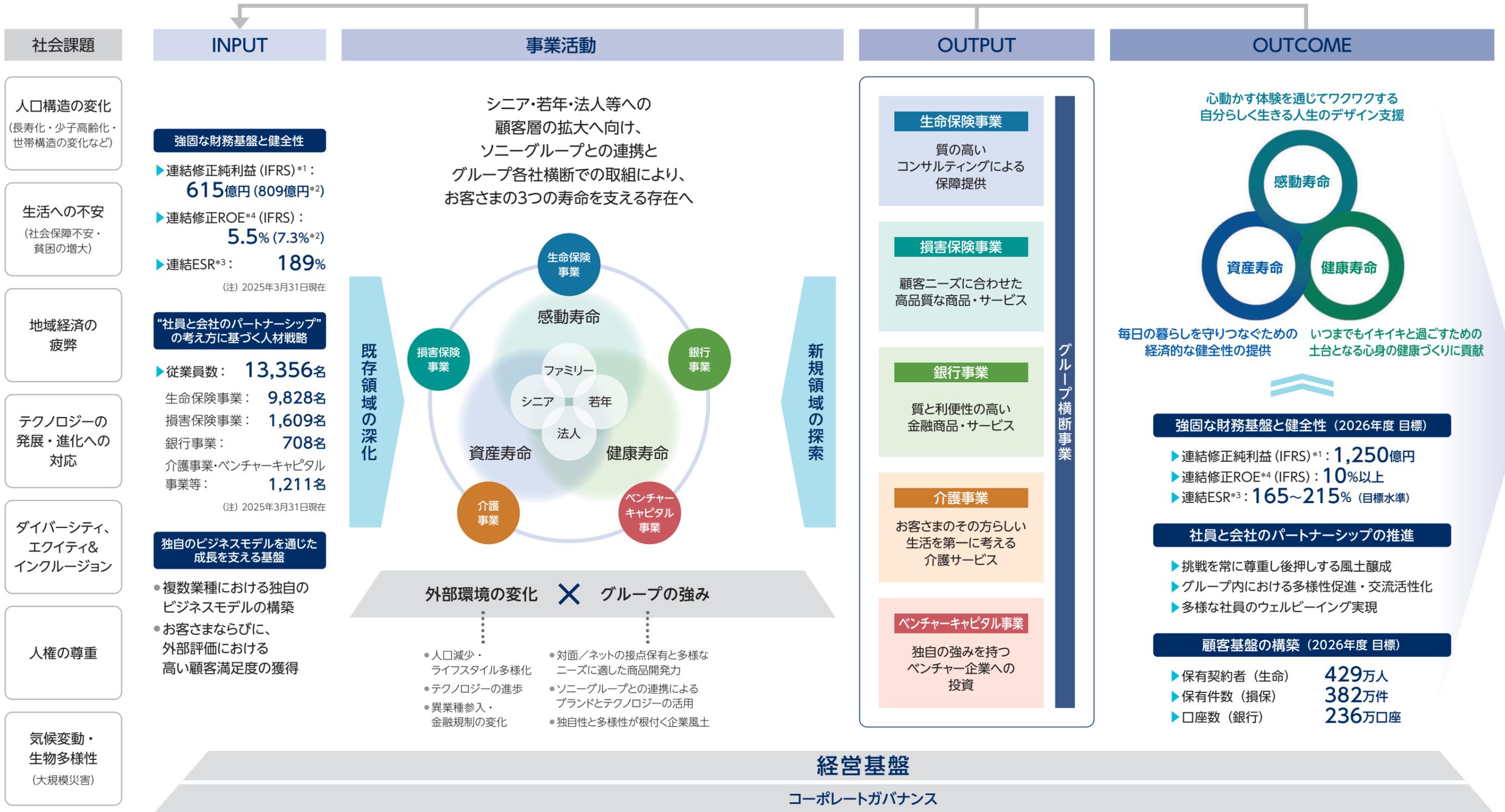
上場は私たちソニーFGにとって、とても大きなチャレンジです。ソニーグループの一員でありながらも上場企業として独り立ちし、ソニーFGならではの魅力を高めていかなければなりません。

私は、成長する企業であり続けることでお客さまにより一層安心していただくことが、究極の「顧客本位」であり、上場する目的であると考えます。ソニーFGが、株主の皆さまはじめ幅広いステークホルダーに真にご評価いただけるような金融サービス企業になれるよう、全力で取り組んでまいります。

皆さまの引き続きのご支援を心よりお願い申し上げます。



Our Vision 感動できる 人生を、いっしょに。
(私たちのありたい姿)



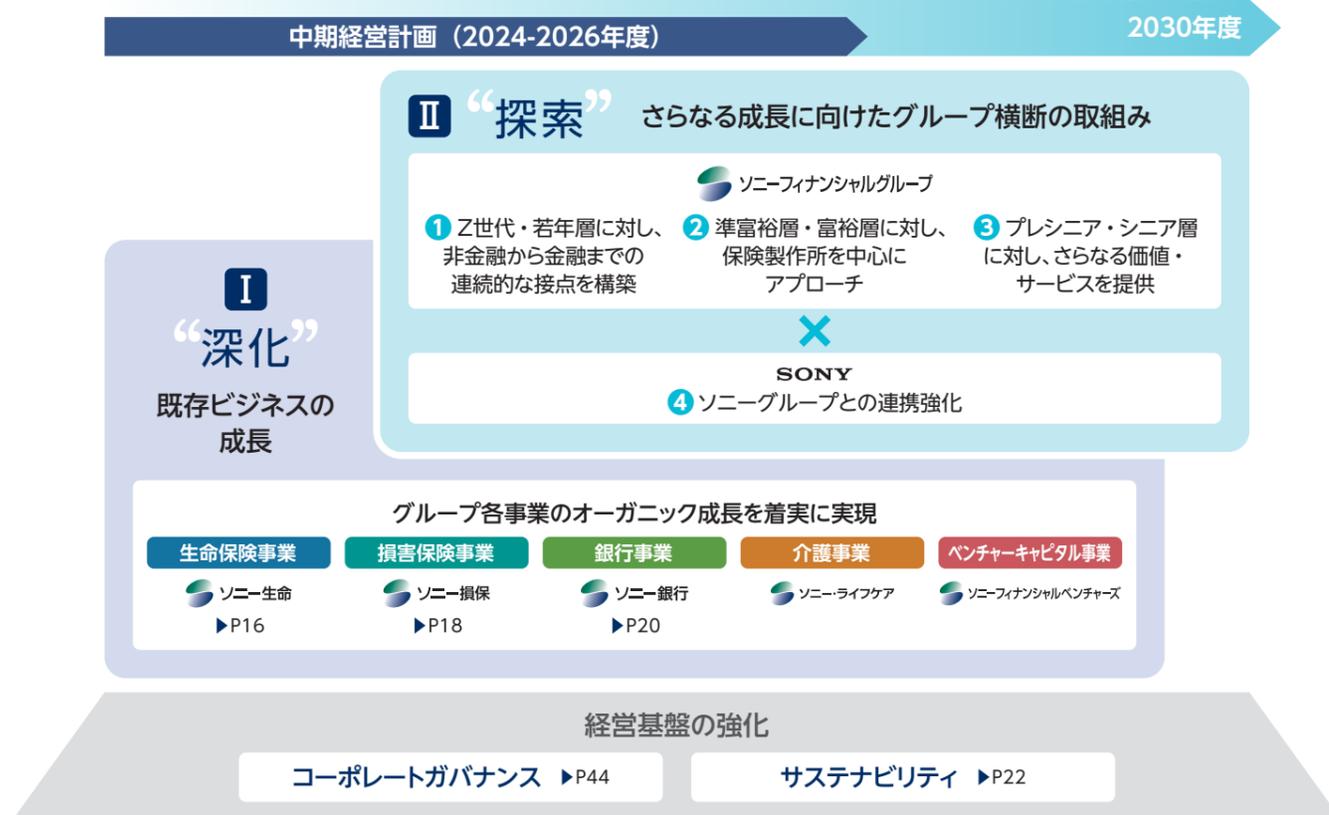
1 当期純利益-調整項目
 ※調整項目 ソニー生命: ①投資損益のうち変額保険関連損益^{注1}・為替差額 (除くヘッジコスト相当分^{注2})、②保険金融損益のうち変額保険関連損益^{注3}・為替差額、③有価証券の売却損益、④その他一過性の損益
 注1: 変額保険・変額個人年金保険見合いで有する、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産から生じるもの
 注2: ヘッジポジションを保持するために必要な取引手数料・マージンコスト。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定 (FVO指定) した債券から生じる当期の経過利息 (期首金利に基づく) を含む
 注3: 変額保険・変額個人年金保険に係る基礎となる項目の変動ならびに金利およびその他金融リスクの変動による影響
 SFGI、ソニー損保、ソニー銀行、その他子会社: 一過性の損益

*2 税率変更 (防衛特別法人税導入) にともなう影響額 (ソニーFG連結194億円、ソニー生命単体195億円) を足し戻した値
 *3 ESR (Economic Solvency Ratio): 経済価値ベースのリスク量に対する経済価値資本 (=経済価値ベースのエンベディット・パリュ+フリクショナル・コスト) の比率 (注) グループ連結ESRは、大局的な経営判断に役立てることを目的に欧州ソルベンシーIIやICS、国内の経済価値ベースのソルベンシー規制動向等を参考に算出しています。
 一部で簡易的な計算方法を採用しており、計算プロセスおよび結果の妥当性に関しては、第三者の検証等は受けていません。
 *4 連結修正ROEは、修正純利益を期中平均純資産 (期首期末平均又は四半期平均) で除して算出

2024-2026年度 ソニーフィナンシャルグループ 中期経営計画の進捗

2024年度にスタートした中期経営計画は2年目を迎えました。現中計はソニーFGが2030年度において目指す姿からバックキャストし、「両利きの経営」における「深化」と「探索」の考え方に基づいた戦略です。既存ビジネスの成長である「深化」と、さらなる成長に向けたグループ横断の取組みである「探索」の両面により、持続的な企業価値の向上を目指していきます。

中期経営計画の成長戦略全体像



I 「深化」 既存ビジネスの成長

ソニー生命

国内の生命保険業界内で高い成長を誇り、業容・シェアともに継続的に拡大しました。ソニー生命が強みとするコンサルティングセールスにより、顕在化しにくい保障ニーズを掘り起こすことで、ソニー生命の保有契約年換算保険料は堅調に増加し、新契約高は3年連続*で国内トップとなりました。

個人のお客さまへの保険販売で培ったコンサルティング力をもとに、法人のお客さまへの保険販売でも差異化を実現し、結果として、法人顧客市場での新契約獲得に結び付いています。こうした実績を支えるライフプランナーおよび代理店の保険営業や経営を支援している代理店サポーターとともに、高い生産性を維持しながら増員も実現できています。今後も、生産性と人材獲得の向上を通じて、ソニー生命の販売力を強化していくような好循環を産み出し、さらなる成長につなげていきます。

* 2022年度～2024年度国内生命保険会社の決算資料を元に算出

ソニー損保

ダイレクト自動車保険を核として、トップラインは安定的に伸長しました。自然災害の増加や保険金単価の上昇により損害率は上昇基調にあるものの、業界内でコンバインド・レシオ*は低い水準にあり、適切な料率改定を実施することなどでコントロールしています。また火災保険についても、自動車保険で培ったマーケティング知見やリスク細分化に基づく適切な料率設定のノウハウなどを活かし、第2の柱とすることを目指し堅調な成長を図っています。

* コンバインド・レシオ = 正味損害率 + 正味事業費率

ソニー銀行

主力の住宅ローンと外貨事業を中心に、安定的に利益成長を継続しました。1口座当たりの預金残高は競合対比で高い水準にあります。また住宅ローンでは業界対比で低いデフォルト率を誇り、良質な顧客基盤を堅持しています。

2025年5月にリリースした次世代デジタルバンキングシステムにより、スピーディーな商品・サービスの提供を実現し、業容拡大を目指しています。

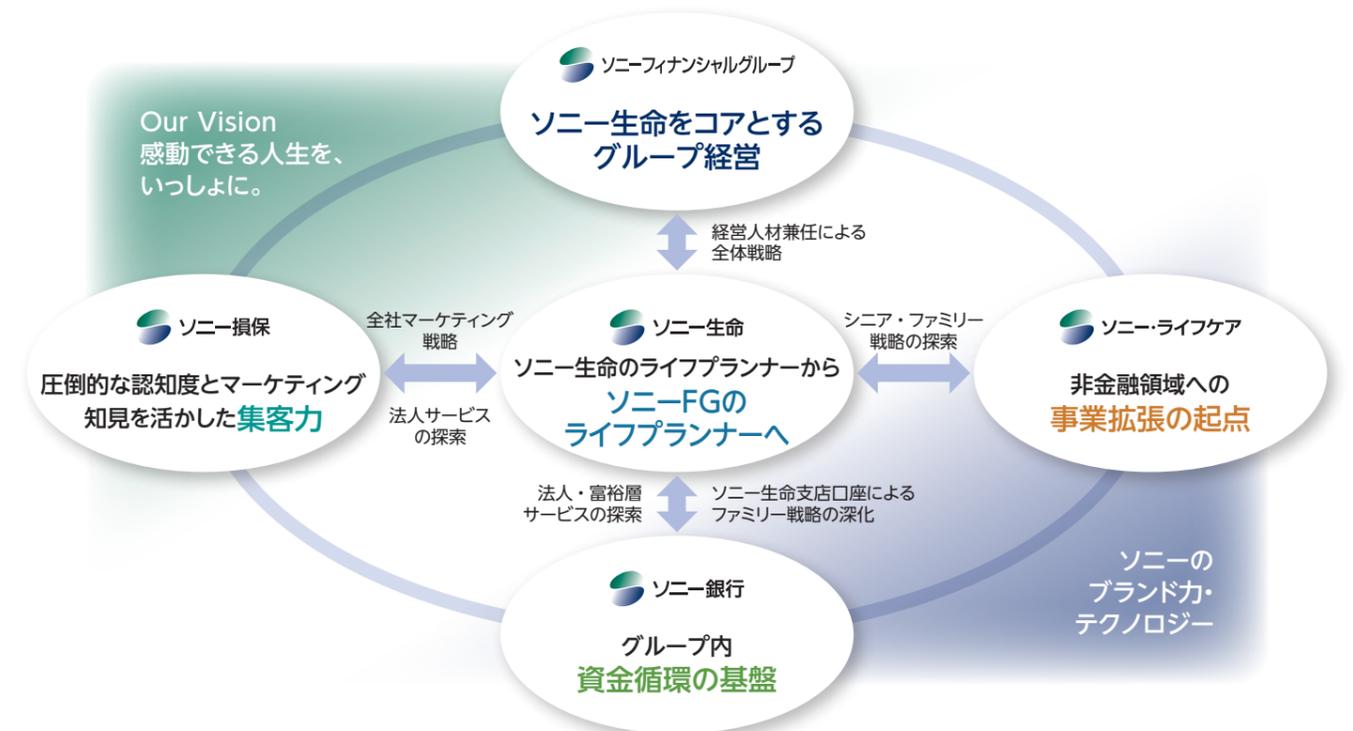
II 「探索」 さらなる成長に向けたグループ横断の取組み

国内人口が減少する中、グループ横断の取組みである「探索」領域の中心は「顧客基盤の拡張」です。従来の主要顧客であるファミリー層に加え、若年層、シニア層、そして富裕層へも顧客基盤を拡大していくため、さまざまな施策を検討・推進しています。特にソニー銀行では、ライフイベントを起点とした顧客接点やソニーグループとの連携を通じたエンタテインメントを起点とした顧客接点の創出により、ソニーFGの顧客基盤拡大に取り組んでいます。

ソニーFGでは、これまで各事業がそれぞれに発揮してきたコアコンピタンス・機能を付加価値の伸びがグループ内で最も大きいソニー生命へ実質的に融合し、ソニー生命をコアとしたグループ一体での価値提供を目指していきます。

ソニーFGのグループ戦略の方向性

各社コアコンピタンスのソニー生命への融合によるグループ一体での価値提供 (ソニーFGのスクラム)



2024-2026年度 ソニーフィナンシャルグループ 中期経営計画の進捗

中期経営計画の経営数値目標

現中計の最終年度である2026年度の目標値として、IFRS連結修正純利益を昨年発表の1,200億円から1,250億円に引き上げました。IFRS連結修正ROEは2026年度に10%以上とすることを目指しています。

なお、2025年9月に予定している上場の時点では、日本会計基準を適用する予定ですが、2026年度にIFRSへと移行することを予定しています。これは、ソニーFGの主たる事業である保険事業において、IFRSの方が事業の成長と利益成長の時間軸をより整合的にお示しできること、またグローバルスタンダードといえる会計基準であることによるものです。

2026年度におけるKPI目標

	2024年度 実績	2026年度 目標
		昨年(2024年)公表 → 引き上げ後
修正純利益 (IFRS)		
ソニーFG連結	615億円 (809億円 ^{*3})	1,200億円 → 1,250億円
ソニー生命	496億円 (691億円 ^{*3})	980億円 → 1,010億円
ソニー損保	39億円	90億円 → 120億円
ソニー銀行	124億円	120億円 → 150億円
修正ROE (IFRS)		
ソニーFG連結	5.5% (7.3% ^{*3})	10.0%以上

1 当期純利益調整項目^{}
 ※調整項目 ソニー生命: ①投資損益のうち変額保険関連損益^{注1}・為替差額 (除くヘッジコスト相当分^{注2})、②保険金融損益のうち変額保険関連損益^{注3}・為替差額、③有価証券の売却損益、④その他一過性の損益
 注1: 変額保険・変額個人年金保険見合いで有する、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産から生じるもの
 注2: ヘッジポジションを保持するために必要な取引手数料・マージンコスト。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定 (FVO指定) した債券から生じる当期の経過利息 (期首金利に基づく) を含む
 注3: 変額保険・変額個人年金保険に係る基礎となる項目の変動ならびに金利およびその他金融リスクの変動による影響
 SFGI、ソニー損保、ソニー銀行、その他子会社: 一過性の損益
 *2 連結修正ROEは、修正純利益を期中平均純資産 (期首期末平均又は四半期平均) で除して算出
 *3 括弧内は税率変更 (防衛特別法人税導入) に伴う影響額 (ソニーFG連結194億円、ソニー生命単体195億円) を足し戻した値

グループ各社における主要計数目標

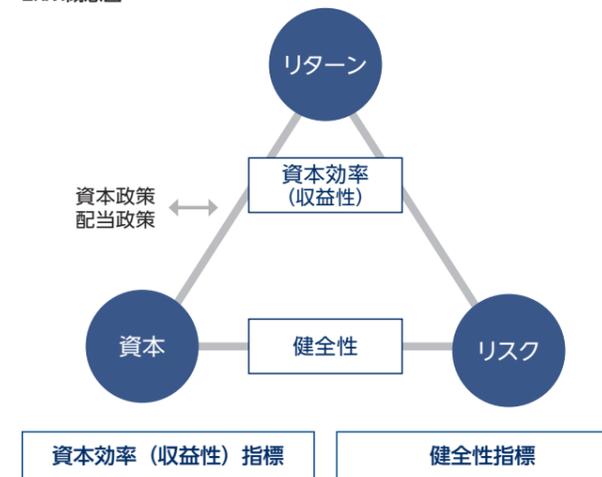
	2024年度 実績	2026年度 目標	
ソニー生命	IFRS新契約価値 ^{*1}	2,799億円	2,800億円 + α
	IFRS包括資本 ^{*2}	2.2兆円	2.4兆円
ソニー損保	元受正味保険料	1,739億円	2,150億円
	コンバインド・レシオ ^{*3}	95.1%	91.7%
ソニー銀行	住宅ローン残高	3.7兆円	4.0兆円
	外貨預金残高	7,712億円	8,400億円
	口座数	205万口座	236万口座

*1 税引後の数値。IFRS新契約価値はIFRSに基づく新契約に係る契約上のサービスマージン (CSM) + 新契約損失要素でIFRS新契約価値 (税引前) を算定し、ソニー生命の実効税率を使用し税引後の数値を算定
 *2 IFRS包括資本はIFRS純資産と税後CSM (再保険CSMを含む) を加算して算定
 *3 E.I.損害率 (アード・インカード損害率) と正味事業費率の和。E.I.損害率は地震保険・自賠責保険を除く

グループERM^{*}

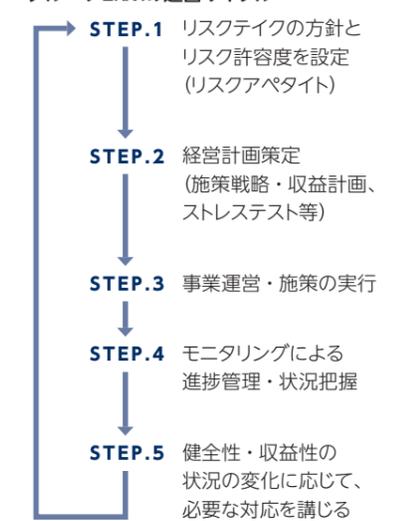
ソニーFGは、グループERMの枠組みを導入しています。資本・リスク・リターンのバランスおよび最適化を図るとともに、資本効率の向上をグループ全体の経営に浸透させ、ソニーFGの持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を目指します。リスクアペタイトに基づく経営計画の策定・実行およびモニタリングを通じて、PDCAサイクルの構築を進めています。また、関連規制動向も視野に入れつつグループERMの高度化も図ってまいります。

ERM概念図



* ERM (Enterprise Risk Management): 統合的リスク管理

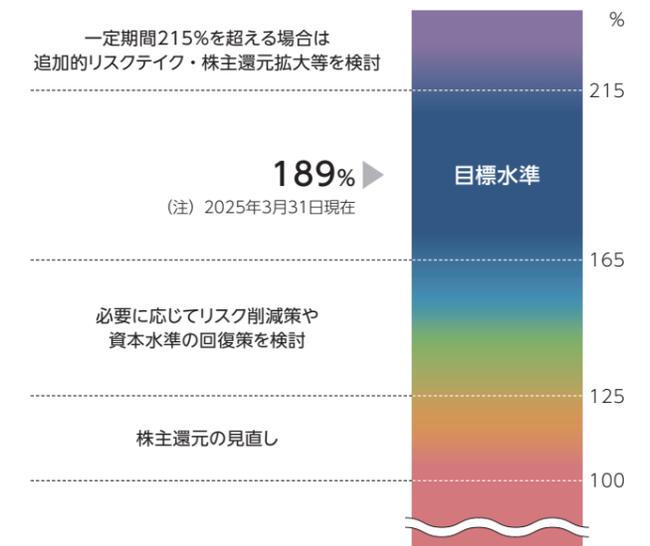
グループERMの運営サイクル



グループ連結ESR^{*}

ソニーFGでは、グループのリスク量に対する資本充実度を示すグループ連結ESRについて「グループERMに関する基本方針」に定めており、収益・リスク・資本のバランスに配慮した経営判断を行ううえでの重要指標のひとつとして活用しています。グループ連結ESRの目標水準については、財務の健全性が一定程度強化されたことに伴い上限を235%から215%へ引き下げ、165%~215%としています。

グループ連結ESRと株主還元との関係性



* ESR (Economic Solvency Ratio): 経済価値ベースのリスク量に対する経済価値資本 (= 経済価値ベースのエンベディット・パリュウ + フリクショナル・コスト) の比率
 (注) グループ連結ESRは、大局的な経営判断に役立てることを目的に欧州ソルベンシーIIやICS、国内の経済価値ベースのソルベンシー規制動向等を参考に算出しています。一部で簡易的な計算方法を採用しており、計算プロセスおよび結果の妥当性に関しては、第三者の検証等は受けていません。

生命保険事業



目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ●「お客様の『生きがい』ある人生をお守りする」というビジョンのもと、「質を伴った成長」「新たな経営品質の確立」「非財務価値の向上と活用」の実現を通じて人々が心豊かに暮らせる社会の実現に貢献していきます。
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●主な取扱商品：死亡保障（定期保険・米ドル建保険・変額保険）、生前給付保険、医療保険、学資保険、年金保険、法人向け保険 ●主な販売チャネル：ライフプランナー（営業社員）、パートナー（募集代理店）
強み	<ul style="list-style-type: none"> ●お客様一人ひとりのゴールの実現をサポートする「トータルライフプランニング」に基づく、長期の資産形成と合理的な保障の提供・維持 ●顧客満足度の高い業務運営 ●負債特性に合わせたALM運用による財務健全性の確保
リスク	<ul style="list-style-type: none"> ●国内保険市場の縮小、ファミリー層の縮小
機会	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな保障・資産形成などのニーズの増加
創出価値	<ul style="list-style-type: none"> ●安心・安全な生活の提供 <ul style="list-style-type: none"> ●ライフプランナーによる質の高いコンサルティングセールス・コンサルティングフォローを通じて、お客様のライフプラン・ゴール実現をサポート ●健康・長寿社会への貢献 <ul style="list-style-type: none"> ●「人生100年時代」における、長期の資産形成や合理的な保障の確保に向けた保険商品の提供 ●健康や医療などの情報・サービス提供を通じて、お客様の健康をサポート



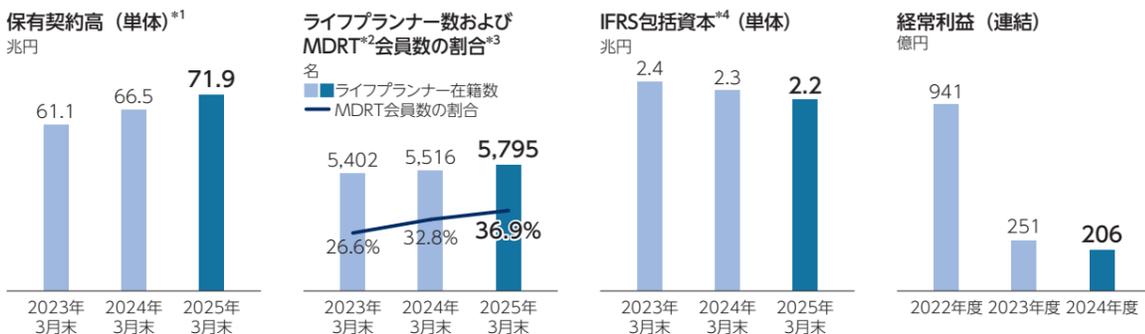
* 構成比率は介護・ベンチャーキャピタル事業および事業間の内部取引消去を除いて算出

2024年度実績レビュー

ソニー生命は、ライフプランナーチャンネルにおいては、厳選採用の徹底や教育・育成の強化、ライフプラン分析システム「GLIP」や、長期の資産形成や合理的な保障の確保に資する「トータルライフプランニング」サービスの推進などをはじめ、コンサルティングセールス・フォローの深化に取り組まれました。代理店チャンネルにおいては、パートナーの特性に応じた支援の拡充などにより、コンサルティング力のさらなる強化に取り組まれました。

2024年度の経常利益は、金利上昇の影響を受け、ALM（資産負債の総合管理）の考え方に基づくリバランスを目的とした債券売却による損益の悪化等により、前年度を下回りましたが、新契約については、新契約年換算保険料・新契約価値ともに増加基調で、その結果、トップラインは順調に伸展しています。

主要指標の推移



*1 個人保険と個人年金保険の合計
*2 MDRT: Million Dollar Round Table (卓越した生命保険・金融プロフェッショナルの世界的な組織)
*3 MDRT日本会ウェブサイトより当社調べ。生命保険協会公表の登録営業職員数を分母に使用し、MDRT会員数はMDRT日本会公表の会員数から代理店分会の会員数を控除した数値を分子に使用
*4 IFRS純資産と税後CSMの合計

中期経営計画における成長に向けた取組み

外部環境が変化する中でも、これまで達成してきた高水準の業績を維持すべく、ライフプランナーチャンネル・代理店チャンネルにおける取組みを深化させていくとともに、多様なニーズへの対応を通じて、顧客セグメントを拡大させていきます。

また、保険事業としての十分な健全性の確保を前提としたうえで、持続的な成長の実現に向けて、利益の安定化・収益力の強化に引き続き取り組んでいきます。

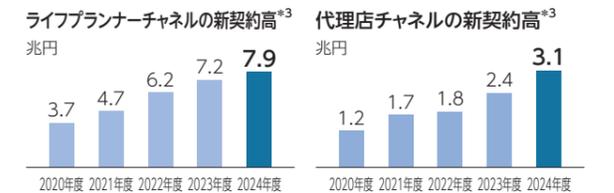
ライフプランナーチャンネル・代理店チャンネル強化による営業生産性の向上

ライフプランナーチャンネル・代理店チャンネルともに生産性向上、法人営業の強化などの取組みを進めたことにより、ソニー生命の新契約高・業界シェアは着実に増加しています。

お客様からの保障引受額を示す新契約高は、3年連続^{*}で国内トップとなりました。特に、コンサルティングセールス手法やデジタルツールの活用など個人のお客様への保険販売で培ったノウハウを法人のお客様への保険販売においても活かすことで、法人向けの新契約高は近年大幅に伸長しています。

今後も、ライフプランナーや代理店サポーターの採用・教育を強化し、DXの活用によりライフプランナーや代理店サポーターがより付加価値の高い業務に注力できる体制を整備することで、お客様への提供価値をさらに高めていきます。

* 2022年度～2024年度国内生命保険会社の決算資料を元に算出



*1 2022年度までは生命保険統計号に記載の個人保険・個人年金保険の合計。2023年度以降は一般社団法人生命保険協会ホームページに掲載されている「生命保険事業概況」に記載の個人保険・個人年金保険の合計。
*2 ソニー生命のシェアはソニー生命の新契約高を業界全体の契約高で除して算出
*3 社内管理基準で算出した新契約高

顧客セグメントの拡大

従来主力セグメントとしていたファミリー層に加え、法人のお客様、シニア層のお客様への価値提供を拡大していきます。法人のお客様に対しては、さまざまな経営課題の解消に向けて、ソニー生命独自のシステム「Biz-Plan WEB」を活用したコンサルティングサービスの提供に取り組んでいます。法人経営者から、一族資産継承やシニア向けサービス、従業員向けサービス、さらにファミリー向けサービスへと連続的な価値提供を行っていきます。

シニア層のお客様に対しては、AIを活用したシニアライフプランニングの高度化や、シニア層ニーズに対応する商品・サービスの強化に取り組んでいきます。

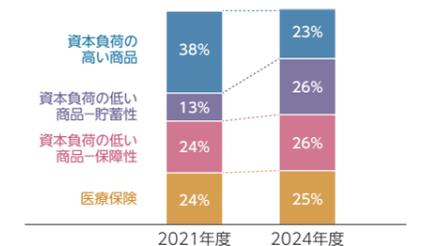
持続的な成長を支える財務基盤の強化

健全性の維持と利益安定化・収益力強化に向け、営業・商品開発・資産運用の三位一体にてリスクとリターンを管理し、財務基盤の強化を図ります。

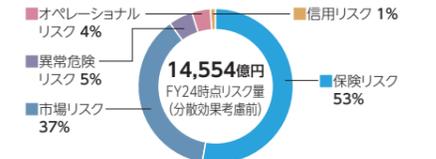
商品ミックスについては、終身保険に代表される資本負荷の高い商品から、資本負荷の低い貯蓄性商品や保障性商品の販売へシフトし、終身保険等の販売を通じて提供していた「貯蓄」と「保障」を分けた結果、保有契約における商品ミックスも、高い資本効率の実現を可能とする構成へと徐々に変化しています。

資産運用については、健全性の適正水準維持のため、従来からALM運用を推進してきました。経済価値ベースのリスクプロファイルは継続して保険リスクが中心です。市況が変動する中でも、健全性の適正水準を維持しつつ、リスク分散や超過収益を企図した運用の多様化を進めていきます。

商品ミックスの推移 (IFRS保有契約価値ベース)



経済価値ベースリスクプロファイル (分散効果考慮前)



損害保険事業



目指す姿	●お客さまにとって価値ある「違い」の創出に挑戦し、安心と感動をお届けすることで、一人ひとりが豊かに暮らせる社会の実現に貢献します。	
概要	●主に個人向けのダイレクト保険会社 ●主な取扱い商品：自動車保険、火災保険、医療保険、海外旅行保険 ●主な販売チャネル：インターネット	
強み	●一人ひとりのリスクに合わせた合理的な保険料設定 ●事故対応、カスタマーセンター、ウェブサイトなどにおける高品質なサービス ●高度なマーケティング力	
リスク	●自然災害の頻発・甚大化による損害率・再保険料の上昇	機会 ●自然災害に備えた保険ニーズの高まり ●ECニーズの高まり
創出価値	安心・安全な生活の提供 ●先進技術活用による、交通事故の少ない安全な社会の実現への貢献 ●安全で安心して暮らせる住まいへの貢献 健康・長寿社会への貢献 ●医療保険ビジネスを通じ、お客さまニーズに即した保障を提供 生活の利便性の向上 ●社会変化に対応した新商品・サービスの開発 ●テクノロジーの活用による業界をリードした、“UI/UX・お客さま満足度No.1”の実現	



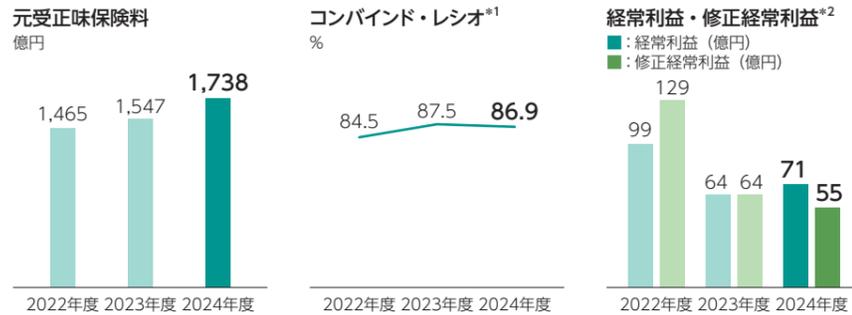
* 構成比率は介護・ベンチャーキャピタル事業および事業間の内部取引消去を除いて算出

2024年度実績レビュー

ソニー損保は、自動車保険における保険料改定やマーケティング強化、火災保険の大手乗合代理店での販売開始などにより、着実に業容を拡大させました。また、自動車保険の事故解決におけるドライブレコーダー映像のAI解析サービスの導入や、見積結果ウェブ画面の改良などお客さま本位の取組みを進めた結果、今年度も複数の外部評価機関から業界最高水準の顧客満足度評価をいただきました。

コンバインド・レシオは、物価上昇にともなう支払い保険金単価の上昇や自然災害の頻発等による損害率の悪化により上昇傾向にありましたが、事業費率抑制などを推進し、コントロールしています。

主要指標の推移



*1 コンバインド・レシオ=正味損害率+正味事業費率
*2 修正経常利益=経常利益+異常危険準備金繰入額

中期経営計画における成長に向けた取組み

ソニー損保では、主力の自動車保険と火災保険を中心とした成長により、引き続きトップラインの伸長を図っていきます。加えて、上昇傾向にある自動車保険の損害率に適切に対応することで、高い収益率の維持に努めます。また、ソニー損保の強みである高品質なサービス、商品の合理性・独自性、マーケティング強化を通じた顧客基盤拡大、生産性の高い効率的な事業運営などにより、お客さまに信頼され、選んでいただけるダイレクト保険会社としての成長の持続を目指します。

自動車保険

ダイレクト自動車保険の市場規模自体が成長する中、ソニー損保の元受正味保険料は順調に増加しており、市場全体の成長を牽引しつつNo.1のポジションを確立しています。自然災害の頻発・激甚化や物価上昇などに対応するための機動的な保険料の改定や、従来のテレビCMに加えてウェブ動画向けの広告を増やすなどのマーケティング強化の結果、保険料収入は順調に伸長しました。また、業界最高水準の顧客満足度評価や、ソニーブランドを活かした高いブランド認知度により、過度な価格競争を回避した収益性の高いプライシングを実現しています。

引き続き商品力の強化や各種サービスの進化などを通じて、お客さまにとっての価値ある「違い」をお届けすることで、さらなる潜在顧客の開拓を図っていきます。

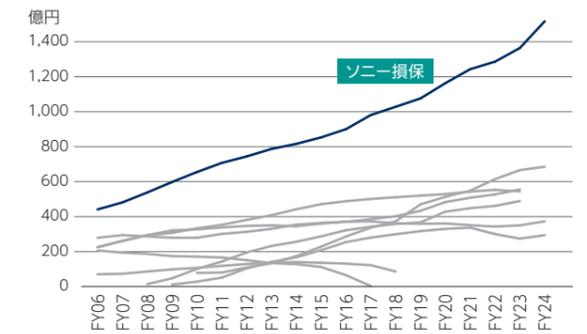
自動車保険市場と主なダイレクト保険会社のシェア



■：元受正味保険料* (左軸：億円)
—：主なダイレクト保険会社のシェア (右軸：%)

* 損害保険会社全社合計値で、自動車保険市場を示す。
(注) グラフは、各社の公表資料などからソニー損保が作成
3月31日に終了した1年間

主なダイレクト保険会社の自動車保険元受正味保険料の推移

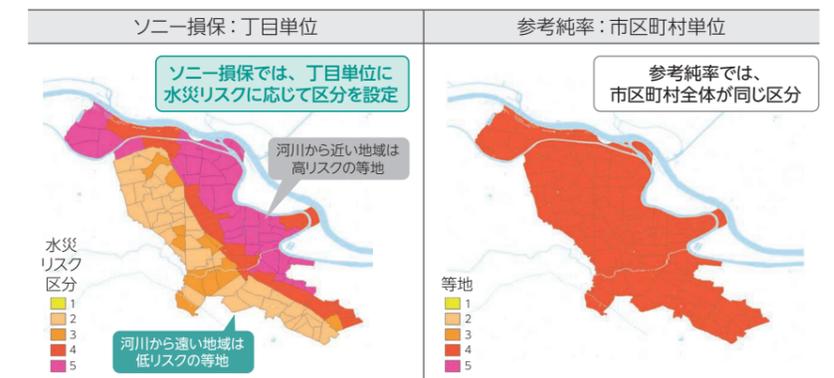


(注) グラフは、各社の公表資料などからソニー損保が作成
3月31日に終了した1年間
2024年度については、2025年6月16日までに公表された数値を表示

火災保険

自動車保険で培ったマーケティングに関するノウハウの活用、ハザードマップを活用した丁目単位での実態に即した合理的なプライシングを通じて商品の訴求力を高めることで、競合他社との差別化を図り、契約件数が順調に増加しています。

水災リスク判定



顧客基盤の拡大

主力の自動車保険・火災保険の成長のほか、新たな保険商品を開発・発売することで多様化を推進し、顧客基盤の拡大を目指していきます。

銀行事業



目指す姿	●「自分らしく生きようとする人々のあらたなインスピレーションとなり、一人ひとりの可能性をひろげる」ことに貢献する銀行を目指しています。	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人向けのインターネット専門銀行 ● 主な取扱い商品：金利タイプの変更や繰上げ返済が自由にできる住宅ローン 魅力的な為替コストを実現した外貨預金 11通貨対応のVisaデビット付きキャッシュカード "Sony Bank WALLET" ● 主な販売チャネル：インターネットおよびCONSULTING PLAZA、銀行代理業者 	
強み	<ul style="list-style-type: none"> ● インターネット銀行の特性を活かした安心・安全で利便性の高いサービス ● 質の高い豊富な商品ラインアップ ● 顧客満足度の高い業務運営 	
リスク	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内住宅ローン市場の縮小 ● 海外金利の低下 	機会
		<ul style="list-style-type: none"> ● 資産運用商品・サービスのニーズ増加 ● 国内金利の上昇
創出価値	<ul style="list-style-type: none"> ● 安心・安全な生活の提供 ● 専任ローンアドバイザーのきめ細かなサービスによりマイホーム購入をサポート ● 健康・長寿社会への貢献 ● ソニーグループが有するテクノロジーの活用やセミナー・個別相談の提供、データ活用により、お客さまの中長期的な資産形成・資産運用をサポート ● 生活の利便性の向上 ● "Sony Bank WALLET" を通じた通貨を問わないシームレスな決済手段の提供や、非接触・モバイル決済への対応を含めた金融取引のさらなる利便性の向上 	



* 構成比率は介護・ベンチャーキャピタル事業および事業間の内部取引消去を除いて算出

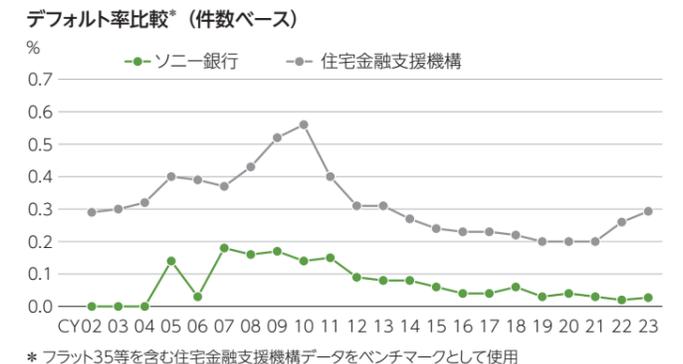
中期経営計画における成長に向けた取組み

主力の住宅ローン事業と外貨事業を中心にトップラインを伸長させるとともに、経費を適切にコントロールし、着実な利益成長を目指します。また、利便性や商品・サービスの品質向上の追求に加えて、ソニーグループとの連携等による新たな価値創造に向けた取組みを通じて、顧客基盤とLTV（顧客生涯価値）拡大を目指していきます。

まず、主力商品である住宅ローン、外貨預金、Sony Bank WALLETのさらなる強化に取組みます。加えて、グループ内外の企業との提携を推進し、ライフイベント起点、コミュニティ起点の両面から顧客基盤の拡充に取り組んでいきます。お客さまの資産やライフステージに応じた提案力の強化にも取り組んでいきます。また、新たな価値創造に向けた取組みとして、ソニーグループが有するテクノロジーの積極的な活用や、エンタテインメント領域における連携等を積極的に進めていきます。

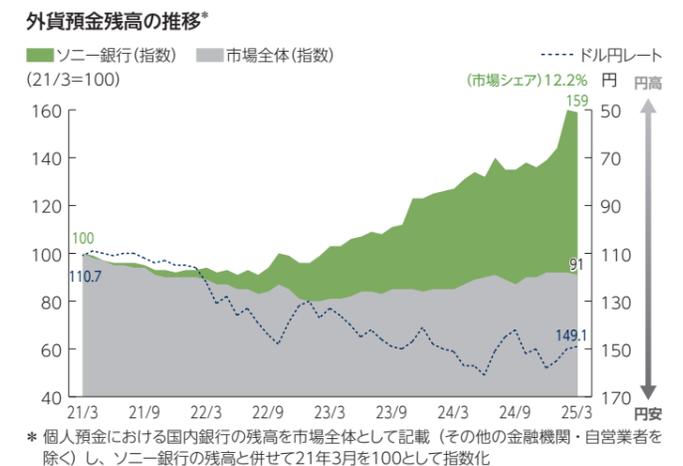
■ 住宅ローン

ソニー銀行の住宅ローンは業界対比で低いデフォルト率を誇り、良質な顧客基盤を堅持しています。顧客対応においては専任ローンアドバイザーのきめ細かなサービスにより、マイホーム購入をサポートしています。お客さまサービスのさらなる向上を企図し、2024年度には、登記書類のオンライン・ペーパーレス化対応や、オペレーターがリアルタイムで対応する「住宅ローンチャットサポート」を開始しました。引き続き、働き方やライフスタイルの変化にともなうさまざまなニーズにお応えするため、提携業者・代理店との連携強化、新たな商品・サービスの提供、テクノロジー活用による審査プロセス高度化等を通じて、さらなる顧客満足度の向上と事業構造の強化を目指します。



■ 外貨

アプリや“Sony Bank WALLET”の利便性、為替コストの優位性、金利環境をとらえたマーケティング活動等により、残高は安定的に増加しています。2025年2月には、外貨預金残高が7,000億円に達しました。今後も、継続的なブランディングの強化、スマートフォンでの外貨取引や外貨送金の強化による利便性向上、外貨実需ニーズの高い異業種企業との連携により競合他社との差別化を図り、さらなる競争力強化を目指します。



■ 顧客基盤の拡大

ソニー銀行は、お客さまの進学、就職、結婚、出産、住宅購入、退職等のライフイベントを起点としたソニーFG内での連携、ソニーグループが有するテクノロジーの積極的な活用や、エンタテインメント領域における連携等を積極的に進め、グループにおける顧客獲得と資金循環の基盤として役割を發揮していきます。将来の潜在的な顧客基盤になりうるZ世代・若年層に対しては、タッチポイントの確保に努めることにより、ソニーFG全体としての顧客基盤の拡大、そしてさらなる成長に貢献していきます。

2024年度実績レビュー

ソニー銀行は、お客さまの多様なニーズにお応えするため、顧客基盤拡充に向けて提携先等を広げるとともに、商品・サービスの強化および利便性向上を図ってきました。

ソニーグループ等との連携により、web3エンタテインメント領域向けスマートフォンアプリ「Sony Bank CONNECT」の取扱いを開始しました。

住宅ローンにおいては、特別金利の適用となる環境配慮型住宅の対象範囲・金利引き下げ幅の拡大や、西日本エリアにおけるローン関連サービスの強化を目的とした西日本ローン事業部の新設など、商品・サービスを強化しています。

主要指標の推移



サステナビリティの考え方

ソニーFGは、私たちのありたい姿（Our Vision）として「感動できる人生を、いっしょに。」を掲げ、感動できる人生を支える3つの寿命として、「感動寿命（自分らしく生きる）」「資産寿命（経済的な健全性）」「健康寿命（生きる土台）」を私たちの事業における礎（Our Foundation）と位置づけています。

これらの考えのもと、ソニーFG各社の事業を通じた取組みにより、「自分らしく生きる人」を支えるとともに、「人」を取巻く「社会」・「環境」の課題解決に貢献し、持続可能な社会の実現と企業価値向上に努めてまいります。



取り組むべき社会・環境課題と6つの重点項目

ソニーFGは、「人口構造の変化」「生活への不安」「地域経済の疲弊」「テクノロジーの発展・進化への対応」「ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン (DE&I)」「人権の尊重」「気候変動・生物多様性」を特に解決を目指すべき社会・環境課題として定めています。ソニーFGのユニークさを活かし、社会の一員として、重点課題への取組みを通じて社会的価値を創造し、「感動できる人生」の実現に貢献していきます。

6つの重点項目



1. お客さまに寄り添う金融グループへ

大きな社会の変化や生活への不安に立ち向かい、「自分らしく生きる」を実現するためには、将来に向けて前向きで自分らしい人生をデザインし、生きがいを通して日々のワクワク感・幸福感を感じられることが重要だと考えます。

私たちは、お客さま一人ひとりに合わせた付加価値の高い商品やテクノロジーを活用したサービスによる顧客体験価値の向上を通して、お客さまの「自分らしく生きる」選択をサポートいたします。

- 生命保険事業** ▶ ソニー生命 | ライフプランナーによるトータルライフプランニングの提供
<https://www.sonylife.co.jp/lifeplanner/lifeplanning/>
- 損害保険事業** ▶ ソニー損保 | 「安全運転でキャッシュバックプラン」の提供
<https://www.sonysonpo.co.jp/auto/good-drive/>
▶ ソニー損保 | 「GOOD DRIVE アプリ」の提供
<https://www.sonysonpo.co.jp/auto/good-drive-purpose/>
- 銀行事業** ▶ ソニー銀行 | 子どもを支援する積立3商品の提供
<https://sonybank.jp/corporate/sustainability/contribute.html>
- 介護事業** ▶ ソニー・ライフケア | お客さまの“Life Focus”実現への取組み
<https://www.sonylifecare.co.jp/life-focus/>
- ソニーFG** ▶ ソニーFG (SFGI・生命・損保・銀行) お客さま本位の業務運営の取組み
<https://www.sonyfg.co.jp/ja/sustainability/stakeholder/customer.html>

▶ P30 お客さま本位の業務運営方針（概要）



トータルライフプランニングの提供イメージ



2. 金融教育をすべての人々へ

子どもたちが将来に向けて前向きに人生を考え、自分らしい生き方を選択できること、何歳になっても心が躍動し続ける充実した人生を過ごすためには、自分の夢やありたい姿を描き、計画すること、お金の大切さやお金との正しい付き合い方を学び、資産形成の難しさ・楽しさを学ぶことが重要だと考えます。

私たちは青少年・社会人の皆さま向けの金融教育活動、人生のウェルビーイング向上を目指す金融エデュテインメント*等の取組みを通して、すべての人々の「自分らしく生きる」を応援いたします。

*エデュテインメント：Education（教育）とEntertainment（娯楽、エンタテインメント）を掛け合わせた造語。

- 生命保険事業** ▶ ソニー生命 | ライフプランニング授業の実施
<https://www.sonylife.co.jp/land/sustainability/community/lp/>
- 銀行事業** ▶ ソニー銀行 | 産学連携による金融教育プログラムの実施
<https://sonybank.jp/corporate/disclosure/press/2025/0331-01.html>
- ソニーFG** ▶ SFGI | 金融エデュテインメント動画の配信
https://www.sonyfg.co.jp/ja/group/stories/241128_01.html



白百合女子大学との産学連携金融教育プログラム 初回授業の様子



3. 誰もが輝ける社会へ

「自分らしく生きる」には、誰もが商品やサービスを自ら選択できることが重要です。そのためには、年齢や障がいなど個人の特性や能力・環境にかかわらず、すべてのお客さまに私たちの商品やサービスにアクセスできる環境を提供することが必要だと考えます。

私たちは、アクセシビリティ*向上をサステナビリティ推進に欠かせないテーマのひとつと位置づけ、共通のポリシーのもと、アクセシビリティ向上に取組み、すべてのお客さまに快適なサービスをご利用いただくことで誰もが輝ける社会の実現を目指します。

*アクセシビリティ：年齢、身体、環境などに関係なく、誰もが機器やサービスを簡単に利用できること。

- 生命保険事業** ▶ ソニー生命 | アクセシビリティ向上の取組み
<https://www.sonylife.co.jp/land/sustainability/cs/>
- 損害保険事業** ▶ ソニー損保 | アクセシビリティ向上の取組み
<https://www.sonysonpo.co.jp/company/sustainability/accessibility/>
- 銀行事業** ▶ ソニー銀行 | アクセシビリティ向上の取組み
<https://sonybank.jp/corporate/sustainability/accessibility.html>
- 介護事業** ▶ ソニー・ライフケア | アクセシビリティ向上の取組み
https://www.sonyfg.co.jp/ja/group/stories/230515_01.html

▶ P31 アクセシビリティ向上に向けた対応



老人ホームで楽しみながら取り組むソニーグループの先端技術を用いた「リハビリゲーム」

4. 自分らしく働ける会社へ

多様な価値観や属性を持つ社員一人ひとりに、公平・公正な成長機会と自身の能力を最大限に発揮できる職場環境を提供することが、社員一人ひとりにとって「自分らしく生きる」ために必要だと考えます。

私たちは、すべての社員に自分らしく働き、輝く機会を提供するため、ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン (DE&I) を推進していきます。また、ソニーフィナンシャルグループ行動規範に基づき、人権を尊重し、誠実に事業活動を行うことを推進していきます。

- ▶ **ソニーFG** | ソニーFG (全社) | 人材育成と働きやすい職場づくりの取組み
<https://www.sonyfg.co.jp/ja/sustainability/stakeholder/employee.html>
- ▶ **ソニーFG** (全社) | 人権への取組み (ソニーフィナンシャルグループ行動規範)
https://www.sonyfg.co.jp/ja/company/data/code_of_conduct.pdf

▶ P32 社員



ソニー生命での育児の座談会の様子

5. 生き生きとした地域社会へ

「自分らしく生きる」ためには、人々が楽しく暮らし、学び働ける、生き生きとした地域社会という土台があることが重要だと考えます。

私たちは、社会の一員として、社員一人ひとりの積極的な社会貢献活動やグループ一体となった活動を通して、地域社会の活性化や地域社会とのつながりの拡充を促進していきます。

- ▶ **生命保険事業** | ソニー生命 | 社会貢献への取組み (ソニー生命ボランティア有志の会の活動等)
<https://www.sonylife.co.jp/land/sustainability/community/>
- ▶ **損害保険事業** | ソニー損保 | 社会貢献への取組み (防災・減災への取組み等)
<https://from.sonysonpo.co.jp/topics/news/2025/04/20250415.html>
- ▶ **銀行事業** | ソニー銀行 | 社会貢献への取組み (Sony Bank GATEによる挑戦企業への応援投資等)
<https://sonybank.jp/corporate/sustainability/social.html>
- ▶ **ソニーFG** | ソニーFG (全社) | 社会貢献への取組み (グループ各社の取組み)
<https://www.sonyfg.co.jp/ja/sustainability/stakeholder/community.html>



SDGsに取組むNPO団体を支援する寄付型クラウドファンディング
<https://congrant.com/jp/corp/sonybank/givingforsdgs.html>

6. 美しい地球を未来世代へ

気候変動や生態系を脅かす環境破壊などの環境問題は、すべての人々の「自分らしく生きる」人生に大きな影響を与えるものと認識しています。

私たちは、グループ一丸となって、美しい地球環境を守り、未来世代へつなげられるよう、温室効果ガス排出量削減や、生物多様性への対応を着実に実施するほか、責任ある投資家としてESG投融資を推進していきます。

- ▶ **生命保険事業** | ソニー生命 | 環境への取組み (そらべあ基金への寄付活動等)
<https://www.sonylife.co.jp/land/sustainability/environment/>
- ▶ **損害保険事業** | ソニー損保 | 環境への取組み (そらべあ基金への寄付活動等)
<https://www.sonysonpo.co.jp/company/sustainability/environment/>
- ▶ **銀行事業** | ソニー銀行 | 環境への取組み (スマトラ島森林保全活動への寄付等)
<https://sonybank.jp/corporate/sustainability/sumatra-project.html>

▶ P40 地域社会・環境



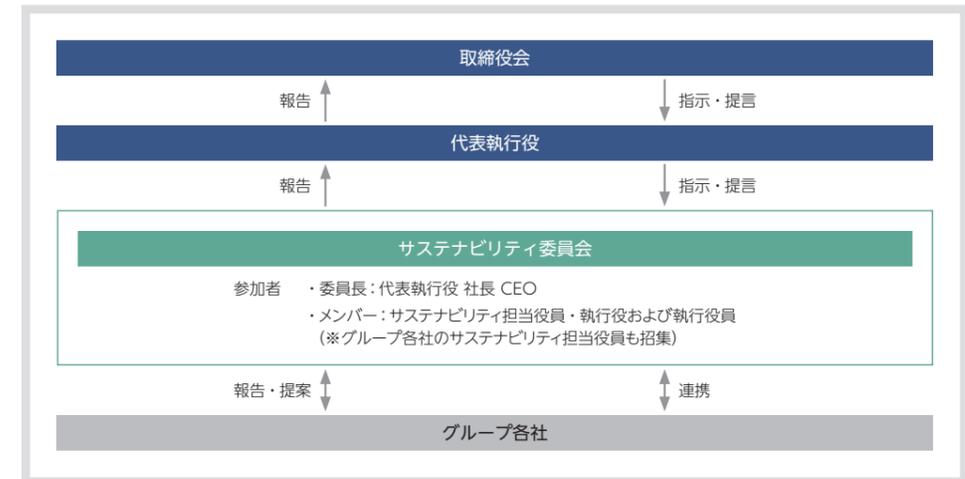
インドネシア・スマトラ島での森林保全活動の様子

サステナビリティ経営に向けた体制

ソニーFGでは、サステナビリティを経営のトップアジェンダのひとつとして位置づけています。

サステナビリティ経営の実効性を担保するためにサステナビリティ委員会を設置し、SFGIの代表執行役 社長 CEOを委員長に、サステナビリティ担当役員および数名の社内役員をメンバーとし、グループ各社のサステナビリティ担当役員も参加する形で、グループのサステナビリティ推進全般に係る事項、課題やリスクの審議等を行い、適宜、取締役会へ報告を行っています。なお、サステナビリティの取組みは役員報酬とも連動させています。すべての役員がサステナビリティ活動の重要性を認識し推進しています。

また、SFGIの経営企画部内に専担部署としてサステナビリティ推進室を設置して推進体制の強化をさらに進めつつ、グループ一丸となってサステナビリティ推進に取り組んでいます。



SDGs達成への貢献

ソニーFGは、ステークホルダーからの期待に応えるとともに、企業価値向上と持続可能な社会の発展の両立を目指します。また、こうしたサステナビリティ向上に向けた取組みを推進することで、SDGs (持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals) の達成にも貢献していきます。

さまざまな立場から	SDGs目標	主な取組み
金融機関 (ソニーFG) として	1 貧困をなくそう、3 持続可能な経済と雇用を促進、9 産業と技術革新の基盤をつくろう	●健康や福祉をサポートする商品・サービスの提供 ●金融サービスへのアクセス促進・拡大 ●金融リテラシーの向上に資する商品・サービスの提供 ●中小企業・地域社会への貢献
投資家として	7 再生可能エネルギーに転換、13 気候変動に具体的な対策を	●ESG (気候変動の緩和等に向けた) 投資強化 ●ESG債の発行
雇用者として	5 ジェンダー平等を促進しよう、8 働きがいも経済成長も、10 人や国の不平等をなくそう	●女性活躍推進 ●機会均等・不平等の是正 ●すべての人々の能力強化および経済的な包含
企業市民として	4 質の高い教育をみんなに、11 住み続けられるまちづくりを、16 平和と公正をすべての人に	●学習機会の提供 ●持続可能な都市化を促進 ●公正な取引の推進

持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載され、17の目標・169のターゲットからなる2030年までの世界共通の成長戦略です。

ESG投資の推進

グループ共通のESG投資方針および中長期目標

ソニーFGは、2022年にグループ共通のESG投資方針を策定いたしました。当該方針では、ESG観点を踏まえた投資判断の実行を規定するとともに、投資先企業の持続可能性を高めるためのスチュワードシップ活動等の観点を盛り込んでいます。

グループ各社においては、当該方針に則して投資管理規程を制定し、ESGインテグレーションなど新たな投資手法を導入するなどESG投資態勢の整備を進めるとともに、投資先企業との対話（エンゲージメント）を強化しています。

またソニーFGは、グループ全体のESG投融資累計額の中長期目標を設定（2030年度末までに5,000億円超）し、着実に投融資を実行するとともに、機関投資家間での意見交換や関連する業界団体等が主催する勉強会（研究会）への参加も積極的に進めています。

▶SFGIウェブサイト「ソニーフィナンシャルグループ ESG 投資方針」
https://www.sonyfg.co.jp/ja/csr/pdf/esg_policy.pdf

ESGに関連する投資の実施

ソニーFGでは、ESGに関連する案件への投資（グリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド等）を進めています。

投資対象としても、企業、国立大学法人、独立行政法人、地方公共団体等に至るまで、幅広く投資をしています。これらの投資を通じて、今後もサステナビリティ活動の促進を図るとともに、責任ある投資家としての責務を果たし、持続可能な社会への貢献をより一層進めています。

また、ソニー銀行の要請により2022年9月に組成されたアフリカ開発銀行発行の南アフリカランド建てグリーンボンドは、英国の環境金融専門誌Environmental Financeが発表した「Bond Awards 2023」において「Green bond of the year supranational」を受賞しています。

イニシアティブへの参画

国際的なイニシアティブへの参画を通じ、温室効果ガス（GHG）排出量の計測・開示・削減を促進しています。

PCAF（Partnership for Carbon Accounting Financials）への加盟

PCAFは、金融機関の投融資を通じた間接的なGHG排出量の測定・開示基準の作成に主導的な役割を果たす国際的なイニシアティブです。PCAFへの加盟、およびPCAFが開発する測定・開示基準の利用により、投融資ポートフォリオのGHG排出量の測定・開示を進めてまいります。



CDPへの署名

CDPIは、企業等に気候変動問題への対応を促す国際的なイニシアティブです。CDPへの署名を通じて、ソニーFGの保有する投融資ポートフォリオ（株式、社債など）から発生するGHG排出量の削減を推進してまいります。



ソニーFGでは、以下のとおり気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言に沿った気候変動に関連する情報（以下「気候関連情報」）を開示します。

ソニーFGは、今後もグループ一体となって、分かりやすい気候関連情報の開示に取組むとともに、気候変動へのより一層の対応を進めていきます。

ガバナンス

ソニーFGでは、取締役会が「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方（サステナビリティを含む）を定めています。また、中期経営計画および事業計画の策定にあたっては、サステナビリティ推進（気候変動への対応を含む）に係る重点取組項目に目標・KPIを設定し、取締役会等に進捗状況の定期報告を行っています。

併せて、SFGIの取締役会は、「リスク管理基本規則」を制定し、役員・従業員ならびにグループ会社に周知徹底を図ることで、グループ各社のリスクの所在および種類を把握し、各種リスクを適切に管理する態勢を整備しています。気候変動への対応については、気候変動が各種リスクに大きな影響を与えることに鑑み、取締役会の決議により選任された執行役CFOの責任のもと管理しています。具体的には、リスク管理統括部署が、グループ各社のリスク管理部門・経営企画部門などと連携のうえ、モニタリングやリスク管理会議の開催などを通じて、グループ各社のリスク管理状況を把握し、取締役会等に四半期ごとに報告しています。

SFGIは、サステナビリティ経営の実効性を担保するためにサステナビリティ委員会を設置し、代表執行役 社長 CEOを委員長に、サステナビリティ担当役員、執行役や執行役員をメンバーとし、グループ各社のサステナビリティ担当役員も参加する形で、グループのサステナビリティ推進全般に係る事項、課題やリスクの審議等を行い、適宜、取締役会へ報告を行っています。

また、経営企画部内に専担部署としてサステナビリティ推進室を設置して推進体制の強化をさらに進めつつ、グループ一丸となってサステナビリティ推進に取組んでいます。

なお、サステナビリティの取組みは、役員報酬とも連動させています。役員報酬は、固定部分の他に、業績に応じた業績連動部分および株式報酬による中長期インセンティブ部分の3つで構成されています。そのうち、業績連動部分の定性評価の一指標として、サステナビリティの取組みを含めています。

▶ソニーFG コーポレートガバナンス「リスク管理」
https://www.sonyfg.co.jp/ja/sustainability/risk_management.html

▶ソニーFG サステナビリティ「サステナビリティの考え方 サステナビリティ経営に向けた体制」
<https://www.sonyfg.co.jp/ja/sustainability/approach.html>

リスク管理

ソニーFGでは、グループERMの枠組みを導入しています。すでにグループ各社で導入していた統合的なリスク管理の枠組みをグループ全体に広げることで、資本・リスク・リターンのバランスおよび最適化を図るとともに、資本効率の向上をグループ全体の経営に浸透させ、グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を目指しています。

SFGIおよびグループ各社はグループERM運営プロセスにおいて、取締役会等で、リスク発生頻度・蓋然性、資本・業績への影響を加味したヒートマップを作成のうえ、中期的に最も注意が必要なリスクをトップリスクとして特定し、定期的なモニタリングを通じて適切に管理しています。

また、気候変動リスクについては、トップリスクを選定するうえでの重要な要素として認識しており、戦略項目に記載のシナリオ分析を実施し、グループ全体に及ぼす影響を評価しています。

戦略

ソニーFGは、環境に関連するさまざまなリスクの把握に努めるとともに、想定されるリスクへの対応を進めています。気候変動について、SFGIIは、グループ全体への影響を評価するため、グループ会社であるソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行の個々の事業の気候変動リスク・機会を、外部専門家の知見やESG評価機関・投資家イニシアティブ・業界団体などのガイドラインを参考に認識しています。さらに、各事業の特性や保有資産のエクスポージャーを踏まえて優先順位づけを行い、シナリオ分析を実施のうえ、重要な気候変動リスク・機会を識別しています。

前提としたシナリオとして、国際エネルギー機関（IEA）が想定する1.5℃シナリオ（IEA Net Zero Emissions by 2050 Scenario）、2℃シナリオ（IEA Sustainable Development Scenario）、4℃シナリオ（IEA Stated Policies Scenario）を使用しています。

シナリオ分析を踏まえたソニーFG全体にとって重要な気候変動リスク・機会は、表「気候変動にともなう主なリスク・機会（シナリオ分析）」に示すとおりです。

気候変動にともなう主なリスク・機会（シナリオ分析）

リスク内容	事業への影響	時間軸	想定するシナリオ	対応策
〈物理的リスク〉 台風・洪水等の気候変動関連災害のような急性リスクや平均気温の上昇による感染症・熱中症の増加等の慢性リスク	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動関連災害や感染症・熱中症の増加にともなう保険金・給付金支払額の増加 気候変動関連災害の影響を受け、住宅ローンに付与される担保不動産の価値が棄損することによる与信費用の増加 自社のオフィス、データセンター、人材等が気候変動関連災害の影響を受けることによるオペレーションへの影響、対応費用の増加 	長期	4℃シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> 物理的リスクに係る定量的な分析を試行 気候変動関連災害や感染症・熱中症について継続的に情報収集 気候変動関連災害のリスクの細分化や適切な保険料率設定について継続検討 再保険の活用を継続 気候変動関連災害が担保価値に与える影響について継続的に情報収集するとともに、影響度評価に係る分析を試行 災害時のBCP高度化について継続検討
〈移行リスク・機会〉 低炭素社会への移行にともなう規制強化や市場動向・技術動向の変化等が引き起こすリスク・機会	<ul style="list-style-type: none"> 低炭素社会への移行に貢献する低炭素車・低炭素住宅等購入のためのローンへのニーズが増加することによる、自社の収益機会の増加 低炭素対応が不十分な企業が発行する有価証券の価値低下、もしくは低炭素社会への移行に貢献する企業への投資機会の増加 	中期～長期	1.5℃シナリオ、2℃シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮型住宅への住宅ローン特別金利の提供など、気候変動を考慮したサービスの開発 環境配慮型住宅ローンへの充当を目的としたグリーンボンドの発行やサステナビリティ・リンク・ボンドの発行など、気候変動を考慮した資金調達の実施 グループ各社において、ソニーフィナンシャルグループESG投資方針に基づいたESG投資に係る態勢を整備、中長期のグループとしてのESG投融資累計額の目標を設定

SFGIIは、シナリオ分析で特定した気候変動リスクを、グループ全体のトップリスクを選定するうえでの重要な要素として認識しており、グループERM運営プロセスにおいて、適切な管理を実施しています。また、グループ各社においては、ヒートマップなどを用いてリスクの影響を評価し、健全性が適切に確保されることを前提に、経営計画（健全性目標、収益計画等）を策定しています。

主な気候変動リスク・機会に対する対応策は表「気候変動にともなう主なリスク・機会（シナリオ分析）」に示すとおりです。なお、GHG（温室効果ガス）排出量（スコープ1・2*）に基づき、1.5℃シナリオ、2℃シナリオで炭素税が導入された場合のグループ全体への財務的影響を試算したところ、影響は限定的と判断しています。炭素価格予想の根拠としては、直近のIEAのレポートを使用しています。

投融資に関する取組みとして、SFGIでは2022年4月にグループ共通の「ソニーフィナンシャルグループESG投資方針」を策定し、グループ各社は当該方針に則したESG投資に係る態勢整備を進めるとともに、ESGに関連する案件への投資（グリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドなど）も実施しています。

SFGIでは、投融資ポートフォリオのGHG排出量の測定・開示に向けて、2023年3月に投融資ポートフォリオのGHG排出量の測定・開示を進める国際的なイニシアティブ「Partnership for Carbon Accounting Financials（PCAF）」に加盟しています。また、2023年5月に、企業等に気候変動問題への対応を促す国際的なイニシアティブである「CDP」に署名しています。

* スコープ1・2とは、サプライチェーン排出量の算定における温室効果ガスの区分であり、スコープ1は燃料の燃焼等事業者自らによる直接排出、スコープ2は他社から供給された電気、熱・蒸気の使用にともなう間接排出を表します。

指標と目標

ソニーFGでは、気候変動、生物多様性および資源の領域において、環境負荷をゼロとすることを目標に環境保全活動に取り組んでおります。その一環として、ソニー生命、ソニー損保およびソニー銀行では、契約手続きのペーパーレス化等による省資源、省エネルギーのほか、再生可能エネルギー証書（再エネ証書*1）を利用し、GHG排出量の削減に取り組んでいます。これらの取組みにより、2024年度の事業活動で使用する電力の再エネ電力率*2は2023年度に引き続き100%を達成しました。中長期では、事業活動で使用する電力の再エネ電力率100%を継続するとともに、電力以外のGHG排出量については2030年度までに植林や森林保全活動などの取組みで吸収・固定することによって実質ゼロとすることを目標とし、引き続き環境保全活動に取り組んでいきます。

*1 再エネ証書とは、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス等）によって生まれた電力・熱から、環境に配慮した電力・熱であることを表す環境価値を切り離して証書化したもので、日本ではグリーン電力証書、グリーン熱証書、非化石証書等があります。再エネ証書の利用により、CO₂排出係数をゼロとすることができます。
*2 再エネ電力率 = 再エネ電力使用量 ÷ 使用電力量 × 100（使用電力量は、再エネ以外の電力使用量 + 再エネ電力使用量）

GHG排出量の推移

	2022年度	2023年度	2024年度
スコープ1	3 t-CO ₂	6 t-CO ₂	6 t-CO ₂
スコープ2	0 t-CO ₂	0 t-CO ₂	0 t-CO ₂
合計	3 t-CO ₂	6 t-CO ₂	6 t-CO ₂

(注) 1. 再エネ証書によるGHG削減量の算定は、「国際的な気候変動イニシアティブへの対応に関するガイダンス」(経済産業省・環境省)に準拠しており、ソニーグループ株式会社が開示する金融セグメントのGHG排出量の算定方法と異なります。
2. GHG排出量の算定範囲は、ソニー生命、ソニー損保およびソニー銀行においてISO14001認証を取得している事業所（本社およびその他の事業所の一部）であります。賃貸不動産のGHG排出量は含まれません。なお、ソニー損保およびソニー銀行は2024年10月1日よりISO14001認証外となりました。
3. 1. および2. に基づき算定したGHG排出量は第三者の検証を受けておりません。
4. スコープ1・2とは、サプライチェーン排出量の算定における温室効果ガスの区分であり、スコープ1は燃料の燃焼等事業者自らによる直接排出、スコープ2は他社から供給された電気、熱・蒸気の使用にともなう間接排出を表します。

再エネ証書によるGHG削減量

	2022年度	2023年度	2024年度
スコープ2	1,113 t-CO ₂	1,276 t-CO ₂	1,254 t-CO ₂

事業活動で使用する電力の再生可能エネルギー比率（再エネ電力率）の推移

	2022年度	2023年度	2024年度
再エネ電力率	100.0%	100.0%	100.0%

中長期の目標

項目	達成目標
再エネ電力率	100%の継続
GHG排出量削減（スコープ1・2）	2030年に実質ゼロ

またSFGIIは、ESG投資に関する基本的な考え方として、グループ共通の「ソニーフィナンシャルグループESG投資方針」を策定し、グループ各社は当該方針に基づき、ESG投資に係る規程類や態勢等の整備を進めています。2024年3月には、中長期のグループESG投融資累計額の目標（2030年度末までに5,000億円超）を設定し、着実に投融資を実行しています。

▶SFGIウェブサイト 「環境問題への取組み」
<https://www.sonyfg.co.jp/ja/sustainability/stakeholder/eco.html>

ソニーFGは、さまざまなステークホルダーとの対話を通じていただいたご意見を、業務改善や商品・サービスの質の向上に活かすことで、企業価値の向上を追求し、持続可能な社会の発展への貢献を目指します。

ステークホルダーエンゲージメントの取組み

お客さま	<p>さまざまな場面で寄せられるお客さまの声を、顧客満足・品質向上の推進担当部門にて集約・分析のうえ、社内の各部門に連携するとともに、経営陣に報告し、業務改善および商品・サービスの充実につなげています。</p> <p>▶SFGIウェブサイト「お客さまへの責任」 https://www.sonyfg.co.jp/ja/sustainability/stakeholder/customer.html</p> <p>▶P30 お客さま本位の業務運営方針（概要）</p>
ビジネスパートナー	<p>代理店や提携先企業などビジネスパートナーの皆さまとの、公平・公正な取引を推進しています。また、教育プログラムも用意しており、これらの事業活動を通じてソニーFG、ビジネスパートナーの皆さま双方の企業価値の向上を目指しています。</p> <p>▶SFGIウェブサイト「ビジネスパートナーとともに」 https://www.sonyfg.co.jp/ja/sustainability/stakeholder/business_partner.html</p>
社員	<p>人材の観点から、Our Vision（私たちのありたい姿）を実現し、グループとしての持続的な成長につなげるために、「社員と会社のパートナーシップ」をコンセプトとした人材戦略を策定し、グループと各社が連携して、さまざまな取組みを行っています。</p> <p>▶SFGIウェブサイト「人材育成と働きやすい職場づくり」 https://www.sonyfg.co.jp/ja/sustainability/stakeholder/employee.html</p> <p>▶P32 社員</p>
地域社会・環境	<p>事業や社会貢献活動を通じて、持続可能な社会・環境の実現に貢献できるよう取組んでいます。</p> <p>▶SFGIウェブサイト「地域・社会への取組み」 https://www.sonyfg.co.jp/ja/sustainability/stakeholder/community.html</p> <p>▶SFGIウェブサイト「環境問題への取組み」 https://www.sonyfg.co.jp/ja/sustainability/stakeholder/eco.html</p> <p>▶P40 地域社会・環境</p>

▶SFGIウェブサイト「サステナビリティ」
<https://www.sonyfg.co.jp/ja/sustainability/>

お客さま

お客さま本位の業務運営方針（概要）

ソニーFGは、グループ全体でお客さま本位の業務運営に取組んでいます。SFGIIは、この取組みを「お客さま本位の業務運営方針」として明確にし、ソニー生命、ソニー損保、およびソニー銀行は、各社でさらに具体化した業務運営方針を定めています。これらの方針は、事業環境の変化などにより定期的な見直しを実施し、取組み状況については、各社の取締役会等へ定期的に報告され、各社のウェブサイトで開示を行っています。

「お客さま本位の業務運営方針」および取組み状況

- ▶SFGIウェブサイト「お客さま本位の業務運営方針」
<https://www.sonyfg.co.jp/ja/operation.html>
- ▶ソニー生命ウェブサイト「お客さま本位の業務運営の取組」
<https://www.sonylife.co.jp/company/corporate/fiduciaryduty/>
- ▶ソニー損保ウェブサイト「お客さま本位の業務運営方針」
<https://www.sonysonpo.co.jp/share/doc/n0140000.html>
- ▶ソニー銀行ウェブサイト「お客さま本位の業務運営方針」
<https://sonybank.jp/stpl/160.html>
- ▶SFGIウェブサイト「【お客さま本位の業務運営】2024年度取組結果等について」
https://www.sonyfg.co.jp/ja/250630_01.html

アクセシビリティ向上に向けた対応

ソニーFGでは、アクセシビリティ向上をサステナビリティ推進に欠かせないテーマのひとつと位置づけています。グループ各社ウェブサイトにおいては、ソニーグループ共通のポリシーに基づいてアクセシビリティ向上に取組んでいます。また、生命保険、損害保険、銀行の各種サービスにおいても、年齢や障がいなど個人の特性や能力、環境にかかわらず利用できることを目指し、取組みを着実に進めていきます。具体的には、聴覚や発話に障がいのあるお客さまにスムーズにお問い合わせいただくための手話・筆談サービス（ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行）、視覚に障がいのあるお客さまへのサービス向上の一環として一部の郵送物に導入している音声コード「Uni-Voice」による音声案内電子サービス（ソニー生命、ソニー損保）、お問い合わせに対してカスタマーセンターの担当者がリアルタイムで文字による回答を行うチャットサポート（ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行）などが挙げられます。また、ソニー銀行が提供するバンキングアプリ（ソニー銀行 アプリ）では、画面読み上げ機能への対応を行っています。さらに、インクルーシブ*デザインワークショップも開催しています。

今後もより多くのお客さまにソニーFGの商品やサービスをご利用いただくために、さまざまな観点からアクセシビリティ向上を目指します。

* 多様なユーザーを包含・理解し、新たな気づきを得るために、一緒にデザインする手法

ソニーFG各社合同の取組み（インクルーシブデザインワークショップ）

障がい当事者（リードユーザー）とともに街歩き（フィールドワーク）を行い、リードユーザーの行動観察を通じて、見過ごされがちな社会の課題を定義する実践的なワークショップや、ソニーFG独自の金融固有の視点でのアクセシビリティに関するワークショップを開催し、商品やサービスの開発担当者などが参加し、アクセシビリティ向上に取組んでいます。



インクルーシブデザインワークショップの様子

ソニー損保の取組み例

ソニー損保では、耳や言葉の不自由なお客さまが、スムーズに事故のご連絡や保険金支払いに関するお問い合わせをいただけるように、手話・筆談サービスを提供しています。

また、外国語での対応を希望されるお客さまに向けては、通訳会社を介して、当社担当者とリアルタイムにコミュニケーションを図れるよう、日本語以外22言語で対応する外国語通訳サービスを提供しています。（2024年7月現在）



手話・筆談サービスのイメージ

ソニー銀行の取組み例

スマートフォンアプリ「ソニー銀行 アプリ」では、画面読み上げ機能対応などアクセシビリティの改善を行っています。OSに搭載された画面読み上げ機能（iOS「VoiceOver」、Android「TalkBack」）を使用することで、アプリ画面上の表示内容を音声で読み上げるように最適化を行っています。



ビジネスパートナー

代理店や提携先企業などビジネスパートナーの皆さまとの、公平・公正な取引を推進しています。また、教育プログラムも用意しており、これらの事業活動を通じてソニーFG、ビジネスパートナーの皆さま双方の企業価値の向上を目指しています。

▶SFGIウェブサイト「ビジネスパートナーとともに」
https://www.sonyfg.co.jp/ja/sustainability/stakeholder/business_partner.html

社員

人材戦略“社員と会社のパートナーシップ”

昨今、働く人々の就労への意識の変化や人材流動化の加速等、人材マネジメントを取り巻く環境は大きく変化し続けています。ソニーFGでは、人材の観点から、Our Vision（私たちのありたい姿）を実現し、グループとしての持続的な成長につなげるために、「社員と会社のパートナーシップ」をコンセプトとした人材戦略を策定しました。



人材戦略の策定にあたっては、原点に立ち戻り、ソニーFGらしさを再確認しました。

これまで、ソニーFGの各事業では、業界や世の中を変え、人のやらないことをやるチャレンジ精神の下、新しいビジネスモデルやサービスを立ち上げてきました。そこには、ソニーFGの社員が挑戦したいという意志とともに、社会やお客さまに貢献したいという強い気持ちがありました。このような社員の想いを尊重し、新しい挑戦を実現できたのは、フラットな組織で、社員一人ひとりが自由な発想を持ち、自由闊達にさまざまな議論をできる組織風土があったからだと考えています。

日々の活動にあたっては、社員自身が誠実さとフェアな判断基準を持ち、業務を遂行する企業風土が根底にあります（Our Values「フェアであり続ける。」）。その前提を踏まえ、ソニーFGらしいユニークな強みを一層伸ばしていくために、まずは、会社が、属性や状況にかかわらず、社員全員が安心して活躍できる環境をつくり、社員は、お客さまや仲間の想いに寄り添う姿勢をもつことが大切な土台になります（Our Values「想いに寄り添う。」）。そして、さまざまな意見を持つ個性豊かな社員が自由闊達に議論し、会社は、その個性をさらに伸ばせるように、組織の垣根を越えたさまざまな経験ができる環境をつくり支えていきます（Our Values「自分らしさを磨く。」）。そのうえで、社員が失敗を恐れずに果敢に挑戦し、その姿を会社が後押しする（Our Values「一歩前へ。」）ことで、新しい商品やサービスを世の中へ提供していきます。

このように、社員だけが単に努力をする、または、会社が一方的に施策に取り組むのではなく、「社員と会社のパートナーシップ」という社員と会社が相互に高め合う関係を通して、Our Vision「感動できる人生を、いっしょに。」の実現を図っていきます。

施策ラインナップ

社員と会社がパートナーとなり、Our Visionを実現するプロセスの各フェーズにおいて、社員と会社の間をつなぐ施策の充実化を進めています。施策一つ一つがOur VisionやOur Valuesについて社員と会社がともに考えるコミュニケーションの機会になり、パートナーシップの強化につながります。

施策は、グループ共通での取組みだけでなく、個別の事業特性に照らして、各事業にて独自に取組んでいるものがあります。グループ間で密に連携を図りながら、ソニーFG全体で人材戦略を着実に実行していきます。

	グループの取組み	各社の取組み	
一歩前へ。	<ul style="list-style-type: none"> Sony Financial Group CHALLENGE AWARD サクセッションプラン仕組み共通化 	<ul style="list-style-type: none"> アントレプロジェクト【生命保険事業】 Life Focus Awards【介護事業】 など	挑戦を常に尊重し後押しする風土醸成
自分らしさを磨く。	<ul style="list-style-type: none"> グループ内公募制度 ジョブローテーション ソニーFG2030! クロスメンタリングプログラム 	<ul style="list-style-type: none"> ライフプランナーと本社社員の想いが重なるプログラム【生命保険事業】 独自のDX人材育成プログラム【損害保険事業】 社内勉強会（自主性を重んじる「分かち合い」と「知識共有」の場）【銀行事業】 ライフマネージャー[®]育成プログラム【介護事業】 など	グループ内における多様性促進・交流活性化
想いに寄り添う。	<ul style="list-style-type: none"> 多様な社員の活躍推進 ウェルビーイング関連制度 健康経営推進 	<ul style="list-style-type: none"> 女性管理職コミュニティConnect【生命保険事業】 LGBTQ+フレンドリーな取組み【損害保険事業】 長く働きやすい職場づくり【銀行事業】 ソニー生命ビジネスパートナーズ【生命保険事業】 など	多様な社員のウェルビーイング実現
人材戦略を支える基盤	<ul style="list-style-type: none"> 株価連動報酬・持株会 グループ共通人材プラットフォーム 人事制度整備 		

グループの取組みKPI	実績
Sony Financial Group CHALLENGE AWARD ネットストラップ(参加賞)保有者数	451名 [2024年度開催後]
バウンダリスパナー指数 (社員の持つ経験の多様性を示す指数)	259名 [2025年4月1日]
グループ横断育成施策参加経験者数	1.9領域 [2025年4月1日]
多様な社員の活躍関連指数	140人 [2024年度実行後]
【女性管理職比率】	グループ在籍女性管理職社員数 / グループ在籍管理職社員数 * 生命支社制度社員除く
【女性係長比率】	グループ在籍女性係長社員数 / グループ在籍係長社員数 * 生命支社制度社員除く
【男性育休取得率】	育児休業/休暇・積立休暇(育児事由)取得者 / 子の出生のあったグループ在籍男性社員 * 生命支社制度社員除く
エンゲージメント	エンゲージメントスコア

*1 「領域」：①SFGI・②生命保険事業・③損害保険事業・④銀行事業・⑤介護事業・⑥ベンチャーキャピタル事業・⑦ソニーグループ内その他事業・⑧ソニーグループ外
*2 「経験」：主務経験に加えて、兼務経験を含む。

人材戦略を支える基盤

人材戦略の実行にあたっては、施策に加えて、基盤となる仕組みの整備が重要だと認識しています。例えば、社員と会社が一体となることのできる環境づくりを目的に、役員に加えて、従業員についても役位・職責に応じて当社株式によるストック・オプション(新株予約権)を付与しております。また、上場に向けて、ソニーFGとして持株会を創設する予定です。さらに、グループ全体での人材の可視化・コミュニケーション活性化を目的とした人材プラットフォームやグループ内での人材交流促進を目的とした人事制度の整備を進めていきます。

想いに寄り添う。多様な社員のウェルビーイング実現

属性や状況にかかわらず、社員全員が活躍できる環境を整備しています。誰もが働きやすい職場づくりを目指し、多様なバックグラウンドを持った社員がさまざまなライフイベントやキャリアを調和させながら両立できるように支援しています。また、今後は、全社員が安心して仕事ができる前提として、“健康”に焦点を当てた施策も推進していく予定です。

多様な社員の活躍推進

ソニーFGでは、さまざまな属性の社員が活躍できる環境を整備しています。例えば、さまざまな背景を持つ方々の社会参画が進み、人生100年時代の到来に備えるための保険や資産形成を必要とする顧客層が拡大していく中で、女性社員の意見を踏まえた商品開発等、多様な人材を通じた商品・サービス提供のニーズはますます高まっています。こうしたニーズに対応すべく、2025年度末のSFGL、主要3子会社および介護事業3社（ただし、ソニー生命は本社内勤社員のみが対象（以下「グループ対象会社」））の女性管理職比率目標を18%に設定しておりましたが、2024年度末で当目標を達成していることからさらに加速すべく2028年度末に女性係長（指導的地位にあって次期管理職候補の者）比率30%、2035年度末に女性管理職比率30%の目標設定を行っております。女性活躍を推進するとともに、女性が活躍しやすい環境を整えるための施策として、女性本人のみならず管理職や男性社員も対象とした研修を実施しています。また、性別の多様性だけでなく、障がい者雇用の拡大にも積極的に取組んでおり、障がいのある方がさまざまな場面で活躍しています。今後も、多様な人材が活躍できる職場環境の構築を推進してまいります。

管理職に占める女性労働者の割合

2024年度末実績 **18.2%**

2025年度末目標 **18%**

2035年度末目標 **30%**

係長に占める女性労働者の割合

2024年度末実績 **28.2%**

2028年度末目標 **30%**

*「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）に基づく一般事業主行動計画において定めた2025年度末時点での女性管理職比率および女性係長比率の目標人数および2024年度末実績をグループ対象会社で合算し算出した割合です。

ウェルビーイング関連制度

ソニーFGでは、さまざまな状況に柔軟に対応した働き方をできるように各種制度を整備しています。例えば、業務の繁閑に応じて、自らが入社・退社時間を設定するフレックス勤務を導入する等、柔軟な働き方を積極的に推進しています。フレックス勤務と在宅勤務を併用した効率的な時間配分によって、仕事の生産性を高めつつ、社員一人ひとりの生活を豊かにする時間を確保できるよう支援しています。

また、社員の子育てと仕事の両立を促進するために、特に男性労働者の育児休業取得を推進しています。継続的な就業ができるように、育児休業・特別休暇・短時間勤務制度等の制度を整備しています。

男性育休取得率

2024年度末実績 **90%**

2025年度末目標 **100%**

* 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の規定に基づき、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号）第71条の6第2号が定める育児休業等をしたものの数および育児を目的とした休暇制度を利用したものの数の合計数の割合について、2025年度末時点の目標および2024年度末実績をグループ対象会社で合算し算出した割合です。

ソニー損害保険（株）
カスタマーサービス部門医療火新カスタマーセンター医療火新バックオフィスセンター
中野 大地

1人目の出生にあわせて、3か月間の育児休業を取得しました。妻頼みの生活ではなくなり、お互いに協力して生活できるようになりました。もうすぐ2人目が生まれるので、次は5か月の育児休業取得を考えているのですが、上司に相談したところ、さらに長期間の休業取得を提案していただけだったので驚きました。

会社として男性の育児休業取得を推奨しているだけでなく、直属の上司が取得を促すことで、社員が相談・取得しやすい環境が作られていると思います。



各社の取り組み例

生命保険事業 女性管理職コミュニティConnect

ソニー生命では、女性管理職・管理職を目指すメンバー同士の横のつながり・連帯を強化し、互いに支え合い成長できる環境をつくるために、「女性管理職コミュニティ（Connect）」を組成しています。Connectメンバーは、社員が活き活き活躍できる環境づくりに資する活動を1年の任期で行っています。第4期となる2024年度は、以下の各イベントを開催しました。

- 1 キャリアセッション 社員同士のキャリアに対する悩みを共有する場、ソニーFGの統括部長・課長登壇によるパネルディスカッションイベント
- 2 “育児”と“介護”のトークイベント 育児と介護に関する先輩の体験談を聞き、知見を共有し合う座談会（社員同士がつながり、支え合い、活き活きと働きたい職場になることを目指し開催）
- 3 「脱☆デスク弁当プロジェクト」 ランチタイムの時間を活用し、各社員が部署や拠点を超えて広く面識を持っていただくための、部署横断のランチ会



Connect活動キックオフの様子

今後も、社員主導の活動を通じて、DE&Iのさらなる推進を目指します。

ソニー生命保険（株） 内部監査部内部監査2課 高橋 洋子

Connectの活動は、さまざまな切り口でのイベントを通して、楽しみながら学びを得られる貴重な機会になりました。日頃接点が少ない他部署の女性社員とのネットワーキングにつながり、視野を広げることができます。今後のキャリア形成にプラスになる取組みとして、活動の輪が一層広がっていくことを期待しています。



損害保険事業 LGBTQ+フレンドリーな取組み

ソニー損保は、社員一人ひとりが自分らしさを活かし、個性が尊重される職場環境を整備するDE&Iの取組みの一環として、LGBTQ+（セクシュアルマイノリティ）当事者社員の同性パートナーに対して、社員の家族や配偶者を対象とした人事制度・福利厚生制度を適用するとともに、当事者社員向けの相談窓口を設置しています。

また、役員を含む全社マネジメントを対象としたオンライン勉強会でLGBTQ+に関連する基本知識や、部下からカミングアウトされた場合などを想定した適切な対応方法を学ぶなど、当事者社員がより相談しやすい環境を整備しています。

銀行事業 長く働きやすい職場づくり

ソニー銀行では、社員それぞれのライフステージにおいて、働きやすさや働きがいを感じられるように、社員の声を反映しながら、長く働きやすい職場づくりに取組んでいます。勤続10年以上の社員を対象とした永年勤続休暇や永年勤続一時金の支給、育児・介護との両立支援の観点から、看護休暇・介護休暇の拡充等、ソニー銀行での働きやすさや働きがいをこれまで以上に幅広い社員層へ提供できることを目指しています。また、退職者のいる職場に向けて退職者職場応援手当を導入し、退職する社員が安心して休むことができるようにすると同時に、退職者の不在を職場で支えるメンバーのモチベーション向上に取組んでいます。

生命保険事業 ソニー生命ビジネスパートナーズ

ソニー生命は、ソニー生命および特例子会社であるソニー生命ビジネスパートナーズを通じて障がい者インクルージョンを推進しています。ソニー生命ビジネスパートナーズは、ソニー生命の特例子会社として2019年3月に設立され、ソニー生命から委託された事務作業や清掃業務などを行っています。

主に精神・発達障がいや知的障がいのある社員を中心に、安心して活躍できるフィールドを拡大しており、ビジョンとして「障がい者が自分らしく輝ける未来へ個性を、能力に・能力を、総力に・総力を、活力に」掲げています。単に作業を行うということではなく、働く一人ひとりが、おのおの個性を活かし、持てる能力を十二分に発揮できること、次に少しずつでも成長ややりがいを感じながら、個々の力を束ね、より大きな総力に変えていくこと、そして質の高い仕事で、親会社のソニー生命だけでなく、社会に貢献し、活力を与える会社になるという想いを込めたものです。社会人として自立・自律し、自分らしく輝ける場の提供を目指しています。



ソニー生命ビジネスパートナーズオフィスの様子

自分らしさを磨く。グループ内における多様性促進・交流活性化

社員が組織の垣根を越えて、さまざまな経験ができる環境を整備しています。社員がソニーFGを活用し、自分らしさを磨くことを支援しています。また、今後は、ジョブローテーションの活性化や人材データベースの充実化を通して個性豊かな社員の活躍を一層推進していく予定です。

グループ内公募制度

ソニーFGでは、社員の意志で手を挙げ、希望する部署やポストに応募する仕組みを整備しています。社員一人ひとりの理想のキャリアプランを支援し、自分らしさを磨く重要な仕組みのひとつです。社員の持つ経験の多様性を示す独自指標であるバウンダリースパナー指数の上昇につながることを目指しています。

バウンダリースパナー指数（社員の持つ経験の多様性を示す指数）

事業横断異動活性化	グループ内多様性活性化
ソニーFG入社後の複数事業領域*1:①~⑦ 経験*2を有する本籍社員数:	ソニーFG本籍社員一人あたりの 経験*2事業領域*1:①~⑧数
2025年4月1日時点 259名	2025年4月1日時点 1.9領域
*1 “領域”: ①SFGI・②生命保険事業・③損害保険事業・④銀行事業・⑤介護事業・⑥ベンチャーキャピタル事業・⑦ソニーグループ内その他事業・⑧ソニーグループ外	
*2 “経験”: 主務経験に加えて、兼務経験を含む。	

ソニーフィナンシャルベンチャーズ(株) (SFV) 投資業務部 吉田 卓末（ソニー銀行から異動）

公募制度を通じて、ソニー銀行（カードローン企画・推進担当）からソニーフィナンシャルベンチャーズ（コーポレートベンチャーキャピタル（CVC））へ自ら手を挙げて異動しました。初年度から未知のCVC業務で戦略的な投資を経験できたことは、大きな自信につながりました。この制度は、個人の主体的なキャリア形成を力強く後押しし、自身の可能性を大きく広げてくれるものだと強く実感しています。この経験を活かし、今後もソニーFGの成長に貢献していきたいです。



ソニーフィナンシャルグループ(株) 金融市場調査部 金融教育課 衛藤 尚美（ソニー生命から異動）

新卒入社以降、ソニー生命にて勤務してきましたが、仕事の幅を広げたいと考えていたときにこの公募制度を知り、応募しました。関心のある分野でこれまでの経験を活かしたいと思ったのがきっかけです。異動にあたっては、前の部署の皆さんに背中を押してもらい、新しい部署でも温かく迎えていただき、感謝しています。これからも、自分ならではのアウトプットを目指して業務に取り組みたいです。



グループ横断育成施策

ソニーFGでは、2022年度から、各事業の枠を越えて、ソニーFGの未来を切り拓き、牽引できるリーダーの育成を目的としたグループ横断の研修プログラム「ソニーFG2030!」をスタートし、経営人材育成を強化しています。また、個に寄り添った育成プログラムとして、クロスメンタリングプログラムを実施しています。ソニーFG内の異なる事業の役員がメンターとなり、将来のリーダー候補の育成ニーズに基づいてメンタリングを行っています。また、ソニーグループと連携のうえ、金融の枠を越えたリーダー育成プログラム（「Sony University」等）に参加し、リーダー候補が既存の常識の枠にとらわれない広い視野を体得する機会を提供しています。

グループ横断育成プログラム参加経験者数

2024年度実施後 **140名**

* 対象プログラム: 「ソニーFG2030!」「クロスメンタリング」
「Sony University」



ソニーFG2030!の様子

各社の取組み例

生命保険事業 ライフプランナーと本社社員の想いが重なるプログラム

ソニー生命のライフプランナーは、お客さまを第一に考える姿勢、プロフェッショナルとして必要な知識とスキル、適切な習慣を身につけるべく3年間に亘りベーシック・トレーニング・プログラム（B.T.P.）を履修しています。また、本社ではOJT（経験）・Off-JT・キャリア開発の3つによって社員の自律的な成長を支援しており、特に寺子屋（社内講師による任意参加型勉強会）や充実した自己啓発プログラムの活用により多様な人材の育成に注力しています。

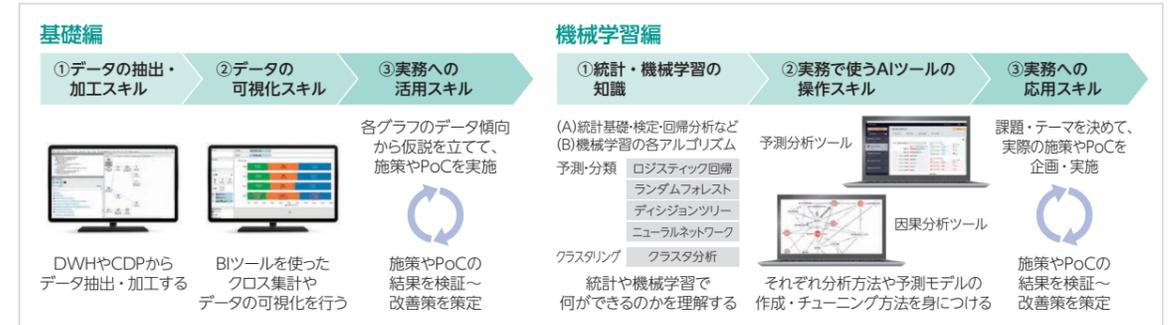
そのうえで、それぞれ異なるミッションを担うライフプランナーと本社社員が集い、仕事に対する誇りや悩みについて本音で語り合うことで、互いを理解し、ソニー生命の文化や自身の果たすべき役割を再確認する場としてSony Life Value研修を実施しています。熱い想いを持って取組む仲間がいることを認識し、互いをリスペクトすることで多様な価値観・経験を持った社員が、「お客さまの『生きがい』ある人生をお守りする」というビジョン実現に向けて志を同じくし、ライフプランナーと本社の一体感を醸成しています。



Sony Life Value研修

損害保険事業 独自のDX人材育成プログラム

ソニー損保では、顧客ニーズに応じたサービスの提供や効果的なマーケティングの実施、業務の効率化などを通じて、お客さまにとって価値ある「違い」を創出するため、データとテクノロジーの活用を推進しています。データの収集・分析・活用を的確に行うための高度な専門知識とスキルを持つ人材を、組織の枠を越えて育成するため、独自のDX人材育成プログラム「データ分析 Boot Camp」を実施しています。参加者が業務で実際に抱えている課題に取組む実践的な内容とし、継続的なDX人材の育成を図っています。



銀行事業 社内勉強会（自主性を重んじる「分かち合い」と「知識共有」の場）

ソニー銀行では、「自律自走」を人材育成の中心に据え、社員一人ひとりが自らの成長を追求できる環境を整えています。この人材育成方針のもと、定期的に開催される社内勉強会は、今年度で7年目を迎え、社員が自ら企画し、参加する「分かち合い」と「知識共有」の場として機能しています。具体的には、「生成AIセミナー」や「web3×エンタメの新顧客体験」など、イノベーションを促進し、スキル向上を目指すものから、「LGBTQ+勉強会」や「女性管理職座談会」など、ダイバーシティに関するものまで幅広いテーマで開催され、社員同士が交流し、異なる視点や意見を交わすことができる貴重な「自分らしさを磨く場」となっています。

介護事業 ライフマネージャー®育成プログラム

介護事業では、「Life Focus」の事業コンセプトに基づき、ご入居者がその方らしい生活を実現できるように、ライフケアプランの進捗管理・監修から実行まで担う「ライフマネージャー®」という独自の職種を設けています。ケアスタッフやナーススタッフ、作業療法士などを長年務めた経験豊かなスタッフが就任し、ご入居者の方がこれまでの人生において大切にされてきたことを実現できるようにサポートします。

事業コンセプトに重要な役割を担うライフマネージャー®の育成にあたっては、スタッフの日常業務やコミュニケーションの様子を踏まえ、本社のLife Focus推進室も関与し、全社として育成を図っています。ご入居者のこれまでの人生をヒアリングするライフアセスメントやライフケアプランの立案・実行についての研修プログラムが整備されており、一人ひとりの人生に深く寄り添えるライフマネージャー®を目指していきます。やりがいを持ち楽しみながら仕事をするライフマネージャー®の姿は、他のスタッフにとってキャリアアップを目指すモチベーションになっています。

* 「ライフマネージャー®」は、ソニー・ライフケア（株）の登録商標です。

一步前へ。 挑戦を常に尊重し後押しする風土醸成

社員が失敗を恐れず挑戦する姿勢を後押しする環境を整備しています。

特に、小さなことでも、まず「やってみる」姿勢が当たり前だと思える会社の風土を醸成することが重要だと考えています。また、今後は、新しい商品・サービスの具体的な立ち上げを支援するグループ全体での新規事業・サービス創出プロジェクトやサクセッションプランの仕組み共通化を通して、社員の挑戦を後押しする仕組みをさらに推進していく予定です。

Sony Financial Group CHALLENGE AWARD



Sony Financial Group CHALLENGE AWARD

ソニーFGでは、個人やチームで創意工夫して取組んだ新しいチャレンジを表彰するイベントを開催しています。グループ内からエントリーされた取組みは、自発性・挑戦度・影響度の視点から、社員投票や各社長により審査されます。

表彰式では、グループ各社の社員が見守る中、受賞者が発表され、各社長からトロフィーが授与され、大いに盛り上がりました。2024年度は、ライフケアデザイン(株) 事業部 Life Focus推進室のナイトアクティビティの導入プロジェクトが大賞に選ばれました。夜の時間帯は、スタッフの数が少ないため、すぐに就寝になるという介護業界の常識を覆す取組みです。一日の中で一番リラックスした自分らしい時間である夕食後の団らの時間に着目し、ソニーFG介護事業のコンセプト“Life Focus”、「その人らしさ」を体現したいという想いが込められています。

2024年度スケジュール



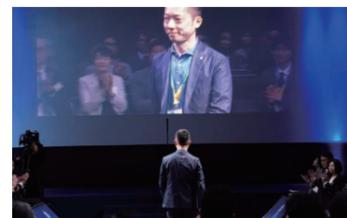
受賞者の集合写真

大賞 ライフケアデザイン(株) 事業部 Life Focus推進室

数ある応募の中から大賞に選んでいただき、本当に嬉しいです。今回の受賞を通じて、介護の常識を覆してチャレンジした、私たちの取組みが間違っていなかったと、改めて自信を持つことができました。また、介護の現場では特に、モチベーションは大事であると日々実感しており、スタッフたちをさらに突き動かす力(勇気)になればと思います。今後も“ご入居者のため”に、さまざまな壁をひとつずつ打開すべくチャレンジしていきたいですし、その姿をしっかりと発信していきたいです。



応募した社員全員には、参加賞としてネクストラップが贈られました。グループ内でネクストラップを持つ社員が増え続け、チャレンジが日常になるグループを目指し、今後も継続して実施していきます。



ランウェイを歩く受賞者



応募内容のパネル展示

ネクストラップ保有者数 (応募経験のある社員数)

2024年度開催後 **451名**

各社の取組み例

生命保険事業 アントレプロジェクト

ソニー生命は、「人のやらないことに挑戦して、社会に貢献する」というソニースピリットを原動力に、従来の様式を覆す新たなビジネスモデルで業界に参入し、着実に成長してきました。組織が大きくなっていく中であっても、創業時と同様のチャレンジ精神を発揮する場を提供し続けるために、全社員対象の公募制の新規事業創出プロジェクト「アントレプロジェクト」を実施しています。社員の挑戦への想いを起点として、本社・支社・代理店といった多様な人材が協業し、環境変化に合わせたニーズを拾い、お客さまに対して新たな価値提供をするための新規事業を創出することを目指しています。

本プロジェクトでは、一次審査を通過したアイデアにおいて検討チームを組成し、顧客インタビューや収支計画の策定、サービス試作での実証実験等を行いながら、事業モデルの確立に向けた検討を進めています。

従来、ソニー生命内の取組として実施していましたが、より多様なアイデアや人材を集めるために、ソニーFG各社への展開も開始しています。プロジェクトのアップデートを繰り返しながら、本プロジェクトにより、継続的な新規事業創出を実現していきます。

ソニー生命保険(株) ビジネスディベロップメント室(アントレプロジェクト事務局) 飯嶋 亜男

これまで私を含めて100名以上の社員が新規事業検討に参画しています。複数年連続でアイデアを応募する社員もあり、挑戦する風土が確実に根付いていることを実感しています。お客さまへの新たな価値提供に向けて「一步前へ」の社員の挑戦への想いを実現できる場になります。



介護事業 Life Focus Awards

介護事業では、“Life Focus”の事業コンセプトに基づき、ご入居者お一人おひとりの“その方らしい”生活の実現につながる取組みを発表するイベント“Life Focus Awards”を開催しています。各ホームからさまざまなテーマでの事例が発表され、その中から、得票数に応じて選ばれた大賞や部門ごとに選出された優秀事例の表彰も併せて行われます。日々“Life Focus”実現のために邁進しているスタッフの取組みにスポットライトを当てるイベントです。

発表された事例は、会社全体の資産となり、他ホームのスタッフがそれぞれのご入居者の方々に展開し、さらなる“Life Focus”実現に応用していきます。ホームの垣根なく連携を深めることで、スタッフが意欲を高め、サービス品質の向上や業界内での独自性・差別化につながります。

ライフマネージャー®と担当ケアスタッフが会場に集うとともに、東北・新潟・関東の約50拠点からオンラインで同時視聴をします。一般的に、介護の現場は、ホーム単位で業務が完結する中で、単なる事例の共有ではなく、全スタッフ参加型のイベントの形式とすることにより、同じ想いをもちながら、ご入居者の方々に向き合う仲間を知り、交流する機会になります。本イベントを通して、スタッフが“Life Focus”について深く考えるきっかけになっています。



ライフケアデザイン(株) 事業部 ソナーレ浦和 高島 妙子・並木 奈保子

この度、「Life Focus Awards 2024」にてDiamond賞をいただくことができました。受賞できたのも、ご本人、ご家族、チームの皆さんの力があってこそだと考えています。日々、「その方らしさ」に向き合う中で、ご入居者とともに目標を持ち、少しずつ生きる力を取り戻していく姿に、私たちも多くの気付きをいただきました。今後もお一人おひとりの想いに寄り添いながら、自分らしく生きられる“Life Focus”の実現に邁進していきます。



地域社会・環境

ソニーFGは、地球環境の保全が人類共通の最重要課題のひとつであると認識し、「ソニーフィナンシャルグループ環境方針」を定め、日々の事業活動を通じて環境保全に配慮した活動・取組みを実施しています。

ソニーフィナンシャルグループ環境方針

(理念)

ソニーフィナンシャルグループは、事業活動を通じてステークホルダーへの価値提供を図るとともに、持続可能な社会の実現に向けた「ソニーグループ環境ビジョン」を踏まえ、ソニーグループの一員として事業活動および商品・サービスのライフサイクルのあらゆる面で地球環境の保全に配慮して行動します。

(方針)

- ソニーフィナンシャルグループは、事業活動を行うために必要な資源・エネルギーについて、資源リサイクルや省エネルギー等を推進し、全従業員が高い意識をもって環境負荷の低減に努めます。
- ソニーフィナンシャルグループは、事業活動を行う上で適用を受ける環境保全に関する関連法規、およびその他の要求事項を遵守します。
- ソニーフィナンシャルグループは、環境目的・目標を設定のうえ、環境保全活動を推進するとともに、継続的な改善を行います。
- ソニーフィナンシャルグループは、全従業員に対し環境保全活動を周知することにより、業務と生活のさまざまな側面における環境に関する意識の向上を図ります。
- ソニーフィナンシャルグループは、環境方針および環境保全への取組みについて、広報活動を通じて社内外へ公表します。

「ソニーフィナンシャルグループ 春日の森」活動

2025年5月27日に長野県佐久市春日財産区（管理者：柳田 清二 佐久市長）と「森林（もり）の里親」協定*を締結しました。

ソニーFGは、美しい地球を未来世代に残すため、各事業を通じて気候変動、生物多様性および資源の領域におけるさまざまな環境保全活動を推進しており、この度の佐久市春日財産区との協働を皮切りに、里地里山での活動にも積極的に取り組んでまいります。

* 長野県の仲介により、社会貢献に意欲のある企業等と森林整備等に意欲を持った地域等が連携して森林活動を展開する制度



日比谷公園におけるSynecoculture™の導入

ソニー銀行は、2024年より都立日比谷公園（東京都千代田区）のカラーリーフガーデンで耕起・施肥・農薬を必要としない農法Synecoculture（シネコカルチャー）の露地栽培法を活用した花壇づくりに取り組んでいます。定期的に社員がカラーリーフガーデンの管理や観察を行い、この環境下で育つ植物の成長過程、そこに集まる昆虫の調査や種類などを実践的に学び、生物多様性を考える機会としています。



日本自然保護協会「イヌワシも暮らせる森づくり」への支援

ソニー銀行は、ネイチャーポジティブの実現を目指し、国内の森林保全や生物多様性の保全と再生を目的とした「イヌワシも暮らせる森づくり」への支援として、新規口座開設1口座につき10円を公益財団法人日本自然保護協会（以下、「NACS-J」）へ寄付を開始しました。

イヌワシは、森林の生態系ピラミッドの頂点に立ち、森の豊かさの指標となる生きものです。しかし、近年、生息環境の悪化にともない、個体数が減少しています。NACS-Jは、「イヌワシも暮らせる森づくり」を掲げ、群馬県みなかみ町や宮城県南三陸町など全国の主要な場所で、生物多様性が劣化してしまっている森林を自然豊かな森に再生する活動や、狩場を創出する活動などに取り組んでいます。

寄付までの流れ



名刺に「オリジナルブレンドマテリアル」を採用

ソニーFG各社の名刺にソニーが開発した環境に配慮した紙素材「オリジナルブレンドマテリアル」を導入しました。「オリジナルブレンドマテリアル」は、ソニー製品のパッケージにおける素材循環を実現することを目的に開発された紙素材です。産地を特定した竹、さとうきびの搾りかす、リサイクルペーパーが原料で、さまざまなソニー製品の外箱、内箱で採用されているほか、ソニーグループ各社の名刺素材としても利用されるなど、その用途が拡大しています。



オリジナルブレンドマテリアルのパッケージ（イメージ）

原材料とオリジナルブレンドマテリアル

▶ソニーFGニュースリリース

https://www.sonyfg.co.jp/ja/news/article/240419_01.pdf

「One Blue Ocean Project」への取組み

ソニーFGでは、ソニーグループ全体で海洋プラスチック汚染問題に継続的に取り組むプロジェクト「One Blue Ocean Project」へ参画し、社内の自動販売機や会議室での使い捨てプラスチック製品の使用削減または中止、執務室内でのプラスチック製品の使用削減および再生材の積極利用のほか、河川、海岸、地域の清掃活動を定期的に行っています。

「そらべあ発電所」の寄贈

ソニー生命およびソニー損保は、再生可能エネルギーの普及啓発と環境教育などを行う「NPO法人そらべあ基金」への寄付を通じて、太陽光発電設備「そらべあ発電所」を全国の幼稚園・保育園・こども園に寄贈しています。

ソニー生命は「ご契約のしおり・約款」について、2017年7月より従来の「冊子版」に加え「Web版」を導入し、「Web版」を希望されたお客さまの数に応じ、削減された紙や印刷関連費用の一部を、ソニー損保は自動車保険をご契約いただく時に年間走行距離を確認し、実際の走行距離がご契約時の予想より短かった場合、ご契約者が予想より走らなかった距離の総計をもとに定めた額を寄付しています。



にしのもりこども園（群馬県）に寄贈した太陽光パネル

山鹿こども園（熊本県）で寄贈記念式典を実施

▶ソニー生命 | そらべあ基金への寄付活動

<https://www.sonylife.co.jp/land/sustainability/environment/solarbear/>

▶ソニー損保 | そらべあ基金への寄付活動

<https://www.sonysonpo.co.jp/company/sustainability/environment/solarbear/>

各種手続きのペーパーレス化・電子交付への切替えによるCO₂削減

ソニー生命では、ご契約のお申込からご契約後の各種手続き、保険金・給付金のご請求に至るまでの一連のプロセスでペーパーレス化を行うとともに、パンフレット等の閲覧が可能な専用ウェブサイトの構築を通じて、書類郵送にかかるCO₂排出量ならびに紙資源の大幅な削減に貢献しています。加えて、リモートによる面談や手続きを実現し、お客さま訪問時の交通利用にかかるCO₂排出量の削減にも貢献しています。社内業務においても電子ワークフローソフトを採用し、書類の回覧や押印の機会を減らすことで紙資源の削減を進めています。

ソニー損保では、自動車保険・火災保険・医療保険・海外旅行保険においてインターネットによる契約申込を可能とし、紙の申込書などの作成・郵送を省略しています。加えて、自動車保険・火災保険のお客さまがウェブサイトから契約される際に保険証券などの発行・郵送の省略を希望された場合、保険料を最大500円割引く「証券ペーパーレス割引」を適用し、紙資源の削減を進めています。

ソニー銀行では、インターネット銀行として、取引伝票や通帳、商品説明資料、お客さまへの交付帳票など、ウェブ画面でのご案内、電子交付を基本とし、ペーパーレス化を推進しています。加えて、お客さまが住宅ローンの本審査に係る書類をアップロードで提出された場合、お申込1件につき50円をソニー銀行が公益財団法人世界自然保護基金ジャパン（WWFジャパン）へ寄付することで、お客さまとともに環境保全活動や紙資源の削減に取り組んでいます。

取締役紹介 (2025年7月1日現在) (男性7名 女性2名)

取締役



遠藤 俊英
Toshihide Endo
代表執行役 社長 CEO
業務執行

主な兼職
・ソニーグループ(株) ビジネスCEO
・ソニー生命保険(株) 取締役
・ソニー損害保険(株) 取締役
・ソニー銀行(株) 取締役
・ソニー・ライフケア(株) 取締役
・ソニーフィナンシャルベンチャーズ(株) 取締役
・なかのアセットマネジメント(株) 社外取締役

●出席状況
取締役会 13/13(100%)
指名委員会 4/4 (100%)
報酬委員会 4/4 (100%)
●在任期間 2年



山田 和宏
Kazuhiro Yamada
執行役 CFO

主な兼職
・ソニー生命保険(株) 取締役
・ソニー損害保険(株) 取締役
・ソニー銀行(株) 取締役
・ソニー・ライフケア(株) 取締役
・ソニーフィナンシャルベンチャーズ(株) 取締役
・ソニーライフ・コミュニケーションズ(株) 取締役

●出席状況
取締役会 10/10(100%)
●在任期間 1年



早川 禎彦
Sadahiko Hayakawa
取締役

主な兼職
・ソニーグループ(株) 執行役員
コーポレートエグゼクティブ

●出席状況 -
●在任期間 -



高岡 浩三
Kozo Takaoka
取締役 社外役員

主な兼職
・ケイアンドカンパニー(株) 代表取締役
・KTデジタル(株) 代表取締役
・(株)サイバーエージェント 社外取締役

●出席状況 -
●在任期間 -



池内 省五
Shogo Ikeuchi
取締役 社外役員

主な兼職
・JICキャピタル(株) 代表取締役社長CEO
・AnyMind Group(株) 社外取締役
・JSR(株) 取締役

●出席状況
取締役会 13/13(100%)
指名委員会 4/4 (100%)
報酬委員会 4/4 (100%)
●在任期間 6年



吉澤 和弘
Kazuhiro Yoshizawa
取締役 社外役員

主な兼職
・(株)NTTドコモ 相談役
・パーソルホールディングス(株) 社外取締役
・大和ハウス工業(株) 社外取締役

●出席状況
取締役会 13/13(100%)
指名委員会 4/4 (100%)
報酬委員会 4/4 (100%)
●在任期間 4年



梶山 園子
Sonoko Kajiyama
取締役 社外役員

主な兼職
・日本マクドナルドホールディングス(株) 社外監査役
・日本マクドナルド(株) 監査役
・伊藤忠エネクス(株) 社外監査役

●出席状況 -
●在任期間 -



早瀬 保行
Yasuyuki Hayase
取締役 社外役員

主な兼職
・ソニー生命保険(株) 監査役
・ソニー損害保険(株) 監査役
・ソニー銀行(株) 監査役

●出席状況
取締役会 13/13(100%)
監査委員会 7/7 (100%)
●在任期間 10年



丹生谷 美穂
Miho Niunoya
取締役 社外役員

主な兼職
・渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 シニアパートナー
・パーク24(株) 社外取締役

●出席状況
取締役会 13/13(100%)
監査委員会 7/7 (100%)
●在任期間 2年

・2025年6月20日付で就任した取締役：早川禎彦氏、高岡浩三氏、梶山園子氏
・出席状況は、2024年度の1年間（2024年4月1日から2025年3月31日まで）における状況です。
・山田和宏氏は、前年の定時株主総会（2024年6月20日開催）において新たに取締役に選任されたため、出席対象となる取締役会の回数が他の取締役と異なります。
・当社は、2024年9月30日開催の当社臨時株主総会の承認をもって同年10月1日付で監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行しています。このため、委員会への出席状況は同日以降の状況を記載しています。また、早瀬保行氏、丹生谷美穂氏の取締役会への出席状況には、当該機関設計変更前における社外監査役としての出席回数を含めて記載しています。
・在任期間は2025年6月20日株主総会時点です。早瀬保行氏、丹生谷美穂氏の在任年数には、上記機関設計変更前における社外監査役としての期間を含めて記載しています。

▶ 略歴の詳細は、有価証券報告書「役員状況」をご覧ください。
https://www.sonyfg.co.jp/ja/financial_info/yuho/

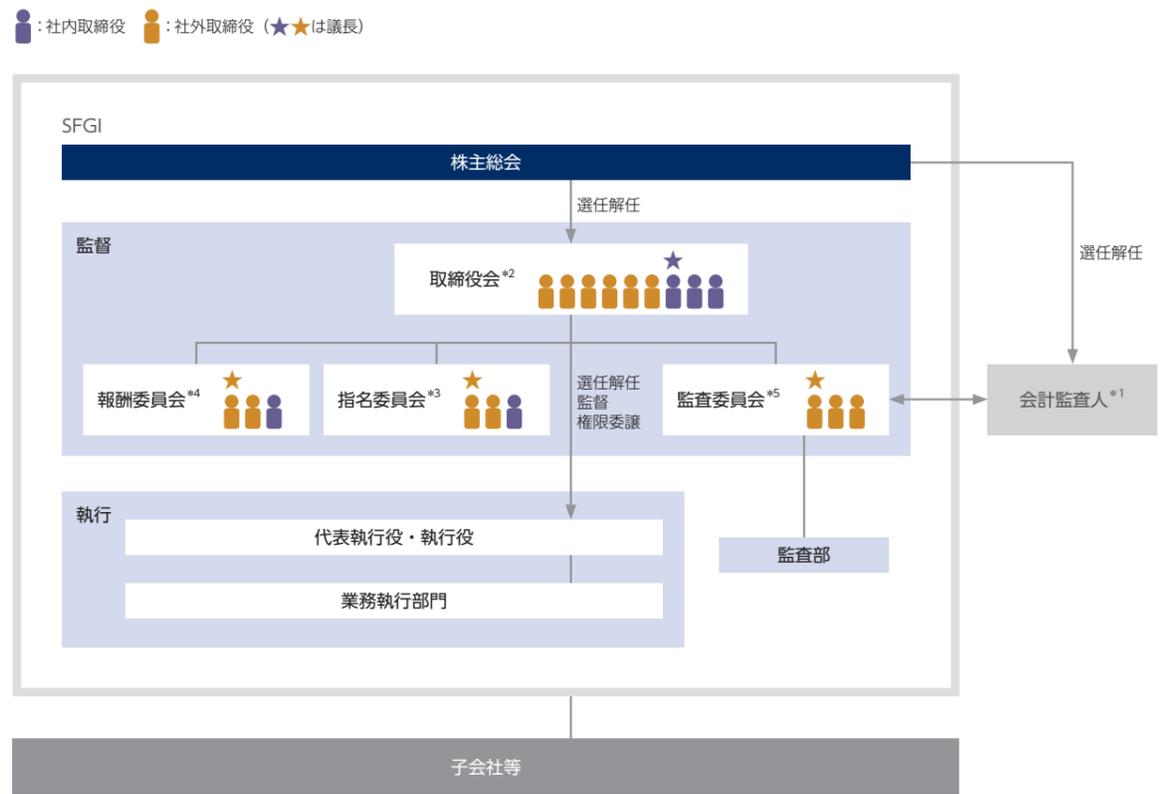
ソニーFGでは、2025年度から企業理念を再定義のうえ、「Our Vision（私たちのありたい姿）・Our Values（私たちの価値観）・Our Foundation（私たちの事業における礎）」を掲げています。事業活動を通じたOur Vision（私たちのありたい姿）の実現を支える基盤として、コーポレートガバナンスの強化を経営の最重要課題のひとつと位置づけています。

コーポレートガバナンス基本方針

(コーポレートガバナンスの基本的考え方)

SFGIは、グループのさまざまな経営資源を有効活用し、企業理念を実現していくことで、すべてのステークホルダーの期待・信頼に応え、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ります。また、金融持株会社として、金融事業が持つ高い公共性を意識し、経営の独立性を確保するとともに、透明性の高い経営に努め、グループの経営の健全性・適切性の確保を重視したガバナンス体制を構築します。

コーポレートガバナンス体制図 (2025年7月1日現在)



*1 2024年度の会計監査人への報酬等：227百万円（うち、会計監査人としての報酬等：227百万円）
 *2 SFGIでは社外役員の選任に関して、「役員候補者の選定に係る基本方針」の中で社外役員の独立性基準を定めています。
 *3 指名委員会の構成メンバー：池内 省五氏（議長）、吉澤 和弘氏、遠藤 俊英氏
 *4 報酬委員会の構成メンバー：吉澤 和弘氏（議長）、池内 省五氏、遠藤 俊英氏
 *5 監査委員会の構成メンバー：早瀬 保行氏（議長）、丹生谷 美穂氏、梶山 園子氏

▶SFGIウェブサイト「取締役候補者の選定に係る基本方針」
https://www.sonyfg.co.jp/ja/company/data/nomination_policy.pdf

SFGIは、金融持株会社としてグループ各社の経営資源を集結することで、グループ全体のリスク管理態勢をより強化し、統合的なリスク管理を行っています。SFGIでは「グループリスク管理の基本方針」を定め、グループの経営方針および戦略目標に即したリスク管理態勢を構築しています。また、各業態およびリスク種別によって異なる特性に応じたリスク管理を行うことにより、グループの事業価値向上を図っています。

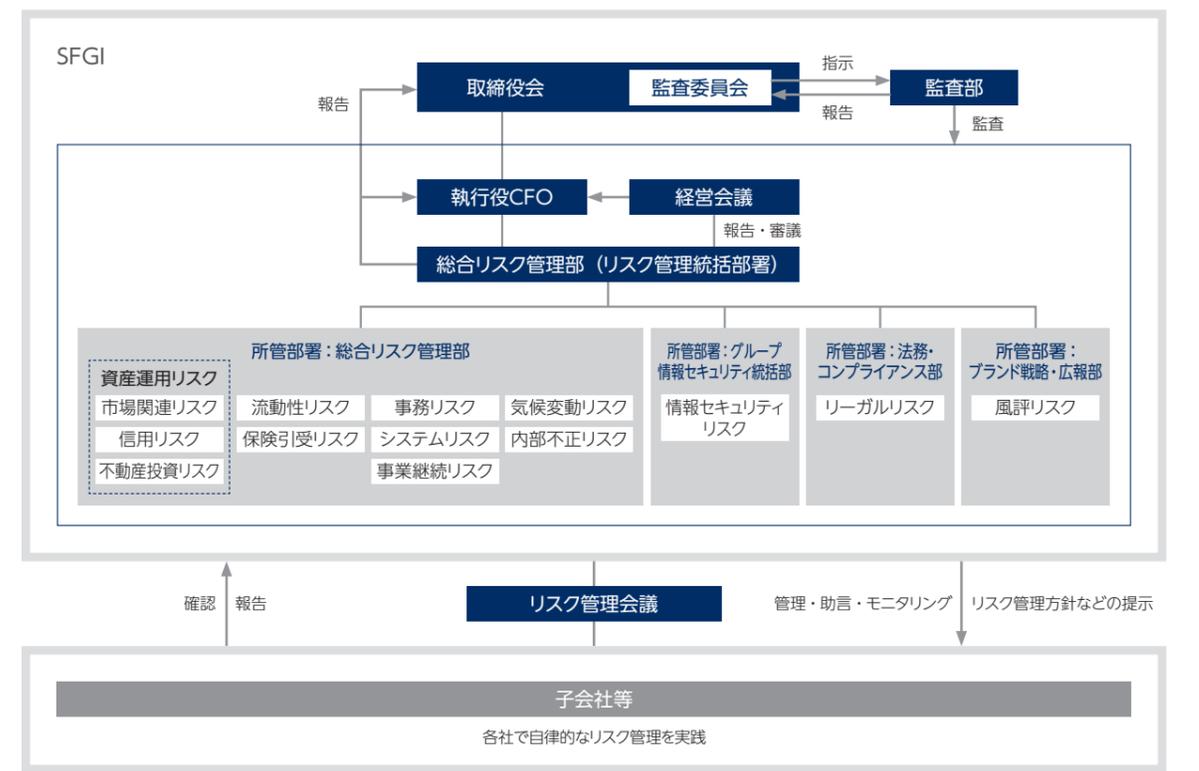
▶SFGIウェブサイト「リスク管理」
https://www.sonyfg.co.jp/ja/sustainability/risk_management.html

SFGIおよびグループ各社のリスク管理態勢

SFGIでは、「リスク管理基本規則」を制定し、役員・従業員ならびにグループ会社に周知徹底を図り、グループ各社のリスクの所在および種類を把握し、各種リスクを適切に管理する態勢を整備しています。SFGIのリスク管理統括部署は、各社のリスク管理部門などと連携して、モニタリングやリスク管理会議の開催などを通じて、グループのリスク管理状況を把握し、取締役会等に定期的な報告を行っています。

グループ各社においては、会社の規模、特性および業務内容に応じてリスクの種類ならびに定義を最適化し、リスク管理態勢を構築し、各リスクについての評価、モニタリング、その他管理などを自律的に行っています。

ソニーFGのリスク管理態勢 (2025年7月1日現在)



グループERM

ソニーFGでは、グループERMの枠組みを導入しています。

▶P15 戦略・レビュー ソニーフィナンシャルグループ ERM・ESR

危機管理体制

SFGIは、SFGIおよびグループ各社が災害やシステム障害などにより事業の継続的遂行が困難な事態に陥った際に備えて、グループにおける包括的な行動方針として「コンティンジェンシー・プラン」を定めています。また、グループ各社は、それぞれの業容および事業内容に即した規程やマニュアルなどを整備し、通常の事業継続が困難となるおそれがある場合にはSFGIに報告する体制をとっています。SFGIでは、報告された状況が、リスク管理基本規則などに定めたリスク管理体制下での対応では困難であると判断した場合、その事象に応じて代表執行役社長 兼 CEOまたは執行役CFOを本部長とするコンティンジェンシー対策本部を設置し、全業務の本格復旧に向けた事業継続策を遂行することを定めています。

管理すべきリスクの種類と定義の概要

種類	定義
市場関連リスク	金利、有価証券などの価格、為替などのさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフバランスを含む）の価値が変動し、グループが損失を被るリスク
信用リスク	信用供与先（法人・個人など）の財務状況などの悪化などにより、資産・負債（オフバランスを含む）の価値が減少ないし消失し、グループが損失を被るリスク
不動産投資リスク	賃貸料などの変動などを要因として不動産にかかわる収益が減少する、または市況の変化などを要因として不動産価格自体が減少し、グループが損失を被るリスク
流動性リスク	以下の内容により、グループが損失を被るリスク <ul style="list-style-type: none"> ●資金繰りリスク：決済日に必要な資金が確保できなくなり、資金決済が履行できなくなるリスクや、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク ●市場流動性リスク：市場の混乱などにより市場において取引ができなくなり、グループが保有するポジションを解消することが不可能となるリスクや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク
保険引受リスク	経済情勢や保険事故の発生率が保険料設定時の予測に反して変動することにより、グループが損失を被るリスク
事務リスク	事務管理上の不具合に関連して生じる過失・不正・トラブルなどによって、グループが有形無形の損失を被るリスク
システムリスク	システムに関連して生じるトラブル・損壊・不正利用などによって、グループが有形無形の損失を被るリスク
リーガルリスク	法令などに抵触する手段・方法による業務遂行その他不適切な業務遂行によりグループが被るリスク、ならびに訴訟などが提起されることおよび各種権利侵害を受けることなどによりグループが被るリスク
風評リスク	社会倫理に反する行為、不公正な取引、不適切な情報開示などに基づき市場や顧客の間における会社の評判が悪化することにより、グループが有形無形の損失を被るリスク
事業継続リスク	財務内容の悪化、流動性問題、システムトラブル、不祥事件、災害・事故など不測の事態（危機）が発生し、グループの事業継続が困難になるリスク
情報セキュリティリスク	外部からのサイバー攻撃や、内部者や業務委託先によるグループの業務の遂行に係る不正や故意・過失などに起因し生じた、情報の漏えい・滅失・改ざん、情報資産の不正利用などによって、グループが有形無形の損失を被るリスク
気候変動リスク	以下の内容により、グループが損失を被るリスク <ul style="list-style-type: none"> ●物理的リスク：気候変動により、資産に対する直接的な損傷や、サプライチェーンの寸断による間接的な影響などが生じることで損失を被るリスク ●移行リスク：低炭素経済への移行にともない、広範囲に及ぶ政策・法規制・技術・市場の変化が生じることで損失を被るリスク
内部不正リスク	内部者が関与する、またはグループの業務に従事する業務委託先により当該グループの業務に関連して行われた、意図的に規制・法令・社内規則を違反するまたは回避する行為などにより、グループが有形無形の損失を被るリスク

(注) 個人情報管理、委託先管理、資産運用に関わる問題等、ひとつの事象から発生した問題が複数のリスクの種類に跨る場合には、それぞれのリスクの観点から着眼し、適切に対応することとしています。なお、リスクの種類・定義は、環境の変化などに応じて適宜見直しを行い、必要に応じて追加などを行います。

サイバーセキュリティに関する取組み

ソニーFGは、情報セキュリティが「お客さまに付加価値の高い商品・サービスを提供するために欠かすことのできない基礎」と考えています。

サイバー攻撃は増加の一途をたどっており、またその攻撃手法も多様化・高度化していることから明らかなように、情報セキュリティをめぐる環境は日々変化し、複雑さを増しています。この変化に適切に対応し、お客さまの情報はじめとする情報資産を適切に管理していくことは、私たちの責務であると考えています。

このような情報セキュリティ管理は、経営トップが主導的に取組むべき重要課題であると考え、定期的に経営トップとの報告・議論を実施しております。各社においては執行役員である情報セキュリティ責任者を任命し、情報セキュリティ対策の方針や内容について、各社の経営会議、取締役会などで定期的に報告を行っています。さらにSFGIにおいてはグループ情報セキュリティ管理を統括する執行役員を任命し、当該執行役員の指揮下に設置したグループ情報セキュリティ統括部が、情報セキュリティに関する教育資料を各社に提供し従業員教育に生かすなど、各社の情報セキュリティ対応の支援やグループ全体の管理品質等についてのモニタリングを行っています。

情報セキュリティインシデント対応態勢

ソニーFGの中核を占めるソニー生命、ソニー損害、ソニー銀行には情報セキュリティ事故等に対応するCSIRT（Computer Security Incident Response Team）を設置しており、各社において自律的にサイバー攻撃に対応する態勢を整えています。攻撃影響の大きさやグループ間での連携が必要となった場合には、SFGIのグループCSIRTであるグループ情報セキュリティ統括部が対応の連携や指揮等を行います。また、サイバー攻撃手法の多様化・高度化に鑑み、金融ISACをはじめとする各種外部セキュリティ機関との連携も行っています。

ソニーFGの情報セキュリティ態勢



* 金融業界のサイバーセキュリティ分野における共助を実現するための組織

個人情報保護の取組み

SFGIは、個人情報の取扱いに関し、利用目的の範囲内での個人情報の取得・利用などの方針を定めた「プライバシーポリシー」および具体的な安全管理措置を定めた「個人情報の保護等に関する規則」を制定しています。また、グループ各社の各種安全管理措置の状況などをモニタリングしています。

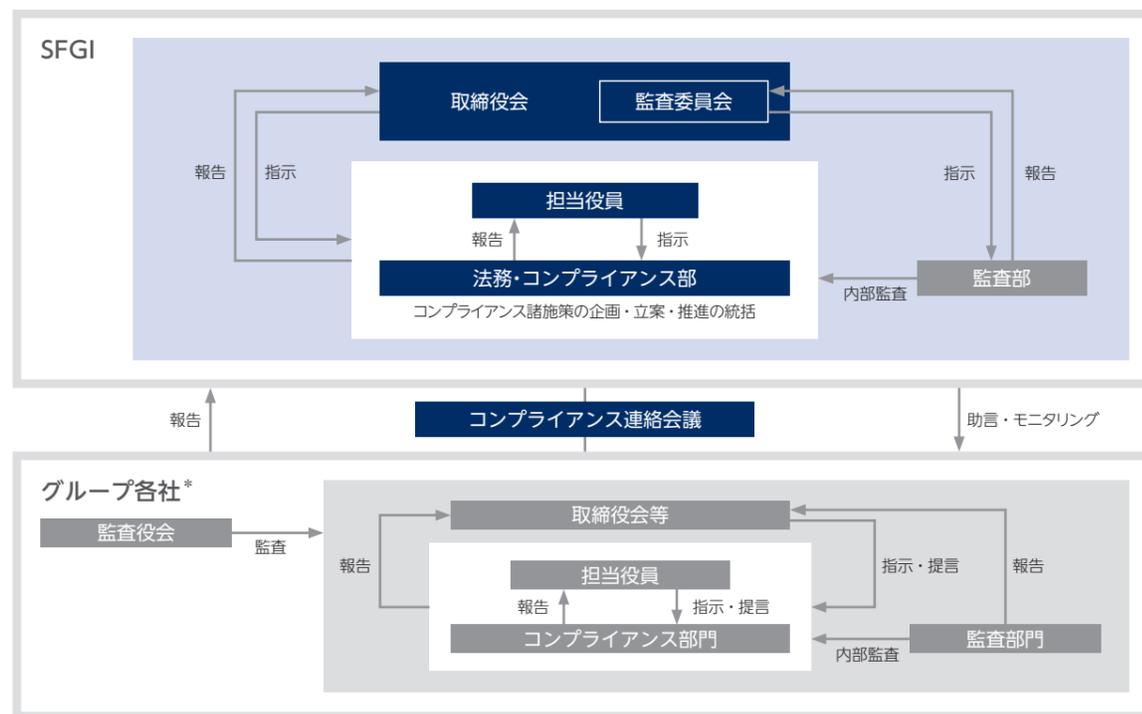
▶SFGIウェブサイト「プライバシーポリシー」
https://www.sonyfg.co.jp/ja/privacy_policy/

コンプライアンスについての基本的な考え方

SFGIでは、コンプライアンスを「役員・従業員の一人ひとりが、ソニーFGの企業理念への理解を深め、関連するさまざまな法令、規則、社会的規範等（以下、「法令等」）を遵守するとともに、高い倫理観のもと、透明性のある適切な業務運営を遂行するための取り組み」と定義し、経営の最重要課題のひとつとして位置づけています。また、SFGIのすべての役員・従業員がコンプライアンスを実践するため、各自が負う義務・責任に関する法令等を十分に認識し理解する態勢を構築しています。

ソニーFG各社は、それぞれの業態・規模等に応じた態勢を構築してコンプライアンスの実効性を自ら高めていく責任があります。SFGIは、金融持株会社として、グループ経営の観点からソニーFG各社のコンプライアンス態勢を常に把握し、必要に応じて助言等を行うことにより、その推進を図る役割を担っています。

ソニーFGのコンプライアンス態勢図（2025年7月1日現在）



* 本図はソニーFG各社におけるコンプライアンス態勢の概要を示したものです。ソニーFG各社の業態・規模等により、組織の構成や名称等が異なります。

ソニーFGのコンプライアンス活動

SFGIでは、ソニーFGのすべての役員・従業員が遵守すべき「ソニーフィナンシャルグループ行動規範」を定めています。また、SFGIにおいて、取締役会は「コンプライアンス・マニュアル」*1および「コンプライアンス・プログラム」*2を策定し、その遵守状況や進捗状況について適宜把握することにより、コンプライアンス態勢を整備・構築し、その適切な運用に率先して取り組んでいます。また、コンプライアンス上の問題が発生した場合には、コンプライアンスの推進を統括する部門である法務・コンプライアンス部が、コンプライアンス・マニュアル等に則り、事実確認・調査を行い、関係部門に対して適切に対処を指示するとともに、取締役会等に報告を行う態勢が整備されています。

ソニーFG各社においても、「ソニーフィナンシャルグループ行動規範」を踏まえた行動規範を採択して自らコンプライアンス態勢を整備・構築しており、SFGIはその適切な運用のための指導・支援を行っています。年に2回開催される「コンプライアンス連絡会議」は、ソニーFG各社のコンプライアンス推進状況の確認等を目的とし、ソニーFG各社のコンプライアンス担当役員・部長等で構成され、重要な討議結果はSFGIの取締役会等に報告されます。

ソニーFG各社において発生したコンプライアンス上の問題は、原則として各社が自らの定める社内規程に基づき、事実確認・調査を行い、自らの責任において対応します。ただし、SFGIはソニーFG各社に対して、別途定める報告基準に従い、

重大と判断される問題については、速やかにSFGIに報告させるものとし、報告を受けたSFGIは、適切な対応を検討のうえ、必要に応じてソニーFG各社に対して助言や指導を行う態勢を整備しています。

また、SFGIおよびソニーFG各社のコンプライアンス活動状況についての監査が定期的実施され、ソニーFG全体のコンプライアンス態勢の有効性が検証されており、監査を通じて提言された事項に対しては、改善に向け取り組んでいます。

- *1 コンプライアンスを実現するためのSFGIのコンプライアンス態勢ならびに役員・従業員が理解しておくべきソニーFGの企業理念等を掲げたものです。また、法令等に抵触する行為等、コンプライアンス上問題のある行為等を発見した場合の報告先、事実確認・調査を行う態勢や対処方法のほか、コンプライアンス状況の確認方法等についても定めています。
- *2 コンプライアンスを実現するため、コンプライアンス状況の確認、研修、その他に係る事項についての実践計画として、原則として年度ごとに策定しています。

▶SFGIウェブサイト「ソニーフィナンシャルグループ行動規範」
https://www.sonyfg.co.jp/ja/company/data/code_of_conduct.pdf

コンプライアンス徹底に向けた具体的な取り組み

ソニーFGでは、「ソニーフィナンシャルグループ行動規範」において、贈収賄防止、個人的利益相反状況の回避、反社会的勢力の排除、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の推進といった、腐敗の防止およびコンプライアンスの徹底に向けた会社としての取組方針を定めています。そのうえで、社内規程に基づき、上記テーマに関するものを含む腐敗防止およびコンプライアンス推進のための研修を毎年実施しているほか、SFGIのCEOからのトップメッセージや四半期に1回以上の頻度でのコンプライアンスメッセージの配信を通じ、すべての役員・従業員に対して腐敗防止およびコンプライアンスに係る周知徹底を図っています。なお、役員・従業員に対するアンケートを実施し、役員・従業員の腐敗防止およびコンプライアンスに関する理解度を確認するとともに、研修等に関する意見を各種施策に取込んでいます。

腐敗防止およびコンプライアンス徹底に向けた主な取組み領域

- | | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・倫理的な企業風土の醸成 ・社内通報制度（ホットライン） ・情報セキュリティ ・個人情報保護 ・公正競争 ・贈収賄防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・職場における適切な行動（ハラスメント防止・人権の尊重等） ・役員・従業員の個人的利益相反状況の回避 ・マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・反社会的勢力排除 ・インサイダー取引等防止 ・お客さまとの利益相反の適切な管理 ・AI倫理への取組み |
|--|--|--|

第三者管理

ソニーFGは、新たなビジネスパートナーの選定において、贈収賄防止、反社会的勢力の排除、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策、経済制裁等の観点から包括的にデューデリジェンス（精査）を実施しています。また、取引が開始された後も、ビジネスパートナーに対して、リスクの度合いに応じたデューデリジェンス（精査）を実施する等、上記の観点を含めたモニタリングを定期的に行う態勢を整備しています。

なお、反社会的勢力の排除や、犯罪収益が絡んだ取引および経済制裁者リストに掲載された団体や個人との取引に巻き込まれることを防止するため、ソニーFGでは、お客さまとの取引の際にも、本人確認の手続き等を実施しています。

社内通報制度

ソニーFGの役員、従業員および派遣社員（これらの退職者を含む）は、会社の方針、事業活動その他の行為が、法令等に違反している（あるいは違反のおそれがある）と考える場合、SFGIおよびソニーFG各社に設置されている通報窓口か、ソニーFG外部の独立した通報窓口を選択して通報することができます。2024年度、SFGIおよびソニーFG各社の通報窓口において受けた通報は合計63件であり、職場環境、組織運営および業務遂行に関する通報が中心となっています。

SFGIおよびソニーFG各社では、通報者が社内通報を行った事実または情報提供者が情報提供を行った事実を理由として、通報者および情報提供者に対するいかなる報復や不利益の措置も禁じ、通報者および情報提供者を保護するための適切な措置を講じるとともに、通報に関連する情報を厳重に管理したうえで所要の対応を行っています。なお、ソニーFGの協力会社の従業員（過去そうであった者を含む）からの通報についても、必要に応じて社内通報に準じたものとして取扱うこととしています。

贈収賄の禁止

ソニーFGのすべての役員・従業員は、相手が公務員等であるか否かを問わず、不適切に業務上優位な取扱いを受けることや事業に何らかの影響を及ぼすことを目的とした金銭や贈答、接待その他の便益の供与を決して行いません。

そのうえで、SFGIおよびソニーFG各社では、特に公務員等に対応する際に必要な遵守事項や手続きを定めた贈収賄防止にかかる規則を策定しています。ソニーFGの役員・従業員が直接対応する公務員等に加え、SFGIまたはソニーFG各社を代理して公務員等に対応する第三者（代理店等）や、合併事業のパートナー等を対象として、独自に定めるレッドフラグ（疑わしい兆候）や高リスク地域への該当性、取引の類型等をはじめとするリスクの度合いに応じたデューデリジェンス（精査）を事前に実施しています。なお、政治献金や慈善寄付を実施する場合においても同様に事前のデューデリジェンス（精査）を行います。

インサイダー取引等防止

SFGIは「ソニーフィナンシャルグループ インサイダー取引等防止基本方針」を定め、これに基づきSFGIおよびソニーFG各社はインサイダー取引等の未然防止に資する態勢を構築しています。

また、SFGIは、ソニーFG各社の態勢構築が十分になされ、インサイダー取引等防止に関し、有効に機能しているかどうかをモニタリングし、必要に応じて適切な措置を講じます。

利益相反管理方針（概要）

SFGIは、その傘下の金融機関のお客さまの利益が不当に害されることのないよう「利益相反管理方針」を定めています。SFGI法務・コンプライアンス部担当役員は、利益相反管理統括責任者として、傘下の金融機関からの報告やお客さまからの苦情等に基づき必要と判断したときは、傘下の金融機関に対し、次のとおり必要な措置を講じるよう求めます。

- ・利益相反を発生させる可能性のある部門間の情報遮断
- ・対象取引の中止または取引条件もしくは方法の変更
- ・利益相反事実またはそのおそれがあることのお客さまへの開示
- ・その他、必要と判断する措置

また、SFGIおよび傘下の金融機関では、対象取引の特定に係る記録やお客さまの保護を適正に確保するための措置に係る記録を適切に保存しています。

▶SFGIウェブサイト「利益相反管理方針の概要」
https://www.sonyfg.co.jp/ja/company/data/conflicts_of_interest_policy.pdf

反社会的勢力排除に向けた取組み

SFGIは、反社会的勢力の排除に向けて、「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」を定め、SFGIおよびグループ各社において反社会的勢力対応部署の設置および不当要求防止責任者の任命や、外部専門機関との連携による反社会的勢力の情報収集等、態勢を整備するとともに、グループ一体となって反社会的勢力排除に向けた取組みを行っています。

反社会的勢力排除に関するグループ基本方針

ソニーフィナンシャルグループは、反社会的勢力との関係を遮断することの社会的責任、コンプライアンスおよび企業防衛の観点からの重要性を十分認識し、グループ一体となって反社会的勢力排除に向けた取組みを実施するためにこの基本方針を定め、各社役職員一同がこれを遵守することとします。

1. 組織としての対応
 反社会的勢力に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに、経営トップ以下、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全を確保します。
2. 外部専門機関との連携
 適切な助言、協力が得られるよう、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携強化を図ります。
3. 取引を含めた一切の関係遮断
 反社会的勢力に対しては、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応
 反社会的勢力による不当要求は断固として拒絶し、必要に応じて民事および刑事の両面から法的対応を行います。
5. 裏取引や資金提供の禁止
 反社会的勢力との裏取引や同勢力への資金提供は絶対に行いません。

マネー・ローndリングおよびテロ資金供与対策ならびに経済制裁遵守

ソニーFGでは、マネー・ローndリングおよびテロ資金供与対策を経営上重要な課題として位置づけ、「ソニーフィナンシャルグループ マネー・ローndリングおよびテロ資金供与対策に係る基本方針」を定めています。また、SFGIでは「ソニーフィナンシャルグループ経済制裁遵守規則」を定めており、ソニーFG各社においても同等の規則の導入を求めています。

SFGIは、経営陣からのトップダウンによって、必要な権限付与と資源配分を行うとともに、すべての役員・従業員に対し、マネー・ローndリングおよびテロ資金供与対策ならびに経済制裁遵守に係る意識を浸透させるための積極的な関与等を行います。また、マネー・ローndリングおよびテロ資金供与対策として、犯罪収益移転防止法に定める特定事業者に該当するソニーFG各社では、取引時確認や疑わしい取引の届出等を適切に実施するための態勢を整備しています。

SFGIは、SFGIの法務・コンプライアンス部を責任部署とし、ソニーFG各社のマネー・ローndリングおよびテロ資金供与対策ならびに経済制裁遵守に関する態勢のモニタリングを実施しています。モニタリング結果については、コンプライアンス連絡会議等を通じソニーFG各社にフィードバックを実施するほか、SFGIの取締役会に報告を行ったうえで適宜指示を仰ぐ等、グループ全体でマネー・ローndリングおよびテロ資金供与対策ならびに経済制裁遵守に係る態勢の構築に向けて取り組んでいます。

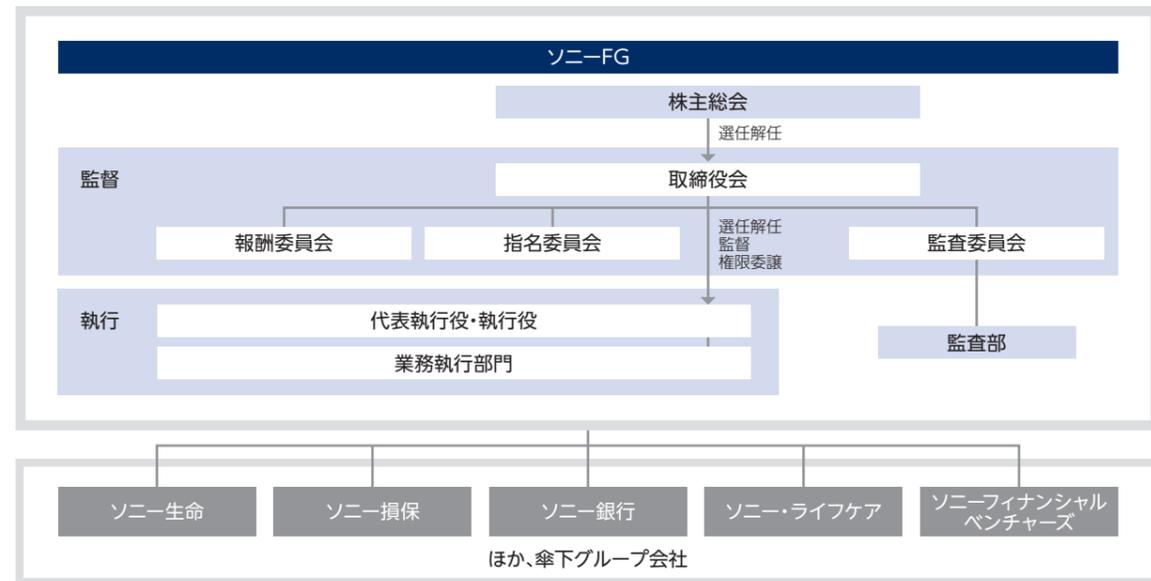
会社概要・株式情報 (2025年3月31日現在)

会社概要

商号	ソニーフィナンシャルグループ株式会社 (英文名) Sony Financial Group Inc.
設立年月日	2004年4月1日
所在地	東京都千代田区大手町1丁目9番2号
事業内容	当社は、次の業務を営むことを目的とする。 (1) 生命保険会社、損害保険会社、銀行、その他の保険業法および銀行法の規定により子会社とした会社の経営管理 (2) その他保険業法および銀行法その他の法令の規定により、保険持株会社および銀行持株会社が営むことのできる業務 (3) 前各号の業務に附帯または関連する業務
従業員数	SFGI：215名（連結：13,356名、生命保険事業：9,828名、損害保険事業：1,609名、銀行事業：708名、その他、全社（共通）：1,211名）
資本金	20,029百万円

(注) 1. SFGIの従業員のうち、48名は生命保険事業、17名は損害保険事業、25名は銀行事業、125名は全社（共通）
2. 「その他、全社（共通）」として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できないSFGIの従業員ならびに子会社である介護事業およびベンチャーキャピタル事業における従業員

組織図



株式情報

発行済株式の状況

種類	事業年度末現在発行数（株）
普通株式	435,100,266

大株主の状況

氏名または名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する所有株式数の割合（%）
ソニーグループ株式会社	東京都港区港南1-7-1	435,100,266	100.00

グループ各社の概要（主要子会社） (2025年3月31日現在)

生命保険事業

商号	設立	所在地	事業内容	資本金 (百万円)	株主
ソニー生命保険株式会社 (英文名: Sony Life Insurance Co., Ltd.)	1979年 8月10日	東京都 千代田区	生命保険業	70,000	ソニーフィナンシャルグループ株式会社 100%
ソニーライフ・コミュニケーションズ株式会社 (英文名: Sony Life Communications Co., Ltd.)	2019年 7月26日	東京都 千代田区	生命保険の募集に関する業務	3,500	ソニー生命保険株式会社 100%

損害保険事業

商号	設立	所在地	事業内容	資本金 (百万円)	株主
ソニー損害保険株式会社 (英文名: Sony Assurance Inc.)	1998年 6月10日	東京都 大田区	損害保険業	20,000	ソニーフィナンシャルグループ株式会社 100%

銀行事業

商号	設立	所在地	事業内容	資本金 (百万円)	株主
ソニー銀行株式会社 (英文名: Sony Bank Inc.)	2001年 4月2日	東京都 千代田区	銀行業	38,500	ソニーフィナンシャルグループ株式会社 100%

介護事業

商号	設立	所在地	事業内容	資本金 (百万円)	株主
ソニー・ライフケア株式会社 (英文名: Sony Lifecare Inc.)	2014年 4月1日	神奈川県 川崎市	介護事業を行う会社の経営管理	2,625	ソニーフィナンシャルグループ株式会社 100%
ライフケアデザイン株式会社 (英文名: Lifecare Design Inc.)	1999年 10月5日	神奈川県 川崎市	有料老人ホームの企画・開発・運営	100	ソニー・ライフケア株式会社 100%
プラウドライフ株式会社 (英文名: Proud Life Inc.)	2006年 7月3日	神奈川県 川崎市	有料老人ホーム等の管理・運営・企画	33	ソニー・ライフケア株式会社 100%

ベンチャーキャピタル事業

商号	設立	所在地	事業内容	資本金 (百万円)	株主
ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社 (英文名: Sony Financial Ventures Inc.)	2018年 7月10日	東京都 千代田区	ベンチャーキャピタル事業	10	ソニーフィナンシャルグループ株式会社 100%

事業概況

経常収益は、損害保険事業及び銀行事業において増加したものの、生命保険事業において減少した結果、2兆6,187億円（前年度比24.1%減）となりました。経常利益は、損害保険事業において増加したものの、生命保険事業及び銀行事業において減少した結果、448億円（同17.4%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、ソニー生命において価格変動準備金の取崩しを実施したことにより、787億円（同91.4%増）となりました。

事業別の業績は、次のとおりです。

生命保険事業

経常収益は、一時払保険料の増加等に伴う保険料等収入の増加があったものの、特別勘定における運用益の減少により、2兆3,170億円（前年度比27.2%減）となりました。経常利益は、変額保険等の市況の変動に伴う損益の改善があったものの、金利上昇の影響を受け、ALM（資産負債の総合管理）の考え方に基づくリバランスを目的とした債券売却に伴う一般勘定における有価証券売却損益の悪化等により、206億円（同18.2%減）となりました。

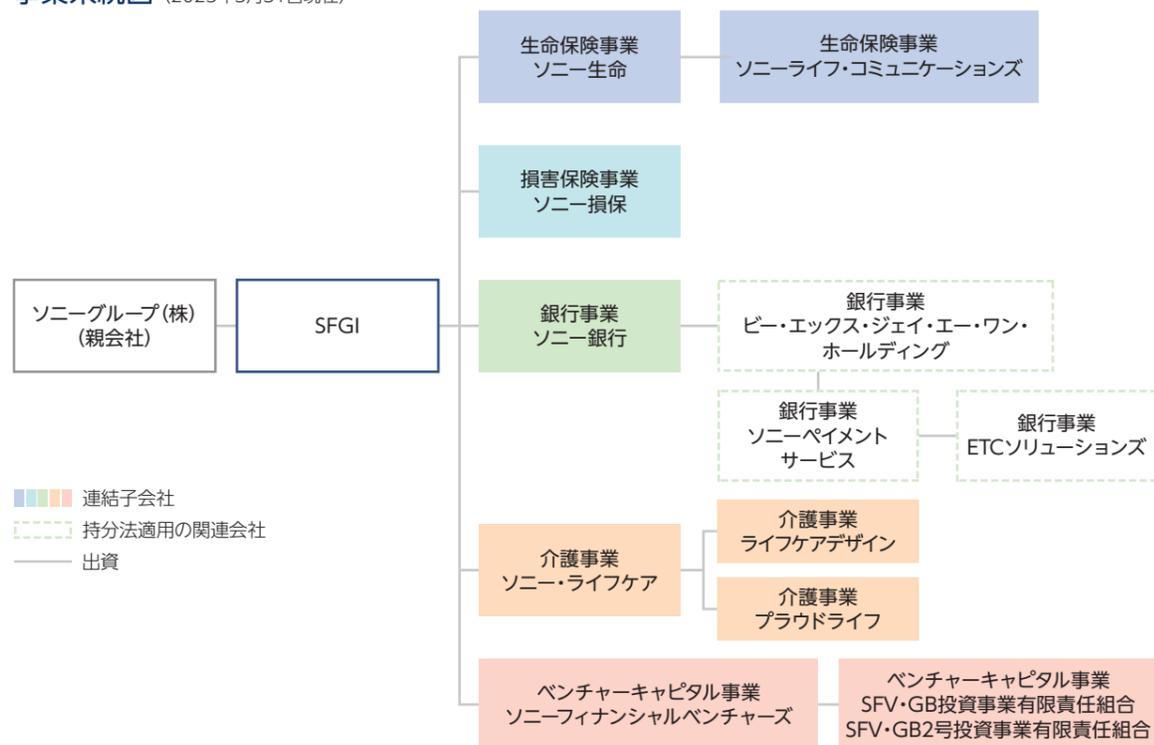
損害保険事業

経常収益は、主力の自動車保険を中心に正味収入保険料が順調に増加したことにより、1,688億円（前年度比11.0%増）となりました。経常利益は、自動車保険における支払保険金単価の上昇等により損害率が上昇したものの、事業費率の低下や増収効果により、72億円（同11.1%増）となりました。

銀行事業

有価証券利息配当金等の資金運用収益の増加があったものの、役務取引等収益の減少や子会社の持分法適用会社化による利益の減少により、経常収益は1,170億円（前年度比10.8%増）、経常利益は188億円（同17.5%減）となりました。

事業系統図 (2025年3月31日現在)



ソニーフィナンシャルグループ (連結)

	百万円				
3月31日に終了した1年間	2021	2022	2023	2024	2025
経常収益	2,207,285	2,190,092	2,137,696	3,450,300	2,618,712
経常利益	77,301	79,886	122,370	54,358	44,889
親会社株主に帰属する当期純利益	47,186	41,638	118,525	41,176	78,791
包括利益	30,273	△2,742	37,202	3,440	75,730
3月31日現在					
総資産	17,019,255	19,032,939	20,019,761	22,083,761	23,370,923
純資産	691,699	649,086	644,955	594,008	669,754
連結自己資本比率 (国内基準)	14.64%	12.66%	20.42%	18.39%	23.09%
連結ソルベンシー・マージン比率*	1,426.1%	1,415.8%	1,584.2%	1,462.9%	1,294.1%

ソニー生命 (単体)

	百万円				
3月31日に終了した1年間	2021	2022	2023	2024	2025
経常収益	1,945,094	2,023,492	1,904,419	3,180,958	2,316,923
経常利益	66,526	53,673	95,392	26,115	21,627
当期純利益	43,286	19,050	100,770	13,579	58,186
3月31日現在					
総資産	12,583,730	14,489,657	15,231,746	16,623,842	16,934,130
純資産	518,378	461,908	445,699	344,735	321,045
単体ソルベンシー・マージン比率*	2,126.6%	2,191.1%	2,046.1%	1,887.6%	1,588.7%

ソニー損保

	百万円				
3月31日に終了した1年間	2021	2022	2023	2024	2025
経常収益	132,445	140,941	145,194	152,088	168,894
経常利益	14,694	9,070	9,953	6,478	7,199
当期純利益	10,161	6,418	7,105	4,590	5,657
3月31日現在					
総資産	258,610	279,766	293,100	304,902	321,672
純資産	45,032	41,740	42,186	39,456	37,261
単体ソルベンシー・マージン比率*	861.7%	813.3%	789.8%	734.1%	684.2%

ソニー銀行 (単体)

	百万円				
3月31日に終了した1年間	2021	2022	2023	2024	2025
経常収益	45,683	54,864	72,390	101,906	118,470
経常利益	8,977	15,143	19,137	24,084	20,329
当期純利益	6,611	10,154	12,511	28,941	15,476
3月31日現在					
総資産	3,614,612	4,359,720	4,603,865	5,353,815	6,078,445
純資産	106,429	116,547	124,109	150,882	144,579
単体自己資本比率 (国内基準) *	8.00%	8.62%	13.29%	12.41%	10.31%

* 表示単位未満は切捨てて表示しています。

SFGI連結財務諸表

当社の連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書）については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人の監査証明を受けています。
また、当社の銀行法第52条の28第1項の規定により作成した書面については、会社法第396条第1項により、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けています。

連結貸借対照表

ソニーフィナンシャルグループ株式会社
2024年、2025年3月31日現在

	百万円	
	2024	2025
資産の部		
現金及び預貯金	824,905	956,268
コールローン及び買入手形	88,909	260,008
買入金銭債権	12,669	27,416
金銭の信託	63,285	39,917
有価証券	16,801,560	17,528,295
貸出金	3,682,002	3,899,036
有形固定資産	102,649	104,694
土地	56,428	56,428
建物	25,561	25,125
リース資産	18,591	21,408
建設仮勘定	33	63
その他の有形固定資産	2,034	1,668
無形固定資産	67,772	76,612
ソフトウェア	64,888	73,910
のれん	2,857	2,676
リース資産	2	1
その他の無形固定資産	25	24
再保険貸	2,476	20,029
外国為替	2,327	2,183
その他資産	270,279	298,736
退職給付に係る資産	9,836	10,146
繰延税金資産	156,755	149,340
貸倒引当金	△1,669	△1,764
資産の部合計	22,083,761	23,370,923

	百万円	
	2024	2025
負債の部		
保険契約準備金	15,072,758	15,834,196
支払備金	111,180	116,280
責任準備金	14,958,281	15,714,794
契約者配当準備金	3,296	3,121
代理店借	3,464	3,865
再保険借	4,976	5,360
預金	3,845,606	4,243,962
コールマネー及び売渡手形	209,410	192,278
売現先勘定	938,854	1,230,050
債券貸借取引受入担保金	566,039	290,988
借入金	467,716	499,020
外国為替	1,781	1,440
社債	70,000	110,500
その他負債	195,519	237,680
賞与引当金	5,461	5,990
退職給付に係る負債	38,402	38,018
特別法上の準備金	67,622	4,398
価格変動準備金	67,622	4,398
持分法適用に伴う負債	2,139	3,414
負債の部合計	21,489,753	22,701,168
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,029	20,029
資本剰余金	191,259	191,259
利益剰余金	452,945	531,737
株主資本合計	664,234	743,026
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△70,773	△73,110
繰延ヘッジ損益	286	290
土地再評価差額金	△2,720	△2,720
退職給付に係る調整累計額	2,981	2,252
その他の包括利益累計額合計	△70,226	△73,287
新株予約権	—	16
純資産の部合計	594,008	669,754
負債及び純資産の部合計	22,083,761	23,370,923

連結損益計算書及び連結包括利益計算書

ソニーフィナンシャルグループ株式会社
2024年、2025年3月31日に終了した1年間

	百万円	
(1) 連結損益計算書	2024	2025
経常収益	3,450,300	2,618,712
生命保険事業	3,177,936	2,313,452
保険料等収入	1,742,430	1,909,184
保険料	1,733,823	1,877,344
再保険収入	8,606	31,840
資産運用収益	1,375,590	348,249
利息及び配当金等収入	229,540	227,803
金銭の信託運用益	0	0
売買目的有価証券運用益	2,388	—
有価証券売却益	17,290	1,136
有価証券償還益	3	0
為替差益	169,875	—
その他運用収益	1,626	13
特別勘定資産運用益	954,865	119,296
その他経常収益	59,915	56,017
損害保険事業	152,082	168,854
保険引受収益	150,670	167,259
正味収入保険料	150,540	167,114
積立保険料等運用益	129	145
資産運用収益	1,363	1,533
利息及び配当金収入	1,480	1,678
有価証券売却益	12	—
積立保険料等運用益振替	△129	△145
その他経常収益	48	61
銀行事業	105,288	116,991
資金運用収益	77,895	96,759
貸出金利息	31,419	36,336
有価証券利息配当金	38,420	52,989
コールローン利息及び買入手形利息	29	83
預け金利息	50	1,804
金利スワップ受入利息	7,918	5,434
その他の受入利息	56	111
役務取引等収益	22,015	14,469
その他業務収益	1,783	2,661
外国為替売買益	1,662	2,334
その他の業務収益	120	326
その他経常収益	3,593	3,100
その他	14,993	19,415
その他経常収益	14,993	19,415

	百万円	
	2024	2025
経常費用	3,395,941	2,573,823
生命保険事業	3,155,749	2,298,476
保険金等支払金	1,054,636	1,115,879
保険金	134,384	144,240
年金	19,836	23,240
給付金	231,612	240,607
解約返戻金	652,696	686,648
その他返戻金	9,049	7,620
再保険料	7,055	13,522
責任準備金等繰入額	1,612,051	745,782
支払備金繰入額	7,736	—
責任準備金繰入額	1,604,314	745,782
契約者配当金積立利息繰入額	0	0
資産運用費用	221,902	142,090
支払利息	41,467	33,617
売買目的有価証券運用損	—	56
有価証券売却損	44,650	84,575
有価証券評価損	1,817	—
有価証券償還損	19	31
金融派生商品費用	128,182	775
為替差損	—	18,421
貸倒引当金繰入額	48	199
賃貸用不動産等減価償却費	1,040	1,070
その他運用費用	4,678	3,343
事業費	182,182	208,878
その他経常費用	84,977	85,844
損害保険事業	144,231	160,693
保険引受費用	106,662	120,273
正味支払保険金	81,339	91,594
損害調査費	10,421	11,122
諸手数料及び集金費	1,061	1,143
支払備金繰入額	4,704	5,681
責任準備金繰入額	9,133	10,730
その他保険引受費用	0	1
資産運用費用	0	0
その他運用費用	0	0
営業費及び一般管理費	37,554	40,409
その他経常費用	14	10

(次頁に続く)

連結株主資本等変動計算書

ソニーフィナンシャルグループ株式会社
2024年、2025年3月31日に終了した1年間

	2024			
	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	20,029	191,259	461,805	673,094
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	△50,036	△50,036
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	41,176	41,176
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△8,860	△8,860
当期末残高	20,029	191,259	452,945	664,234

	2024						
	その他の包括利益累計額						
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非支配 株主持分	純資産合計
当期首残高	△32,027	321	△2,720	2,429	△31,997	3,858	644,955
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△50,036
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	41,176
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△38,745	△34	—	552	△38,228	△3,858	△42,086
当期変動額合計	△38,745	△34	—	552	△38,228	△3,858	△50,946
当期末残高	△70,773	286	△2,720	2,981	△70,226	—	594,008

(次頁に続く)

連結損益計算書（続き）

百万円

	2024	2025
銀行事業	80,568	95,915
資金調達費用	29,565	44,250
預金利息	23,909	34,819
コールマネー利息及び売渡手形利息	299	1,204
売現先利息	5,254	7,757
借入金利息	0	68
社債利息	6	6
その他の支払利息	95	393
役員取引等費用	16,667	19,699
その他業務費用	2,080	3,246
営業経費	31,768	27,575
その他経常費用	486	1,143
その他	15,391	18,738
その他経常費用	15,391	18,738
経常利益	54,358	44,889
特別利益	13,502	63,290
国庫補助金	134	65
固定資産等処分益	—	0
関係会社株式売却益	13,367	—
特別法上の準備金戻入額	—	63,223
価格変動準備金戻入額	—	63,223
特別損失	4,716	1,036
固定資産等処分損	179	155
減損損失	92	880
特別法上の準備金繰入額	4,059	—
価格変動準備金繰入額	4,059	—
不動産圧縮損	38	—
その他特別損失	346	—
契約者配当準備金繰入額	2,452	2,061
税金等調整前当期純利益	60,691	105,082
法人税及び住民税等	15,179	16,772
法人税等調整額	3,846	9,518
法人税等合計	19,025	26,290
当期純利益	41,665	78,791
非支配株主に帰属する当期純利益	489	—
親会社株主に帰属する当期純利益	41,176	78,791

百万円

(2) 連結包括利益計算書

	2024	2025
当期純利益	41,665	78,791
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△38,745	△2,336
繰延ヘッジ損益	△34	4
退職給付に係る調整額	554	△729
その他の包括利益合計	△38,225	△3,061
包括利益	3,440	75,730
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,950	75,730
非支配株主に係る包括利益	489	—

連結株主資本等変動計算書 (続き)

百万円

	2025			
	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	20,029	191,259	452,945	664,234
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	78,791	78,791
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	78,791	78,791
当期末残高	20,029	191,259	531,737	743,026

百万円

	2025						
	その他の包括利益累計額						
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	△70,773	286	△2,720	2,981	△70,226	—	594,008
当期変動額							
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	—	—	78,791
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△2,336	4	—	△729	△3,061	16	△3,045
当期変動額合計	△2,336	4	—	△729	△3,061	16	75,746
当期末残高	△73,110	290	△2,720	2,252	△73,287	16	669,754

連結キャッシュ・フロー計算書

ソニーフィナンシャルグループ株式会社
2024年、2025年3月31日に終了した1年間

百万円

	2024	2025
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	60,691	105,082
貸付用不動産等減価償却費	1,040	1,070
減価償却費	17,364	16,828
減損損失	92	880
のれん償却額	180	180
支払備金の増減額 (△は減少)	12,440	5,100
責任準備金の増減額 (△は減少)	1,613,448	756,513
契約者配当準備金積立利息繰入額	0	0
契約者配当準備金繰入額 (△は戻入額)	2,452	2,061
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	8	95
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	988	△873
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	4,059	△63,223
利息及び配当金等収入	△308,919	△326,246
有価証券関係損益 (△は益)	22,849	81,103
特別勘定資産運用損益 (△は益)	△954,866	△119,296
関係会社株式売却損益 (△は益)	△13,367	—
支払利息	72,792	79,723
金融派生商品損益 (△は益)	128,182	775
為替差損益 (△は益)	△259,897	39,317
有形固定資産関係損益 (△は益)	145	81
持分法による投資損益 (△は益)	52	△82
貸出金の純増 (△) 減	△452,858	△210,431
預金の純増減 (△)	536,688	401,014
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	60,000	31,341
コールマネー等の純増減 (△)	4,301	353,221
コールローン等の純増 (△) 減	6,648	△28,446
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	3,987	144
外国為替 (負債) の純増減 (△)	380	△340
普通社債発行及び償還による増減 (△)	10,000	50,500
その他	33,575	31,383
小計	602,461	1,207,479
利息及び配当金等の受取額	313,412	366,080
利息の支払額	△67,506	△77,578
契約者配当金の支払額	△2,407	△2,237
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△63,013	8,447
営業活動によるキャッシュ・フロー	782,948	1,502,191
投資活動によるキャッシュ・フロー		
金銭の信託の増加による支出	△6,732	△8,133
金銭の信託の減少による収入	4,286	30,995
有価証券の取得による支出	△1,400,102	△1,907,311
有価証券の売却・償還による収入	1,234,374	1,156,555
貸付けによる支出	△89,856	△97,133
貸付金の回収による収入	50,849	55,100
売現先勘定の純増減額 (△は減少)	△4,149	△69,352
金融派生商品の決済による収支 (純額)	△137,217	△60,621
債券貸借取引受入担保金の純増減額 (△は減少)	△199,835	△275,050
その他	326	205
資産運用活動計	△548,056	△1,174,744
営業活動及び資産運用活動計	234,891	327,447
有形固定資産の取得による支出	△1,289	△1,990
無形固定資産の取得による支出	△17,131	△24,452
非連結子会社株式の取得による支出	△150	△488
連結の範囲の変更を伴う関係会社株式の売却による支出	△7,262	—
関連会社株式の取得による支出	—	△90
その他	△140	△248
投資活動によるキャッシュ・フロー	△574,032	△1,202,014
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	9,178	10,010
借入金の返済による支出	△9,501	△10,048
社債の償還による支出	—	△10,000
配当金の支払額	△50,036	△0
非支配株主への配当金の支払額	△2,149	—
その他	△597	△616
財務活動によるキャッシュ・フロー	△53,106	△10,654
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,102	△759
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	156,912	288,762
現金及び現金同等物の期首残高	756,493	913,405
現金及び現金同等物の期末残高	913,405	1,202,168

(注) 上記連結キャッシュ・フロー計算書は、保険業法施行規則第210条の10の規定に基づく様式に準じて記載しています。

1 連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社 10社
 会社名
 ソニー生命保険株式会社
 ソニーライフ・コミュニケーションズ株式会社
 ソニー損害保険株式会社
 ソニー銀行株式会社
 ソニー・ライフケア株式会社
 ライフケアデザイン株式会社
 プラウドライフ株式会社
 ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社
 SFV・GB投資事業有限責任組合
 SFV・GB2号投資事業有限責任組合

非連結子会社

主要な会社名
 主要な非連結子会社はありません。
 非連結子会社は、総資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しています。

連結範囲の変更

新規設立により、SFV・GB2号投資事業有限責任組合を当連結会計年度から新たに連結の範囲に含めています。同社の業績については、連結損益計算書上「その他」に含めて区分しています。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社 3社
 会社名
 ビー・エックス・ジェイ・イー・ワン・ホールディング株式会社
 ソニーペイメントサービス株式会社
 ETCソリューションズ株式会社

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社

主要な会社名
 主要な非連結子会社及び関連会社はありません。
 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しています。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社及び子法人等の事業年度の末日は、連結決算日と一致しています。

(4) のれんの償却に関する事項

のれんについては、20年以内のその効果の及び期間にわたって均等償却しています。

2 継続企業的前提に関する事項

該当事項はありません。

3 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券(現金及び預貯金、買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券及び「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号 平成12年11月16日。以下「業種別監査委員会報告第21号」)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては時価法(売却原価の算定は移動平均法)、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。ただし、一部の連結子会社が保有する外貨建債券については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については、為替差損益として処理する方法を採用しています。

責任準備金対応債券のリスクの管理方針の概要は、次のとおりであります。
 生命保険子会社の個人保険・個人年金保険に設定した小区分(保険種類・残存年数等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、業種別監査委員会報告第21号に基づき、責任準備金対応債券に区分しています。

また、生命保険子会社において、当連結会計年度より、より適切な資産負債の総合管理(ALM)の実施を目的として、小区分の対象とする負債キャッシュ・フローの残存年数の見直しを実施しています。この変更による損益への影響はありません。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法によっています。

(3) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法

定額法によっています。
 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物 3~50年 その他 2~20年

(4) 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法

定額法により償却しています。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(概ね5年)に基づく定額法により償却しています。

(5) リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(6) 貸倒引当金の計上方法

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」)に対する債権、実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」)に対する債権及び時価が著しく下落した預託保証金等については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額等を控除した回収不能見込額を計上しています。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」)に対する債権については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。

(7) 賞与引当金の計上方法

従業員への賞与の支給に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。

(8) 価格変動準備金の計上方法

株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しています。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっています。

②過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理することとしています。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7~10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしています。

③小規模企業等における簡便法の採用

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(10) 外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

連結決算日の為替相場により円換算しています。

(11) ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ又は金利スワップの特例処理によっています。固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」)に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しています。変動金利の貸出金のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別委員会実務指針第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しています。短期固定金利の預金に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別委員会実務指針第24号に基づき一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しています。その他有価証券及び満期保有目的の債券に区分している債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、債券先物及び金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しています。これらについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析により、ヘッジの有効性を評価しています。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っている取引については、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えています。

(12) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

(13) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、損害保険子会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、主として、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しています。

(14) 保険料等収入の会計処理

生命保険事業における保険料は、原則として、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しています。なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する責任に相当する部分については、保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金のうち未経過保険料として積み立てています。

(15) 保険金等支払金及び支払備金の会計処理

生命保険事業における保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しています。なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したものの、又は、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てています。

(16) 再保険収入及び再保険料の会計処理

生命保険事業における再保険収入は、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る保険金等として支払った金額のうち再保険に付した額を、当該保険金等の支払時に計上しています。なお、修正共同保険式再保険については、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しています。

生命保険事業における再保険料は、再保険協約書に基づき合意された再保険料を、元受保険契約に係る保険料の収納時又は当該協約書の締結時に計上しています。

また、再保険に付した部分に相当する一部の責任準備金及び支払備金は、保険業法施行規則第71条第1項及び同規則第73条第3項に基づき不積立としています。

(17) 責任準備金の積立方法

保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。

- ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
- ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

(18) 既発生未報告支払備金の特別な積立方法

生命保険事業における既発生未報告支払備金(まだ支払事由の発生を報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう)については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設又は自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合(以下「みなし入院」)等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号(以下「IBNR告示」)第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しています。(計算方法の概要)

IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての連結会計年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しています。

(19) グループ通算制度の適用

当社及び国内連結子会社は、ソニーグループ株式会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しています。

4 重要な会計上の見積り

(1) レベル3の時価に分類される証券化商品の時価評価

- ①当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額
有価証券(証券化商品) 473,514百万円
- ②その他見積りの内容に関する理解に資する情報
 - (i) 算出方法
相場価格が入手できないため、時価の算定に重要な観察できないインプットを用いている証券化商品については、取引金融機関等の第三者から入手した価格を用いて時価を算定しています。当該証券化商品の評価にあたっては、観察可能なインプットを最大限加味した割引現在価値法により時価が算定されています。
 - (ii) 主要な仮定
当該証券化商品の時価の算定にあたり、クレジット・スプレッドをはじめとする重要な観察できないインプットを用いています。
 - (iii) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響
レベル3の時価に分類される証券化商品の時価は見積りの不確実性が高く、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5 未適用の会計基準等

(1) リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日) 等

①概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオベレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

②適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

③当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響は、現時点で評価中であります。

1 連結貸借対照表関係

1. 担保に供している資産及び担保付債務の額は、次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	2,058,719百万円
貸出金	906,144百万円
担保資産に対応する債務	
売現先勘定	1,230,050百万円
債券貸借取引受入担保金	290,988百万円
借入金	495,100百万円
上記のほか、内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、次のものを差し入れています。	
有価証券	506,409百万円
金融商品等差入担保金	5,750百万円
先物取引差入証拠金	68,120百万円
現先取引差入担保金	4,494百万円

2. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、676,849百万円であります。

3. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式760百万円を含んでいます。

4. 保険業法、銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	369百万円
危険債権額	687百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	827百万円
合計額	1,885百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債権者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(移管指針第1号 2024年7月1日)に基づいて、原債権者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、1,150百万円であります。

6. 有形固定資産の減価償却累計額は、51,149百万円であります。

7. 保険業法第118条に規定する生命保険子会社の特別勘定の資産の額は、5,155,641百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

8. 保険持株会社の取締役及び執行役との間の取引による取締役及び執行役に対する金銭債権はありません。

9. 保険持株会社の取締役及び執行役との間の取引による取締役及び執行役に対する金銭債務はありません。

10. 生命保険子会社に係る契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

期首残高	3,296百万円
契約者配当金支払額	2,237百万円
利息による増加等	0百万円
契約者配当準備金繰入額	2,061百万円
期末残高	3,121百万円

11. 生命保険子会社は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っています。なお、評価差額については、評価損部分については税金相当額に評価引当額を認識したことからその全額を、土地再評価差額金として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 2002年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出

12. 生命保険子会社及び銀行子会社の当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、21,471百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが21,471百万円あります。

13. 1株当たり純資産額は、1,539円27銭であります。

14. 金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、保険業法・銀行法等の規定に基づく生命保険事業、損害保険事業及び銀行事業等を行っています。金融資産(生命保険事業においては、保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定に限る)については、安定的な投資収益の確保のため、公社債・株式・貸出金等の様々な投資資産を保有しています。また、金融負債については、銀行事業において個人顧客からの預金による調達を占めています。このように、当社グループは主として金利・為替等の変動リスクを伴う金融資産及び金融負債を有していることから、金利・為替変動等による不利な影響が生じないように、資産負債の適切なバランスを保つことを目的に、各事業ごとに資産負債の総合管理(以下「ALM」)を行っています。また、リスクをコントロールする手段として、生命保険事業及び銀行事業においてはデリバティブ取引も行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は、主として有価証券、貸出金、預金及びデリバティブ取引であります。これらは金利・為替・株価等の変動により価値が変動して損失を被る市場リスク、信用供与先の財務状況等の悪化により資産の価値が減少又は消失し、損失を被る信用リスクに晒されています。また、市場の混乱等により市場において取引できなかつたり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクにも晒されています。

有価証券は主に国内外の公社債、その他にも国内外株式、組合出資金、ベンチャー企業投資に関連する株式等を保有しています。貸出金は、生命保険事業における保険約款貸付、銀行事業における個人向けの住宅ローンが中心であります。ただし、保険約款貸付においては貸付額を解約返戻金の範囲内に制限しています。また、住宅ローンにおいては不動産担保等を設定しています。これらにより、貸出金に係るリスクの低減を図っています。

預金は、主として個人顧客からの預金による調達であり、外貨建のものを含んでいます。生命保険事業におけるデリバティブ取引は、主として金融資産及び負債の市場リスクをヘッジする目的で為替予約取引、株価指数先物取引、株式のトータル・リターン・スワップ取引、債券先物取引等を行っており、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。なお、外貨建債券の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして債券先物取引にヘッジ会計を適用しています。ヘッジ会計においては、「金融商品に関する会計基準」等に定められた要件に基づき、ヘッジの有効性の評価を行っています。

銀行事業におけるデリバティブ取引は、金融資産及び負債の市場リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引等を行っています。この内、貸出金・預金及び債券の金利リスクに対しては、金利スワップ取引等をヘッジ手段としてヘッジ会計を適用しています。ヘッジ会計においては、「金融商品に関する会計基準」等に定められた要件に基づき、ヘッジの有効性の評価を行っています。

③金融商品に係るリスク管理体制

当社は「リスク管理基本規則」を制定し、子会社の規模、特性、及び業務内容に応じたリスク管理を行っています。当社グループのリスク管理に関する具体的な体制等は「リスク管理ガイドライン」に定めており、子会社においてそれぞれ自律的なリスク管理を行っています。当社はリスク管理統括部署によるモニタリング、リスク管理会議の開催などを通じ、子会社のリスク管理状況を把握し、取締役会へ定期的に報告を行っています。

(i) 信用リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での信用リスク管理は、以下のように行っています。

- (a) 生命保険子会社においては、リスク管理部門が、信用供与先の信用リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しています。
- (b) 損害保険子会社においては、資産運用リスクに関する諸規程に従い、有価証券の発行体の信用情報や時価の把握を行い、リスク管理部門がその状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しています。
- (c) 銀行子会社においては、信用リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、それぞれの金融資産の特性に応じた信用リスク管理を行っています。個人向け貸出金については、個別案件ごとの与信審査、信用情報管理、担保の設定、問題債権への対応など個人与信管理に関する体制を整備して管理しています。
- 法人向け貸出金・社債等については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、信用格付け、保証や担保の設定、問題債権への対応など法人与信・市場与信管理に関する体制を整備して管理しています。
- 更に、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引に関するカウンターパーティリスク等の市場与信リスク管理においては、時価の把握を定期的に行っています。
- これらの信用リスク管理並びに与信管理は、リスク管理部門並びに審査部門が行い、その管理状況を、取締役会や経営会議に定期的に報告しています。更に、内部監査部門による監査を実施しています。
- (d) ベンチャー企業投資に関連する株式を保有する一部の連結子会社は、ベンチャーキャピタルの特質上、そのほとんどが未上場の株式等であるため、リスク管理基本規則及び関連諸規程を整備し、投資先に係る信用リスク管理を行っています。投資事業部門が、投資対象企業の財務・業績状況を定期的にモニタリングするとともに、リスク管理部門が検証し、その状況を取締役会に定期的に報告しています。

(ii) 市場リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での市場リスク管理は、以下のように行っています。

- (a) 生命保険子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しています。
- **金利リスク**
リスク管理部門が、金利リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、経営会議において対応等の協議を行い、ここで決定されたALMに関する方針に基づき、取締役会において実施状況の把握・確認を行っています。また、金融商品の金利や期間を総合的に把握し、「バリュエーション・アット・リスク(以下「VaR」)」を用いたリスク量の分析等によりモニタリングを行い、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しています。
 - **為替リスク**
リスク管理部門が、為替リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しています。
 - **株式の市場価格変動リスク**
リスク管理部門が、株式の市場価格変動リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しています。
 - **デリバティブ取引**
リスク管理部門が、デリバティブ取引に関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しています。
- (b) 損害保険子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しています。
- **金利リスク**
取締役会において決定されたリスク管理方針に基づき、リスク管理方法や手続等の詳細を明記した資産運用リスクに関する諸規程を定めています。これに基づき、リスク管理部門がモニタリングを実施し、その状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しています。
 - **価格変動リスク**
政策投資として取得した株式については、資産運用リスクに関する諸規程に従い、リスク管理部門が市場環境や財務状況等のモニタリングを実施し、その状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しています。
 - **銀行子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しています。いずれもリスク管理部門において行われ、また、定期的に経営陣による取締役会や経営会議において、リスク管理状況の報告を行っています。更に、内部監査部門による監査を実施しています。**
 - **金利、為替リスク**
市場リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクを管理しています。市場リスクに関する管理諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、取締役会にて決定されたALM及びリスク管理に関する方針に基づき、原則として1か月に1回開催されるALM委員会及びリスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応、リスクの状況等について協議を行っています。日次管理はリスク管理部門において、金融資産及び金融負債の金利や為替レート、期間等を総合的に把握し、VaRや金利感応度分析等により、モニタリング並びに規程の遵守状況等の管理を行っています。なお、金利、為替の変動リスクをヘッジするための金利スワップ、通貨スワップ、為替取引等のデリバティブ取引も行っています。
 - **市場価格変動リスク**
有価証券を含む投資商品の保有については、市場リスク並びに市場与信リスクに関する管理諸規程に従い行われています。市場運用部門では外部から有価証券の購入を行っており、審査部門による事前審査、リスク管理部門による投資限度額設定・管理のほか、各部門の継続的なモニタリングを通じて、市場価格変動リスクの管理を行っています。

● **デリバティブ取引**

デリバティブ取引に関しては、市場リスクに関する管理諸規程に基づき実施されています。また、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制態勢を整備しています。

● **市場リスクに係る定量的情報**

主要なリスク変数である金利リスク及び為替リスクの影響を受ける主な金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「銀行業における預金」、「デリバティブ取引」となります。

これらの金融資産及び金融負債におけるVaRの計測にあたっては、観測期間250営業日の金利及び為替の合理的な予想変動幅を用いた当面20営業日の損益に与える影響額をヒストリカル法により算出し、金利及び為替の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。当連結会計年度末における当該数値は、99%の信頼区間において9,072百万円となっています。

当該影響額は、金利及び為替を除くリスク変数が一定の場合を前提としています。また、金利及び為替の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。以上の市場リスク管理は、リスク管理部門を中心に行い、また、その管理状況を、取締役会や経営会議に、定期的に報告しています。更に、内部監査部門による監査を実施しています。

(iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での流動性リスク管理は、以下のように行っています。

- (a) 生命保険子会社においては、「流動性リスク管理規程」に則り、各部署からの報告に基づき、経理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新し、資金繰りの管理を行い、リスク管理部門は流動性リスクを管理しています。経理部門及びリスク管理部門は、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的若しくは必要に応じて報告しています。
- (b) 損害保険子会社においては、流動性リスクに関する諸規程に従い、資金繰り管理部門が資金繰り計画の作成・更新を行い、リスク管理部門がモニタリングを実施し、その状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しています。
- (c) 銀行子会社においては、流動性リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、流動性リスクの管理を実施しています。まず、資金繰りリスクの管理については、資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じてフェーズ分けし、各フェーズにおける管理手法、報告方法などを定めるとともに、必要に応じて、ガイドラインなどの設定と見直しを行っています。また、市場流動性リスクの管理については、各種取扱商品に対する市場流動性の状況を把握し、必要に応じて、商品ごとのガイドラインなどの設定と見直しを行っています。これらの流動性リスク管理は、リスク管理部門が行い、また、その管理状況を、取締役会や経営会議に、定期的に報告しています。更に、内部監査部門による監査を実施しています。

④ **金融商品の時価等に関する事項についての補足説明**

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) **金融商品の時価等に関する事項**

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めていません((注3)参照)。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

- ① レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価
 - ② レベル2の時価：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価
 - ③ レベル3の時価：重要な観察可能でないインプットを使用して算定した時価
- 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

3月31日現在	2025				百万円
	連結貸借対照表計上額				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
金銭の信託					
その他の金銭の信託	—	21,470	18,447	39,917	
有価証券					
売買目的有価証券					
国債・地方債	—	176,110	—	176,110	
社債	—	19,827	—	19,827	
株式	29,163	—	—	29,163	
その他*1	314,430	4,543,976	—	4,858,406	
その他有価証券					
国債・地方債	—	710,876	—	710,876	
社債	—	214,719	—	214,719	
株式	681	—	—	681	
証券化商品	—	59,701	51,330	111,032	
その他	4,519	745,797	93,196	843,513	
デリバティブ取引*2 *3					
金利関連	—	33,803	—	33,803	
通貨関連	—	7,955	—	7,955	
株式関連	910	911	—	1,821	
債券関連	1,286	—	—	1,286	
資産計	350,991	6,535,149	162,974	7,049,116	
デリバティブ取引*2 *3					
金利関連	—	15,776	—	15,776	
通貨関連	—	2,602	—	2,602	
株式関連	514	—	—	514	
債券関連	3,792	—	—	3,792	
負債計	4,306	18,378	—	22,685	

*1 主に外国証券及び国内投資信託が含まれています。

*2 連結貸借対照表の「その他資産」及び「その他負債」に含まれています。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象と一体として当該ヘッジ対象の時価を含めて記載しています。

*3 デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は資産20,921百万円、負債5,285百万円となります。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預貯金、コールローン及び買入手形、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

3月31日現在	2025				連結貸借対照表計上額	差額	百万円
	時価						
	レベル1	レベル2	レベル3	合計			
有価証券							
満期保有目的の債券							
国債・地方債	—	5,460,024	—	5,460,024	6,089,699	△629,674	
社債	—	304,779	64,461	369,241	617,891	△248,649	
証券化商品	—	—	422,059	422,059	422,184	△125	
その他	—	805,068	—	805,068	1,337,582	△532,513	
責任準備金対応債券							
国債・地方債	—	777,642	—	777,642	1,171,064	△393,421	
社債	—	197,789	47,330	245,120	357,153	△112,033	
その他	—	323,332	—	323,332	560,310	△236,977	
貸出金*	—	—	3,810,844	3,810,844	3,898,199	△87,355	
資産計	—	7,868,638	4,344,695	12,213,333	14,454,085	△2,240,751	
預金	—	4,239,252	—	4,239,252	4,243,962	△4,710	
借入金	—	491,393	—	491,393	499,020	△7,626	
社債	—	9,832	99,285	109,117	110,500	△1,382	
負債計	—	4,740,477	99,285	4,839,763	4,853,482	△13,719	

* 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券(債券)については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき、レベル2又はレベル3に分類しています。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「16. 金銭の信託に関する事項」に記載しています。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1に分類しています。主に株式がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2に分類しています。主に国債、地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には主に基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しています。証券化商品等、相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、国債利回り、クレジットスプレッド等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3に分類しています。

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「15. 有価証券に関する事項」に記載しています。

貸出金

- (i) 銀行事業の貸出金

期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としています。また、一部のリスク管理債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該債権額を時価としています。これらの取引につきましては、レベル3に分類しています。
- (ii) 生命保険事業の保険約款貸付

当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しています。
- (iii) 一般貸付

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該債権額を時価としており、レベル3に分類しています。

預金

要求払預金は、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。定期預金は、将来キャッシュ・フローを評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としています。これらの取引につきましては、レベル2に分類しています。

借入金

元利金の将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル2に分類しています。

社債

市場価格のある社債は市場価格によっており、レベル2に分類しています。市場価格のない社債は将来キャッシュ・フローを評価日時点の市場利子率に自社のプレミアムを加味した利率で割り引いた現在価値を時価とし、レベル3に分類しています。

デリバティブ取引

取引所取引については、取引所における最終価格をもって時価としており、主にレベル1に分類しています。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した価格をもって時価としています。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合は、レベル2に分類しています。

なお、取引種別毎のデリバティブ取引に関する注記事項については、「17. デリバティブ取引に関する事項」に記載しています。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

3月31日現在		2025	
区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
有価証券			
その他有価証券	割引現在価値法	クレジット・スプレッド	0.8% — 1.7%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

3月31日に終了した1年間					2025				
区分	金銭の信託		有価証券		合計				
	その他の金銭の信託	証券化商品	その他有価証券	その他					
期首残高	38,408	94,825	41,437		174,670				
当期の損益又はその他の包括利益									
損益に計上*1	△1,541	△940	2,975		493				
その他の包括利益に計上*2	1,021	△45	△600		375				
購入、売却、発行及び決済									
購入	7,121	30,906	71,251		109,279				
売却	△21,133	△1,706	—		△22,839				
発行	—	—	—		—				
決済	△5,428	△71,708	△21,867		△99,004				
レベル3の時価への振替	—	—	—		—				
レベル3の時価からの振替	—	—	—		—				
期末残高	18,447	51,330	93,196		162,974				
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価益	—	—	—		—				

*1 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれています。

*2 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループはリスク管理部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しています。算定された時価は、独立した評価部門にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しています。検証結果は毎期リスク管理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されています。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いています。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しています。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

クレジット・スプレッド

クレジット・スプレッドは、基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般的に、クレジット・スプレッドの著しい上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「有価証券」には含めていません。

3月31日現在	2025
区分	
市場価格のない株式等*1	2,748
組合出資金*2 *3	5,329
合計	8,077

*1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

*2 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

*3 当連結会計年度において、組合出資金について217百万円の減損処理を行っています。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

3月31日現在	2025			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
有価証券				
満期保有目的の債券	47,052	210,908	703,024	8,340,590
公社債	37,210	206,100	586,830	5,891,233
国債・地方債	37,210	205,800	576,830	5,286,137
社債	—	300	10,000	605,095
証券化商品	—	—	116,194	306,033
その他	9,842	4,808	—	2,143,324
責任準備金対応債券	—	3,220	191,130	2,383,321
公社債	—	3,220	191,130	1,355,850
国債・地方債	—	—	146,730	1,047,900
社債	—	3,220	44,400	307,950
その他	—	—	—	1,027,471
その他有価証券のうち満期があるもの	129,575	776,237	342,460	761,681
公社債	71,595	477,934	193,850	202,633
国債・地方債	53,975	302,456	188,150	181,477
社債	17,620	175,478	5,700	21,155
証券化商品	—	—	20,568	90,142
その他	57,980	298,303	128,042	468,905
貸出金*	549	21,994	69,252	3,565,916
合計	177,177	1,012,361	1,305,867	15,051,510

* 貸出金のうち、期間の定めのない保険約款貸付225,363百万円及び当座貸越15,123百万円は含めていません。

(注5) 預金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

3月31日現在	2025					
	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金*	3,981,193	94,969	10,099	1,802	9,611	146,285
借入金	103,779	230,141	165,100	—	—	—
社債	30,000	—	10,000	30,000	40,500	—
合計	4,114,972	325,111	185,199	31,802	50,111	146,285

* 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しています。

15. 有価証券に関する事項は次のとおりであります。

※連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権の一部を含めて記載しています。

(1) 売買目的有価証券

3月31日現在	2025
当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	△2,136

(2) 満期保有目的の債券

3月31日現在	2025		
	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
公社債	1,671,017	1,746,075	75,058
国債・地方債	1,646,883	1,721,199	74,316
社債	24,134	24,876	741
証券化商品	162,211	162,405	194
その他	1,684	1,687	2
小計	1,834,913	1,910,169	75,255
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
公社債	5,036,573	4,083,190	△953,382
国債・地方債	4,442,816	3,738,825	△703,991
社債	593,756	344,365	△249,391
証券化商品	259,973	259,653	△319
その他	1,335,897	803,380	△532,516
小計	6,632,443	5,146,224	△1,486,219
合計	8,467,357	7,056,393	△1,410,963

(3) 責任準備金対応債券

3月31日現在	2025		
	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
公社債	2,417	2,423	6
国債・地方債	2,417	2,423	6
小計	2,417	2,423	6
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
公社債	1,525,800	1,020,339	△505,461
国債・地方債	1,168,646	775,219	△393,427
社債	357,153	245,120	△112,033
その他	560,310	323,332	△236,977
小計	2,086,111	1,343,672	△742,439
合計	2,088,528	1,346,095	△742,432

(4) その他有価証券

3月31日現在	2025		
	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
公社債	463,530	451,453	12,077
国債・地方債	451,546	439,540	12,006
社債	11,984	11,912	71
株式	681	285	395
証券化商品	89,566	89,212	353
その他	427,052	415,508	11,544
小計	980,831	956,459	24,371
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
公社債	462,064	487,477	△25,412
国債・地方債	259,329	280,283	△20,954
社債	202,735	207,193	△4,458
証券化商品	21,466	21,469	△3
その他	431,081	479,900	△48,818
小計	914,612	988,846	△74,234
合計	1,895,443	1,945,306	△49,863

(5) 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

(6) 当連結会計年度中に売却した責任準備金対応債券

3月31日に終了した1年間	2025		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	42,096	—	39,197
国債・地方債	42,096	—	39,197
合計	42,096	—	39,197

(7) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

3月31日に終了した1年間	2025		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	266,495	1,136	39,385
国債・地方債	249,739	1,136	39,129
社債	16,756	—	255
株式	1,166	603	27
証券化商品	1,199	5	—
その他	30,171	321	7,522
合計	299,032	2,066	46,935

(8) 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、減損処理を行っています。

当連結会計年度において、その他有価証券について減損処理は行っていません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合としています。ただし、生命保険子会社が保有する有価証券のうち、国債等については、時価の下落が発行体の信用リスクの増大に起因する場合を除き、時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合としています。

16. 金銭の信託に関する事項は次のとおりであります。

(1) 運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

(2) 満期保有目的及び責任準備金対応の金銭の信託

該当事項はありません。

(3) その他の金銭の信託(運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外)

3月31日現在	2025				
	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	39,917	39,928	△10	176	△187

(注) 1. 本表には合同運用の金銭の信託40百万円を含んでいます。
2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(4) 減損処理を行った金銭の信託

その他の金銭の信託において信託財産として運用している時価のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、減損処理を行っています。
当連結会計年度において、減損処理は行っていません。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合としています。

17. デリバティブ取引に関する事項は次のとおりであります。

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

①金利関連取引

3月31日現在	区分	種類	2025			
			契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
店頭	金利スワップ					
		受取固定・支払変動	475,430	417,111	△9,661	△9,661
		受取変動・支払固定	459,742	435,645	13,181	13,181
		受取変動・支払変動	24,000	23,000	△28	△28
		金利スワップション				
		売建	401,400	401,400	△3,161	△1,085
		買建	81,700	81,700	358	△181
合計			—	—	688	2,225

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しています。
2. 時価の算定
割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しています。

②通貨関連取引

3月31日現在	区分	種類	2025			
			契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
店頭	通貨スワップ					
		為替予約	191,431	—	129	129
		買建	90,887	—	△197	△197
		外国為替証拠金	26,680	—	3,871	3,871
		買建	30,037	—	△741	△741
		通貨オプション				
		売建	345	—	△2	0
		買建	579	—	5	2
		通貨先渡				
		売建	3	—	0	0
		買建	9,774	—	46	46
合計			—	—	4,545	4,545

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しています。
2. 時価の算定
割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しています。

③株式関連取引

3月31日現在	区分	種類	2025			
			契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
金融商品取引所		株価指数先物	100,237	—	396	396
店頭		トータル・リターン・スワップ	124,809	—	911	911
合計			—	—	1,307	1,307

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しています。
2. 時価の算定
取引所取引においては、取引所における連結会計年度末の最終価格によっています。
店頭取引においては、連結会計年度末の株価等により算定しています。

④債券関連取引

3月31日現在	区分	種類	2025			
			契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
金融商品取引所		債券先物	170,041	—	3	3
合計			—	—	3	3

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しています。
2. 時価の算定
取引所取引においては、取引所における連結会計年度末の最終価格によっています。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

①金利関連取引

3月31日現在	ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2025		
				契約額等	契約額等のうち1年超	時価
原則的処理方法		金利スワップ				
		受取固定・支払変動	貸出金	136,000	36,000	△473
		受取変動・支払固定	貸出金	43,394	43,394	716
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法		金利スワップ				
		受取変動・支払固定	その他有価証券(債券)	517,643	495,018	17,095
金利スワップの特例処理		金利スワップ				
		受取変動・支払固定	満期保有目的の債券	13,715	4,808	—
合計				—	—	17,338

(注) 1. 業種別委員会実務指針第24号に基づく繰延ヘッジによるものとヘッジ対象に係る損益を認識する方法によるものがあります。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しています。
金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象と一体として処理されているため、その時価は「14. 金融商品の時価等に関する事項」の当該ヘッジ対象の時価に含めて記載しています。

②通貨関連取引

3月31日現在	ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2025		
				契約額等	契約額等のうち1年超	時価
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法		通貨スワップ	その他有価証券(債券)	12,100	—	807
合計				—	—	807

(注) 1. ヘッジ対象に係る損益を認識する方法によっています。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しています。

③債券関連取引

3月31日現在	ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2025		
				契約額等	契約額等のうち1年超	時価
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法		債券先物	売建	124,400	—	△2,509
合計				—	—	△2,509

(注) 1. ヘッジ対象に係る損益を認識する方法によっています。
2. 時価の算定
取引所における連結会計年度末の最終価格によっています。

18. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

生命保険子会社では、営業社員においては退職一時金制度、内務職員においては確定給付型企业年金制度及び確定拠出年金制度を設けています。当社及び損害保険子会社では、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けています。銀行子会社及び介護事業子会社では、主に退職一時金制度を設けています。なお、当社及び一部の連結子会社は退職給付債務の計算にあたり、簡便法を採用しています。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(⑨に掲げられたものを除く)

	百万円
3月31日に終了した1年間	2025
退職給付債務の期首残高	53,160
勤務費用	4,394
利息費用	689
数理計算上の差異の発生額	△256
退職給付の支払額	△5,708
退職給付債務の期末残高	52,279

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表(⑨に掲げられたものを除く)

	百万円
3月31日に終了した1年間	2025
年金資産の期首残高	24,861
期待運用収益	248
数理計算上の差異の発生額	△715
事業主からの拠出額	1,448
退職給付の支払額	△1,121
年金資産の期末残高	24,721

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	百万円
3月31日現在	2025
積立型制度の退職給付債務	14,537
年金資産	△24,721
	△10,184
非積立型制度の退職給付債務	38,056
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	27,871
	38,018
退職給付に係る負債	38,018
退職給付に係る資産	△10,146
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	27,871

④退職給付費用及びその内訳項目の金額

	百万円
3月31日に終了した1年間	2025
勤務費用	4,394
利息費用	689
期待運用収益	△248
数理計算上の差異の費用処理額	△510
その他	99
確定給付制度に係る退職給付費用	4,423

(注) 簡便法を採用している会社の退職給付費用は、「その他」に計上しています。

⑤退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	百万円
3月31日に終了した1年間	2025
数理計算上の差異	△969
合計	△969

⑥退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	百万円
3月31日現在	2025
未認識数理計算上の差異	3,172
合計	3,172

⑦年金資産に関する事項

(i) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	%
3月31日現在	2025
債券	68
株式	30
その他	2
合計	100

(ii) 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.5~2.0%
長期期待運用収益率	1.0%

⑨簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	百万円
3月31日に終了した1年間	2025
退職給付に係る負債の期首残高	267
退職給付費用	68
退職給付の支払額	△35
その他	13
退職給付に係る負債の期末残高	313

(3) 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、426百万円であります。

19. ストック・オプション等に関する事項は次のとおりであります。

(1) ストック・オプション等に係る費用計上額及び科目名

	百万円
3月31日に終了した1年間	2025
事業費等	16

(2) ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

① ストック・オプションの内容

当社第1回新株予約権	
決議年月日	2024年1月10日
付与対象者の区分及び人数	当社特定役員(事業再編の実施に関する指針(平成二十六年一月十七日号外財務省、経済産業省告示第一号)四へ(1)の意味を有する。) 1名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 ^(注1)	普通株式 1,000株
付与日	2024年7月1日
権利確定条件	新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した場合に限り新株予約権を行使することができるものとする。 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の条件については、当社と各新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年7月1日～2034年6月30日 ^(注2)
当社第2回新株予約権	
決議年月日	2025年1月24日
付与対象者の区分及び人数	当社社外取締役 4名 当社執行役 8名 当社従業員 22名 当社子会社業務執行取締役 8名 当社子会社従業員 202名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 ^(注1)	普通株式 693,700株
付与日	2025年3月14日
権利確定条件	新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した場合に限り新株予約権を行使することができるものとする。 新株予約権者が割当日において当社の社外取締役である場合には、当社の社外取締役を任期満了により退任した日(ただし、当該退任日において再任が予定されている場合を除く)の翌日以降でなければ、新株予約権を行使することができないものとする。 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の条件については、当社と各新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年3月14日～2035年3月13日 ^(注2)

(注) 1. 株式数に換算して記載しています。
2. ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とします。

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しています。

(i) ストック・オプションの数

	当社第1回新株予約権	当社第2回新株予約権
権利確定前		
前連結会計年度末(株)	—	—
付与	1,000	693,700
失効	—	4,800
権利確定	—	—
未確定残	1,000	688,900
権利確定後		
前連結会計年度末(株)	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(ii) 単価情報

	当社第1回新株予約権	当社第2回新株予約権
権利行使価格	2,650円	2,910円
行使時平均株価	—	—
付与日における公正な評価単価	586円	773円

(3) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

	当社第1回新株予約権	当社第2回新株予約権
使用した評価技法	二項モデル	ブラック・ショールズ式
主な基礎数値及び見積方法		
株価変動性	29.93%	33.86%
予想残存期間	10.00年	10.00年
配当利回り	4.34%	2.96%
無リスク利率	0.61%	1.23%

(4) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しています。

20. 税効果会計に関する事項は次のとおりであります。

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

	百万円
3月31日現在	2025
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金*	2,523
保険契約準備金	92,133
価格変動準備金	1,272
退職給付に係る負債	8,108
有価証券減損	4,328
その他有価証券評価差額金	31,668
減価償却費	3,692
その他	14,619
繰延税金資産小計	158,346
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額*	△2,476
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△5,749
評価性引当額小計	△8,226
繰延税金資産合計	150,120
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△131
その他	△648
繰延税金負債合計	△779
繰延税金資産(△負債)の純額	149,340

* 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	百万円						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
3月31日現在							
税務上の繰越欠損金	300	320	—	294	470	1,136	2,523
評価性引当金	△254	△320	—	△294	△470	△1,135	△2,476
繰延税金資産	46	—	—	—	—	0	46

(注) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	%
3月31日現在	2025
法定実効税率	30.6
(調整)	
子会社との税率差異	△2.2
評価性引当金の増減	△1.2
税率変更による影響	△3.1
その他	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.0

(3) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っています。

(4) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しています。この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が4,198百万円、その他有価証券評価差額金が983百万円それぞれ増加し、法人税等調整額が3,214百万円減少しています。

21. 資産除去債務に関する事項は次のとおりであります。
資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

営業用不動産の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務及び投資用不動産の石綿障害予防規則に基づくアスベスト除去費用等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10~50年と見積もり、割引率は0.1~1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しています。

(3) 当連結会計年度における総額の増減

	百万円
3月31日に終了した1年間	2025
期首残高	2,111
有形固定資産の取得に伴う増加額	97
時の経過による調整額	9
資産除去債務の履行による減少額	△49
期末残高	2,168

22. 賃貸等不動産の時価に関する事項は次のとおりであります。

一部の連結子会社は、東京都その他の地域において、主に賃貸用のオフィスビルを有しています。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は5,922百万円であります。また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

	百万円
3月31日に終了した1年間	2025
連結貸借対照表計上額	
期首残高	71,517
期中増減額	46
期末残高	71,564
期末時価	176,573

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価の算定にあたっては、主として外部の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づいています。

23. 重要な後発事象に関する事項は次のとおりであります。

親会社の異動

当社の親会社であるソニーグループ株式会社(以下「SGC」)は、2025年5月14日開催の同社取締役会において、2025年9月初旬の同社取締役会に当社のパーシャル・スピンオフ(以下「本スピンオフ」)の実行を付議する方針を決定いたしました。本スピンオフは、SGCが保有する当社の普通株式(以下「当社株式」)の80%超をSGC株主に現物配当により分配するものであり、本スピンオフの実行により、SGCは当社の親会社に該当しないこととなり、当社はSGCの持分法適用関連会社となる予定であります。

なお、本スピンオフの実行は、当社株式の東京証券取引所(以下「東証」)プライム市場への上場を前提としており、当社は2025年5月8日に新規上場に向けた東証への予備申請を行いました。今後本スピンオフ実行前に新規上場に向けた本申請を行う予定であり、東証からの当社株式の上場承認の取得その他の関係当局の承認や認定、許認可等の取得を本スピンオフ実行の条件としています。

また当社は、2025年4月28日開催の当社取締役会において、本スピンオフによる上場後の当社株式の需給状況に対する影響を緩和することや、上場後の当社における資本効率の向上を図ることを目的として、上場後から2027年3月末までの期間に、1,000億円を目標として自己株式取得を行う方針を決定しています。なお、個々の自己株式取得枠の設定は、今後の当社取締役会において決議する予定であります。

(1) 当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

(親会社でなくなるもの)

①名称	ソニーグループ株式会社
②住所	東京都港区港南1丁目7番1号
③代表者の氏名	代表執行役 十時裕樹
④資本金の額	881,356百万円
⑤事業の内容	子会社の経営管理

(2) 当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当社の議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

①所有議決権の数	異動前: 435,100,266個 異動後: 未定
②総株主等の議決権に対する割合	異動前: 100.00% 異動後: 未定*

*異動後の当該親会社の所有に係る当社の議決権の当社の総株主等の議決権に対する割合は20%未満となる予定です。

(3) 当該異動の年月日

2025年10月1日(予定)

2 連結損益計算書関係

- ソニー生命において、保険業法施行規則第69条及び金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準(平成10年大蔵省告示第231号)第6条第2項に基づき、利差損のてん補に充てるため、責任準備金のうち危険準備金について、当連結会計年度に11,761百万円を取り崩しています。
- ソニー生命において、保険業法第115条第2項に基づき、債券の売却損等のてん補に充てるため、価格変動準備金について、当連結会計年度において67,222百万円を取り崩しています。

3 連結包括利益計算書関係

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	百万円
3月31日に終了した1年間	2025
その他有価証券評価差額金	
当期発生額	△48,129
組替調整額	43,926
法人税等及び税効果調整前	△4,203
法人税等及び税効果額	1,866
その他有価証券評価差額金	△2,336
繰延ヘッジ損益	
当期発生額	70
組替調整額	△61
法人税等及び税効果調整前	8
法人税等及び税効果額	△3
繰延ヘッジ損益	4
退職給付に係る調整額	
当期発生額	△458
組替調整額	△510
法人税等及び税効果調整前	△969
法人税等及び税効果額	240
退職給付に係る調整額	△729
その他の包括利益合計	△3,061

4 連結株主資本等変動計算書関係

- 発行済株式の種類及び総数に関する事項は、次のとおりであります。

	千株			
	2025			
3月31日に終了した1年間	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計 年度増加株式数	当連結会計 年度減少株式数	当連結会計 年度末株式数
発行済株式				
普通株式	435,100	—	—	435,100
合計	435,100	—	—	435,100

(注) 自己株式については、該当事項はありません。

- 新株予約権等に関する事項は、次のとおりであります。

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	16百万円

- 配当に関する事項は、次のとおりであります。

- (1) 配当金支払額
該当事項はありません。
- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

5 連結キャッシュ・フロー計算書関係

- 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額は一致しています。

	百万円
3月31日現在	2025
現金及び預貯金	956,268
生命保険子会社のコールローン	245,900
現金及び現金同等物	1,202,168

- 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る貸付業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、ソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社、ソニー銀行株式会社、ソニー・ライフケア株式会社及びソニーフィナンシャルベンチャー株式会社を直接の子会社とする金融持株会社であり、これらの会社の経営管理等を行っています。傘下の子会社は、保険業法及び銀行法等の業種特有の規制環境の下にあり、各子会社においてそれぞれの経営戦略等を立案し、事業活動を展開しています。

したがって、当社は傘下の子会社を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、そのうち「生命保険事業」、「損害保険事業」及び「銀行事業」の3つを報告セグメントとしています。

- (1) 「生命保険事業」は、生命保険業を行っており、ソニー生命保険株式会社、ソニーライフ・コミュニケーションズ株式会社の2社で構成されています。
- (2) 「損害保険事業」は、損害保険業を行っており、ソニー損害保険株式会社1社で構成されています。
- (3) 「銀行事業」は、銀行業等を行っており、ソニー銀行株式会社及び持分法適用関連会社3社の合わせて4社で構成されています。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は、本誌P64～67「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」における記載と概ね同一であります。

セグメント間の経常収益高は、第三者間取引価格に基づいています。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

2024						
	報告セグメント				その他 ^{*1}	合計
	生命保険事業	損害保険事業	銀行事業	計		
経常収益 ^{*2}						
(1) 外部顧客への経常収益	3,177,936	152,082	105,288	3,435,306	14,993	3,450,300
(2) セグメント間の内部経常収益	3,177	7	316	3,501	0	3,501
計	3,181,114	152,089	105,604	3,438,808	14,993	3,453,802
セグメント利益	25,190	6,479	22,891	54,561	△422	54,139
セグメント資産	16,624,946	304,869	5,353,988	22,283,803	36,130	22,319,933
その他の項目						
減価償却費 ^{*3}	11,137	4,252	1,785	17,175	970	18,146
利息及び配当金等収入又は資金運用収益	229,549	1,483	77,895	308,928	3	308,931
支払利息又は資金調達費用	41,467	—	29,573	71,041	1,730	72,771
持分法投資利益又は損失(△)	—	—	△52	△52	—	△52
持分法適用会社への投資額	—	—	620	620	—	620
有形固定資産及び無形固定資産の増加額 ^{*4}	11,270	3,963	3,337	18,571	202	18,773

*1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、介護事業及びベンチャーキャピタル事業であります。
 *2 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しています。
 *3 減価償却費には長期前払費用等の償却額が含まれています。
 *4 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には長期前払費用等の増加額が含まれています。

2025						
	報告セグメント				その他 ^{*1}	合計
	生命保険事業	損害保険事業	銀行事業	計		
経常収益 ^{*2}						
(1) 外部顧客への経常収益	2,313,452	168,854	116,991	2,599,297	19,415	2,618,712
(2) セグメント間の内部経常収益	3,613	40	30	3,684	0	3,684
計	2,317,065	168,894	117,021	2,602,981	19,415	2,622,397
セグメント利益	20,615	7,200	18,881	46,696	644	47,341
セグメント資産	16,937,510	321,607	6,078,423	23,337,541	39,578	23,377,119
その他の項目						
減価償却費 ^{*3}	11,138	4,527	1,426	17,092	1,039	18,132
利息及び配当金等収入又は資金運用収益	228,006	1,714	96,759	326,480	5	326,486
支払利息又は資金調達費用	33,617	—	44,581	78,199	1,840	80,039
持分法投資利益又は損失(△)	—	—	82	82	—	82
持分法適用会社への投資額	—	—	0	0	—	0
有形固定資産及び無形固定資産の増加額 ^{*4}	13,383	5,464	6,964	25,812	4,039	29,852

*1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、介護事業及びベンチャーキャピタル事業であります。
 *2 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しています。
 *3 減価償却費には長期前払費用等の償却額が含まれています。
 *4 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には長期前払費用等の増加額が含まれています。

4 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

1 報告セグメントの経常収益の合計額と連結損益計算書の経常収益計上額

経常収益	2024		2025	
	報告セグメント計	連結損益計算書の経常収益	報告セグメント計	連結損益計算書の経常収益
報告セグメント計	3,438,808	3,450,300	2,602,981	2,618,712
「その他」の区分の経常収益	14,993	14,993	19,415	19,415
セグメント間取引の調整額	△3,501	△3,501	△3,684	△3,684
連結損益計算書の経常収益	3,450,300	3,450,300	2,618,712	2,618,712

2 報告セグメントの利益の合計額と連結損益計算書の経常利益計上額

利益	2024		2025	
	報告セグメント計	連結損益計算書の経常利益	報告セグメント計	連結損益計算書の経常利益
報告セグメント計	54,561	54,139	46,696	44,889
「その他」の区分の損益	△422	△422	644	644
事業セグメントに配分していない損益 [*]	219	219	△2,452	△2,452
連結損益計算書の経常利益	54,358	54,358	44,889	44,889

* 主として持株会社(連結財務諸表提出会社)に係る損益であります。

3 報告セグメントの資産の合計額と連結貸借対照表の資産計上額

資産	2024		2025	
	報告セグメント計	連結貸借対照表の資産	報告セグメント計	連結貸借対照表の資産
報告セグメント計	22,283,803	22,319,933	23,337,541	23,377,119
「その他」の区分の資産	36,130	36,130	39,578	39,578
セグメント間取引の調整額	△315,833	△315,833	△184,160	△184,160
事業セグメントに配分していない資産 [*]	79,661	79,661	177,963	177,963
連結貸借対照表の資産	22,083,761	22,083,761	23,370,923	23,370,923

* 主として持株会社(連結財務諸表提出会社)に係る資産であります。

自己資本の構成に関する事項

4 報告セグメントのその他の項目の合計額と当該項目に相当する科目の連結財務諸表計上額

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	2024	2025	2024	2025	2024	2025	2024	2025
	百万円							
減価償却費	17,175	17,092	970	1,039	49	230	18,195	18,363
利息及び配当金等収入又は 資金運用収益	308,928	326,480	3	5	△11	△239	308,920	326,246
支払利息又は資金調達費用	71,041	78,199	1,730	1,840	△32	△367	72,739	79,672
持分法投資利益又は損失 (△)	△52	82	—	—	—	—	△52	82
持分法適用会社への投資額	620	0	—	—	—	—	620	0
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	18,571	25,812	202	4,039	939	728	19,713	30,580

3月31日現在	2024	2025
コア資本に係る基礎項目		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	362,664	465,199
うち、資本金及び資本剰余金の額	211,288	211,288
うち、利益剰余金の額	151,376	253,911
うち、自己株式の額 (△)	—	—
うち、社外流出予定額 (△)	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	3	48
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	3	48
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額	—	16
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	0	0
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	0	0
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 362,668	465,265

定性的な開示事項

1 連結の範囲に関する事項

当社の連結自己資本比率は、持株自己資本比率告示に基づき、連結自己資本比率算出の対象となる会社の集団（以下「持株会社グループ」という。）に属する連結子会社を、ソニー銀行、ソニー・ライフケア、ライフケアデザイン、プラウドライフ、ソニーフィナンシャルベンチャーズ、SFV・GB投資事業有限責任組合、SFV・GB2号投資事業有限責任組合の7社として算出しています。同告示第15条第3項に基づき、保険子法人等であるソニー生命、ソニーライフ・コミュニケーションズ、ソニー損保の3社については、連結の範囲に含めていません。上述の保険子法人等のうちソニー生命、ソニー損保については、同告示第17条第2項第5号（特定項目に係る10パーセント基準超過額）及び第6号（特定項目に係る15パーセント基準超過額）に掲げるコア資本に係る調整項目の対象としています。

一方、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる子会社は、ソニー生命、ソニーライフ・コミュニケーションズ、ソニー損保、ソニー銀行、ソニー・ライフケア、ライフケアデザイン、プラウドライフ、ソニーフィナンシャルベンチャーズ、SFV・GB投資事業有限責任組合、SFV・GB2号投資事業有限責任組合の10社と、持分法適用会社は、ピー・エックス・ジェイ・エー・ワン・ホールディング、ソニーペイメントサービス、ETCソリューションズの3社です。

持株会社グループに属する連結子会社であるソニー銀行、ソニーフィナンシャルベンチャーズの業務内容については、本誌P2～3、20～21及びP53をご参照ください。同じく持株会社グループに属する連結子会社である、SFV・GB投資事業有限責任組合及びSFV・GB2号投資事業有限責任組合の業務内容は、Fintech等の分野に強みを持つベンチャー企業を投資対象とした投資事業組合です。

持株会社グループに属さない会社であって会計連結範囲に含まれるものとして、ソニー生命、ソニーライフ・コミュニケーションズ、ソニー損保が該当します。これらの3社の2025年3月末時点の貸借対照表の総資産の額及び純資産の額は以下のとおりです。業務内容については、本誌P2～3、16～19及びP53をご参照ください。

	総資産	純資産
ソニー生命（単体）	16,934,130百万円	321,045百万円
ソニーライフ・コミュニケーションズ	3,637百万円	3,249百万円
ソニー損保	321,672百万円	37,261百万円

なお、当社の持株会社グループの会社間の資金及び自己資本の移動に係る制限等は特段行っていませんが、当社は子会社であるソニー銀行の健全性に十分留意し、必要な自己資本を維持するように努めています。

2 自己資本調達手段の概要

2025年3月末の自己資本調達手段は以下のとおりです。

発行主体	自己資本調達手段	株数	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額
ソニーフィナンシャルグループ株式会社	普通株式	435,100,266株	465,265百万円

3 持株自己資本比率告示上の持株会社グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

持株自己資本比率告示に基づいて算出した、2025年3月末の連結自己資本比率は23.09%と、国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性、安全性を十分に保っています。連結自己資本比率算出にあたっては、信用リスクについては基礎的内部格付手法を、オペレーショナル・リスクについては標準的計測手法を採用しています。

また、持株自己資本比率告示上の持株会社グループにおける中核会社であるソニー銀行では、自己資本比率による管理、評価に加えて、リスクと収益のバランスをとり十分な健全性を確保するために、「資本配賦」による管理を実施しています。これは、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各種リスクに対して自己資本を割り当てたうえで、それぞれのリスクの特性に応じて計測したリスク量が、その範囲に収まるよう管理を行うものです。

また、ソニー銀行のリスクプロファイルや外部環境等を勘案のうえ、経営に対して重大な影響を及ぼし得る事象を反映したシナリオを策定してストレス・テストを実施しており、これにより自己資本の十分性を点検しています。

当社は、ソニー銀行における資本配賦の手法、配賦資本の水準並びに配賦資本に対する実際の使用資本の水準等のモニタリングを行っています。これにより、総合的な観点からソニー銀行の自己資本並びに持株会社グループの連結自己資本の十分性の確保を図っています。

持株自己資本比率告示上の持株会社連結リスク・アセットにおいて、以下の各種リスクに関する事項に関しては、ソニー銀行以外の持株会社グループに属する会社が保有する資産におけるリスク・アセットの占める割合は小さいため、以下ではソニー銀行におけるリスク管理に関する事項を中心に説明します。

なお、当社は銀行持株会社として、以下に説明するようなソニー銀行におけるリスク管理態勢全般をモニタリングしており、リスク管理ガイドラインの設定、リスク管理会議の開催等を通じ、ソニーFG全体としてのリスク管理を推進しています。ソニーFGにおけるリスク管理態勢全般については、本誌P45～47の「リスクガバナンス」をご参照ください。

自己資本の構成に関する事項（続き）

3月31日現在	2024	2025
百万円		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	8,199	12,182
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	8,199	12,182
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	43	—
適格引当金不足額	1,514	1,599
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	121,511	111,270
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	121,511	111,270
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	8,645	3,152
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	7,254	2,649
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	1,391	502
コア資本に係る調整項目の額	(口)	139,913
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (口))	(ハ)	222,754
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	743,366	880,651
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	191,341	228,891
フロア調整額	276,524	349,799
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	1,211,232
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	18.39%	23.09%

(注) 銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年3月27日金融庁告示第20号、以下「持株自己資本比率告示」）に基づき算出しています。当社は国内基準を採用しており、信用リスク・アセットの算出においては、基礎的内部格付手法を採用しています。

4 信用リスクに関する事項

1 リスク管理の方針及び手続の概要

(1) 個人与信リスク

「個人与信リスク」は、個人与信先の信用状況の悪化等により、与信に係る資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。ソニー銀行において、当該リスクの所管部署は、リスクの測定、モニタリング、管理等に係る方策を講じる役割を担い、取締役会は個人与信リスクの所在と性質及びその測定・管理手法を認識したうえで、個人与信リスク管理に関する基本方針の策定と、適切な信用リスク管理体制の構築を行います。

個人与信リスクは、住宅ローン、カードローン、投資用マンションローン、その他個人与信リスク管理が必要と認められる対顧客取引を管理の対象としています。当該対象与信は、与信審査部署が管理する審査基準に基づき、担当部署が審査を行います。また個人与信リスク所管部署では、実行後債権の信用状況をモニタリングしており、その結果について定期的に取締役会に報告しています。

貸倒引当金は償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。正常先及び要注意先（要管理先を除く）に相当する債権については、過去の一定期間における各々の債務者区分に応じた倒産確率等に基づく今後1年間の予想損失額について一般貸倒引当金を計上することとしています。要管理先に相当する債権については、過去の一定期間における倒産確率等に基づく今後3年間の予想損失額について一般貸倒引当金を計上することとしています。破綻懸念先に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対する今後3年間の予想損失額について個別貸倒引当金を計上することとしています。実質破綻先及び破綻先に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した全額について個別貸倒引当金を計上することとしています。なお、不動産担保に関しては、毎年1回評価の洗い替えを実施しています。すべての債権は、自己査定基準に基づき実施部署が資産査定を行っており、その査定結果により引当をしています。

(2) 市場与信リスク

「市場与信リスク」は、保有する有価証券の発行体の信用状況が変化することにより有価証券の時価が変動し、損失を被るリスク、及び市場取引における契約相手の財務状況の悪化等により、契約の履行が行われなくなることにより損失を被るリスクです。ソニー銀行において、当該リスクの所管部署は、リスクの測定、モニタリング、管理等に係る方策を講じる役割を担い、取締役会は、市場与信リスクの所在と性質、その測定・管理手法を認識したうえで、市場与信リスク管理に関する基本方針の策定と、適切な信用リスク管理体制の構築を行います。

市場与信リスクにおいては、有価証券取引、円・外貨資金取引、外国為替取引、金融派生商品取引（デリバティブ）、証券化商品、及びその他リスク管理が必要と認められる市場取引から発生するリスクを管理の対象としています。市場与信リスクの管理方法は、原則として与信限度額等の設定を行い、債務者格付、証券化格付に基づき限度額等の遵守状況をモニタリング、報告し、限度額等を超過する場合は経営陣に報告して必要な対応を検討します。また、リスク管理状況について、定期的に取締役会に報告しています。なお、与信審査部署が、債務者格付、証券化格付の付与を行うとともに、事業債等への投資枠の付与や証券化商品への投資可否判断において審査を行っています。

保有する有価証券については、ソニー銀行が定める自己査定基準や分類方法に従い、管理を行います。

(3) 法人与信リスク

「法人与信リスク」は、法人与信先の信用状況の悪化等により、与信に係る資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。ソニー銀行において、当該リスクの所管部署は、リスクの測定、モニタリング、管理等に係る方策を講じる役割を担い、取締役会は法人与信リスクの所在と性質及びその測定・管理手法を認識したうえで、法人与信リスク管理に関する基本方針の策定と、適切な信用リスク管理体制の構築を行います。

法人与信リスクは、シンジケートローン、貸付債権買取り及びローンパーティシペーションを管理の対象としています。当該対象与信は、与信審査部署が管理する審査基準に基づき、担当部署が審査を行います。また法人与信リスク所管部署では、与信限度額等の設定を行い、債務者格付に基づき限度額等の遵守状況や実行後債権の信用状況をモニタリングしており、その結果について定期的に取締役会に報告しています。

貸倒引当金は償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。正常先及び要注意先（要管理先を除く）に相当する債権については、過去の一定期間における各々の債務者区分に応じた倒産確率等に基づく今後1年間の予想損失額について一般貸倒引当金を計上することとしています。要管理先に相当する債権については、過去の一定期間における倒産確率等に基づく今後3年間の予想損失額について一般貸倒引当金を計上することとしています。破綻懸念先に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対する今後3年間の予想損失額について個別貸倒引当金を計上することとしています。実質破綻先及び破綻先に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した全額について個別貸倒引当金を計上することとしています。すべての債権は、自己査定基準に基づき実施部署が資産査定を行っており、その査定結果により引当をしています。

2 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて

(1) 使用する内部格付手法の種類

基礎的内部格付手法を採用しています。

(2) 内部格付手法の概要

ソニー銀行の内部格付手法では、信用リスク評価の統一的な基準として、事業法人等向けエクスポージャーに対しては「事業法人等向け内部格付制度」、リテール向けエクスポージャーに対しては「リテール向け内部格付制度」の各内部格付制度を導入しています。証券化エクスポージャーに対しては信用リスクの評価体系として「証券化格付」を導入しています。

「事業法人等向け内部格付制度」及び「リテール向け内部格付制度」の適切性を維持するため、年1回以上の頻度で検証を実施し、その結果を経営会議及びリスク管理委員会に報告しています。

① 内部格付制度

(i) 事業法人等向け内部格付制度

「事業法人等向け内部格付制度」は、「債務者格付」及び「案件格付」から構成されています。

債務者格付

「債務者格付」は、市場与信及び法人与信に係るすべての与信先を対象とし、定量面及び定性面の両面から総合的に勘案のうえ、与信先の信用力を格付で区分するものです。また、「債務者格付」は、自己査定における債務者区分と整合するものとなっています。

債務者格付と債務者区分の関係

債務者格付	債務者区分	デフォルト基準
S1		
S2		
A1		
A2		
A3		
B1		
B2	正常先	非デフォルト
B3		
C1		
C2		
C3		
C4		
C5		
D	要注意先	
E	要管理先	
F	破綻懸念先	デフォルト
G	実質破綻先	
H	破綻先	

案件格付

「案件格付」は、個々の案件に対し、保全の状況に応じてデフォルト時の損失可能性を勘案し評価するものです。

(ii) リテール向け内部格付制度

「リテール向け内部格付制度」は、商品ごと（住宅ローン、カードローン、投資用マンションローン）に個々の取引のリスク特性が同種のグループ（プール区分）に分類し、プール区分ごとにリスクを把握し、管理する制度です。

② 証券化格付

「証券化格付」は、個々の証券化商品に対し、定量面及び定性面の両面からリスク特性を確認のうえ、外部格付機関による評価を参照し格付で区分するものです。

③ パラメータ推計

内部格付制度においては、事業法人等向けエクスポージャーでは債務者格付ごとにPD（デフォルト確率）を、リテール向けエクスポージャーではプール区分ごとにPD、LGD（デフォルト時損失率）及びEAD（デフォルト時エクスポージャー）を推計しています。推計された各種パラメータ（PD・LGD・EAD等）は、与信判断や信用リスクの計量化、採算管理等、銀行内部の業務運営にも活用しています。

④ 内部格付制度の検証

内部格付制度の検証は、「事業法人等向け内部格付制度」、「リテール向け内部格付制度」及び「パラメータ推計」について、信用リスク管理部署が年1回以上の頻度で実施することにより、内部格付制度の正確性並びにその一貫性の確保及び適切な見直しを行うことを目的としています。

3 標準的手法が適用されるポートフォリオについて

ソニー銀行では、信用リスク・アセットの額の算出にあたり原則として基礎的内部格付手法を適用することとしていますが、金額が僅少であり、信用リスク管理の観点から重要性が低いと判断される一部の資産については例外的に標準的手法を適用しています。いずれも自己資本比率を算出するうえでは、重要な影響を与えるものではありません。

標準的手法を適用している持株会社グループの連結子会社としては、ソニー・ライフケア、ライフケアデザイン、クラウドライフ、ソニーフィナンシャルベンチャーズ、SFV・GB 投資事業有限責任組合及びSFV・GB2号投資事業有限責任組合があります。

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

ソニー銀行では、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは実施していません。

株式会社格付投資情報センター (R&I)、株式会社日本格付研究所 (JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)、S&Pグローバル・レーティング (S&P)、フィッチ・レーティングス (Fitch)。

(2) 内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準

標準的手法が適用されるポートフォリオ（持株自己資本比率告示第34条から第54条まで及び第55条の2の規定に該当するエクスポージャーに限ります。）を内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準は以下のとおりです。

信用リスク削減手法を用いる場合は、保証人が属する資産区分のエクスポージャーとして計算しています。

内部格付手法のポートフォリオ	標準的手法が適用されるポートフォリオ
(i) 事業法人向けエクスポージャー (特定貸付債権を除く)	第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー (第42条) 保険会社向けエクスポージャー (第42条の2) 法人等向けエクスポージャー (第43条) 適格中堅中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー (第45条) 劣後債権その他資本性証券のエクスポージャー (第48条の6)
(ii) ソブリン向けエクスポージャー	中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー (第34条) 国際決済銀行等向けエクスポージャー (第35条) 我が国の地方公共団体向けエクスポージャー (第36条) 外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー (第37条) 国際開発銀行向けエクスポージャー (第38条第3項) 地方公共団体金融機構向けエクスポージャー (第38条の2) 我が国の政府関係機関向けエクスポージャー (第39条) 地方三公社向けエクスポージャー (第40条)
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	国際開発銀行向けエクスポージャー (第38条第1項) 金融機関向けエクスポージャー (第41条) 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー (第42条) 保険会社向けエクスポージャー (第42条の2) 取立未済手形 (第51条)
(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー	自己居住用不動産等向けエクスポージャー (第46条) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞エクスポージャー (第50条)
(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	該当なし
(vi) その他リテール向けエクスポージャー	適格中堅中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー (第45条) 賃貸用不動産向けエクスポージャー (第47条) 延滞エクスポージャー (第49条)
(vii) 株式等エクスポージャー	株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー (第54条)
(viii) 特定貸付債権	該当なし
(ix) 購入債権	適格中堅中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー (第45条)

5 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

ソニー銀行における貸出エクスポージャーは、住宅ローン、カードローン、投資用マンションローンの個人向け貸出（ローン）、及びシンジケートローンを中心とした法人向け貸出であり、十分な分散が図られています。住宅ローンでは不動産担保を取得し保全を確保のうえ、さらに債権回収会社（サービサー）へ回収業務を委託することにより、回収の実効性を高めています。なお、住宅ローンでは、一部提携先の保証を取得しているものがありますが、過度の集中はありません。

有価証券の信用リスクを削減する手法として、クレジット・デリバティブを取扱う場合があります。なお、クレジット・デリバティブ取引は、内部格付に基づく与信限度額管理の枠組に含め、特定の提供者に偏ることのないように管理することとしています。また、派生商品取引について、法的に有効なネットティング契約を用いるにあたっては、ISDAマスター契約を締結するうえで、かかる法的有効性について確認を行っています。

6 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

ソニー銀行では、市場リスクの適切な管理を行うことを主な目的として、派生商品取引を取扱っています。派生商品取引には、市場の変動により損失を被る可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を被る可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクへの対応は、日次で取引評価損益、及び市場リスク量の算出を行っています。ソニー銀行全体の市場リスク量は、予想最大損失額 (VaR) を用いて一元的に管理し、そのリスク量に限度額を設けることにより、リスク量が適切な範囲内に収まるように管理をしています。

また、信用リスクへの対応は、取引先の内部格付に基づく与信限度額管理の枠組に含め、管理を行っています。なお、金融機関を取引相手とする派生商品取引については、担保による保全（法令及び規制等で要請される証拠金授受を除く）及び引当金の算定は行っていません。また、万々ソニー銀行の信用力の悪化により、取引相手に対して担保の追加提供をする必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分に保有しており、影響は限定的であります。

なお、長期決済期間取引は該当ありません。

7 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ソニー銀行では、投資可能な証券化エクスポージャーの定義を明確にし、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報等を把握することで、適切なリスク管理に努める方針としています。

証券化エクスポージャーは市場リスク及び流動性リスクに加え、裏づけとなる原資産のデフォルト・リスクや回収リスク等の原資産のポートフォリオに関する信用リスクに晒されています。また、オリジネーターのリスクや商品のストラクチャーに関するリスクが存在します。

(2) 持株自己資本比率告示第226条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ソニー銀行は、裏づけとなる資産内容、クレジット・イベントの内容等のストラクチャーの分析、原資産ポートフォリオの運営・管理を行うオリジネーター・マネジャー等の運用状況等について、案件ごとに分析を行っています。また、取引金融機関や格付機関等の外部機関から、包括的なリスク特性に係る情報や裏付資産のパフォーマンス情報等を継続的に入手し、構造上の特性を含め、定期的にモニタリングを行っています。なお、持株自己資本比率告示第1条第2号の2イ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化エクスポージャーの保有はありません。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ソニー銀行は、信用リスク削減手法として証券化取引を用いていません。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ソニー銀行は、外部格付準拠方式を採用しています。

(5) 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

持株自己資本比率告示第16条に基づき、連結自己資本比率の算式にマーケット・リスク相当額を算入していないため、該当ありません。

(6) 持株会社グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該持株会社グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

持株会社グループによる当該取引はありません。

(7) 持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引（持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

保有はありません。

(8) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、金融商品会計基準等に準拠し、適切に会計処理を行っています。

(9) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

ソニー銀行では、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは実施していません。

株式会社格付投資情報センター (R&I)、株式会社日本格付研究所 (JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)、S&Pグローバル・レーティング (S&P)、フィッチ・レーティングス (Fitch)。

(10) 内部評価方式を用いている場合には、その概要

ソニー銀行は、内部評価方式を用いていません。

(11) 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

該当ありません。

8 CVAリスクに関する事項

- 1 CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全なBA—CVA、限定的なBA—CVA又は簡便法）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要
限定的なBA—CVAを採用しています。対象取引は、顧客の需要や資金運用・調達にて取組む金利・外為取引が大宗を占めています。
- 2 CVAリスクの特性及びCVAIに関するリスク管理体制の概要
CVAIについては、財務会計上の重要性がないため認識していません。

9 マーケット・リスクに関する事項

持株自己資本比率告示第16条に基づき、連結自己資本比率の算式にマーケット・リスク相当額を算入していないため、該当ありません。

10 オペレーショナル・リスクに関する事項

- 1 リスク管理の方針及び手続の概要
ソニー銀行では、事務管理上の不具合に関連して生じる過失、不正、トラブル等によってソニー銀行が有形無形の損失を被る「事務リスク」、システムに関連して生じるトラブル、損壊、不正利用、情報流出等によってソニー銀行が損失を被る「システムリスク」、業務委託先の業務管理や情報管理が不適切であること、委託契約の継続が困難になること等により損失を被る「業務委託リスク」、法令違反の行為又は契約上の問題等により損失を被る「法務リスク」、社会倫理性に反する行為、不公正な取引、不適切な情報開示等に基づき市場や顧客の間における会社の評判が悪化することにより損失を被る「風評リスク」、社員等における人事運営上の不公平、不公正、差別的行為から生じる損失、損害等により会社が損失を被る「人的リスク」を、オペレーショナル・リスクととらえています。各々のリスク所管部署は、リスクの測定、モニタリング、管理等に係る方策を講じる役割を担い、取締役会は、リスクの所在と性質、及びその測定・管理手法を認識したうえで、リスク管理に関する基本方針の策定と、適切なリスク管理体制の構築を行います。リスク所管部署は、所管するリスクのモニタリングを実施し、重大なリスクが顕在化した場合は経営陣に報告して必要な対応を検討します。また、リスク管理状況について、定期的に取り締役に報告しています。

2 BIの算出方法

持株自己資本比率告示第283条に従い、金利要素、役務要素及び金融商品要素を合計して算出しています。

3 ILMの算出方法

持株自己資本比率告示第284条第1項第4号に従い、保守的な見積値を使用しています。

4 オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、BIの算出から除外した連結子法人等又は事業部門の有無

該当ありません。

5 オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

該当ありません。

11 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

持株会社グループにおいて、政策保有株式を保有しています。政策保有株式については、当社の制定する「政策保有株式に関するグループ基本方針」に基づいた適正な運用・管理を行っています。

12 金利リスクに関する事項

1 リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値（現在価値）、貸出金や借入金の金利差等から得られる将来収益（金利収益）が変動するリスクです。ソニー銀行では、定期的な評価、計測を行い、適宜対策を講じる態勢としています。具体的には、金利感応度（BPV、GPS）分析、予想最大損失額（VaR）等を日次で計測し、モニタリングしています。また、 Δ EVEについては月次で計測し、リスク管理委員会及びALM委員会を通じて経営陣に報告しており、適切な金利リスクのコントロールに努めています。このほか、ソニー銀行では時価変動リスク、資金収益変動リスクの軽減を目的として、金利スワップ等のデリバティブ取引を行っています。

2 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクは、保有する資産や負債等の将来キャッシュ・フローを推定し計測しています。そのうち、流動性預金（普通預金等預金者の要求によって随時払い出される預金）の満期認識や、住宅ローンの期限前返済率及び定期預金の早期解約率の推定方法は、金利リスク計測に大きな影響を与えることがあります。 Δ EVE及び Δ NII計測時における主な前提は、以下のとおりです。

- (i) 流動性預金の満期認識
当局が定める保守的な前提の反映により考慮しています。具体的には、過去5年の最低残高、過去5年の年間最大流出量を現残高から差引いた残高、または現残高の50%相当額のうち、最小のものを、最長満期5年、平均満期2.5年のコア預金と認識し、金利リスクを計測しています。なお、流動性預金全体としては平均満期1.25年、最長満期5年になります。
- (ii) 住宅ローンの期限前返済率の推定
住宅ローンは、ボーナス月や融資開始からの時間が経つにつれて繰上げ返済されやすくなる等、当初の返済予定とは異なった挙動を示す傾向があります。そのような商品については、季節性や取組からの経過期間、基準日時点の金利水準等を用いた統計モデルや過去の実績値等を利用して商品ごとに推定することにより、キャッシュ・フローを予測して金利リスクを計測しています。なお、これらの推計方法は定期的に検証・見直しを行っています。
- (iii) 定期預金の早期解約率の推定
当局が定める保守的な前提の反映により考慮しています。なお、ベースラインの早期解約率は、過去の実績データを基に推定しています。
- (iv) 複数の通貨の集計方法及びその前提
ソニー銀行で取扱う通貨のうち、重要性が大きい通貨を計測対象通貨としています。通貨ごとに算出した Δ EVE及び Δ NIIのうち、正となる通貨のみを単純合算しています。
- (v) スプレッドに関する前提
 Δ EVEの計算に用いるキャッシュ・フローには一部信用スプレッドを含めています。割引金利はリスクフリーレートを利用しています。また、 Δ NII計測時においては、商品ごとにフロアを設定しています。
- (vi) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
 Δ EVEは基準値であるコア資本の20%以内に収まっています。
- (vii) その他の目的で計測している金利リスクに関する事項
 Δ EVEの計測に加えて、金利感応度（BPV、GPS）、予想最大損失額（VaR）等を日次で計測しています。VaRの計測方法はヒストリカル法を採用し、観測期間を250日、信頼区間を99%としています。また、自己資本の充実度の評価として定期的実施するストレス・テストにおいて、一定の金利ショックを想定したシナリオを適用して評価を行っています。

定量的な開示事項

1 その他金融機関等であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

2 自己資本の充実度に関する事項

1 連結リスク・アセットの額及び連結所要自己資本の額

3月31日現在	2024		2025	
	リスク・アセットの額	所要自己資本の額	リスク・アセットの額	所要自己資本の額
標準的手法が適用されるエクスポージャー	13,654	1,092	18,536	1,482
内部格付手法に適さない資産および適用除外資産	13,654	1,092	18,536	1,482
段階的適用資産	—	—	—	—
内部格付手法が適用されるエクスポージャー	643,437	53,861	728,507	60,713
事業法人等向けエクスポージャー	109,571	8,869	180,894	14,619
事業法人向け（特定貸付債権を除く）	42,791	3,470	69,888	5,650
特定貸付債権	—	—	—	—
中堅中小企業向け	—	—	—	—
ソブリン向け	27,698	2,236	64,670	5,215
金融機関等向け	39,081	3,162	46,336	3,753
リテール向けエクスポージャー	315,900	27,554	319,884	27,850
居住用不動産向け	219,464	19,314	219,495	19,215
適格リボルビング型リテール向け	—	—	—	—
その他リテール向け	96,436	8,239	100,388	8,634
株式等エクスポージャー	—	—	7,626	610
投機的な非上場株式に対する投資に該当する株式等エクスポージャー	—	—	7,500	600
上記に該当しない株式等エクスポージャー	—	—	125	10
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー	99,542	7,963	80,582	6,471
ルック・スルー方式（持株自己資本比率告示第145条第2項）	41,478	3,318	40,124	3,234
マンドート方式（持株自己資本比率告示第145条第7項）	54,594	4,367	36,198	2,895
蓋然性方式（持株自己資本比率告示第145条第10項第1号）	—	—	—	—
蓋然性方式（持株自己資本比率告示第145条第10項第2号）	3,469	277	4,259	340
フォールバック方式（持株自己資本比率告示第145条第11項）	—	—	—	—
証券化エクスポージャー	93,061	7,444	110,184	8,814
購入債権	86	7	403	32
その他資産等	25,274	2,021	28,931	2,314
CVAリスク相当額（限定的なBA-CVA）	2,719	217	6,956	556
中央清算機関関連エクスポージャー	21	1	252	20
リスク・ウェイト250%を適用するエクスポージャー	408,925	32,714	412,455	32,996
リスク・ウェイト1250%を適用するエクスポージャー	—	—	—	—
調整項目に相当するエクスポージャー（△）	325,392	26,031	286,057	22,884
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—
信用リスク 計（A）	743,366	61,855	880,651	72,884
オペレーショナル・リスク 計（B）	191,341	15,307	228,891	18,311
合計（A）+（B）	934,707	77,162	1,109,542	91,196

(注) 1. 信用リスクに対する所要自己資本の額は、「信用リスク・アセットの額×8%+期待損失額」により算出しています。ただし、証券化エクスポージャー及び標準的手法が適用されるエクスポージャーについては、「信用リスク・アセットの額×8%」により算出しています。
 2. CVAリスクに対するリスク・アセットの額は、「CVAリスク相当額÷8%」により算出しています。また、CVAリスクの所要自己資本の額は、「CVAリスク相当額÷8%×8%」により算出しています。
 3. オペレーショナル・リスクに対するリスク・アセットの額は、「オペレーショナル・リスク相当額÷8%」により算出しています。また、オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額は、「オペレーショナル・リスク相当額÷8%×8%」により算出しています。

2 オペレーショナル・リスクに関する事項

BI及びBICの額、ILM値

3月31日現在	BI及びBICについては百万円	
	2024	2025
BI	122,048	142,075
BIC	15,307	18,311
ILM	1	1

(注) ILMは、持株自己資本比率告示第284条第1項第4号に従い、保守的な見積値を使用しています。

3 連結リスク・アセットの合計額及び連結所要自己資本額

3月31日現在	百万円	
	2024	2025
連結リスク・アセットの合計額	1,211,232	1,459,342
連結所要自己資本額（国内基準）（リスク・アセット額×4%）	48,449	58,373

3 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）に関する事項

1 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

・信用リスクに関するエクスポージャー及び延滞又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高（種類別、地域別、業種・取引相手別、残存期間別）

3月31日現在	2024				
	信用リスク・エクスポージャー			うち延滞又はデフォルトしたエクスポージャー	
	うち貸出金	うち債券	うちデリバティブ		
種類別					
標準的手法が適用されるポートフォリオ	44,205	2,962	—	—	0
内部格付手法が適用されるポートフォリオ	5,413,259	3,463,491	594,187	7,836	2,387
種類別計	5,457,464	3,466,453	594,187	7,836	2,387
地域別					
国内	5,213,877	3,466,453	356,885	7,836	2,387
国外	243,586	—	237,302	—	—
地域別計	5,457,464	3,466,453	594,187	7,836	2,387
業種別・取引相手別					
法人	517,126	1,800	388,880	7,509	0
ソブリン	1,457,890	—	205,307	—	—
個人	3,482,447	3,464,653	—	326	2,387
業種別・取引相手別計	5,457,464	3,466,453	594,187	7,836	2,387
残存期間別					
1年以下	837,779	1,436	101,820	2,125	1
1年超3年以下	686,280	5,163	120,356	2,280	8
3年超5年以下	249,951	10,745	236,954	2,251	10
5年超7年以下	144,370	19,680	123,879	811	34
7年超10年以下	57,874	47,531	9,976	367	71
10年超	3,368,647	3,367,414	1,200	—	2,211
期間の定めのないもの	112,561	14,483	—	—	49
残存期間別計	5,457,464	3,466,453	594,187	7,836	2,387

百万円

3月31日現在 種類別	2025				
	信用リスク・エクスポージャー			うち延滞 又はデフォルトした エクスポージャー	
	うち貸出金	うち債券	うちデリバティブ		
標準的手法が適用されるポートフォリオ	35,239	12,802	—	—	0
内部格付手法が適用されるポートフォリオ	6,252,058	3,674,188	881,389	22,694	1,889
種類別計	6,287,297	3,686,991	881,389	22,694	1,889
地域別					
国内	5,902,409	3,686,991	502,083	22,694	1,889
国外	384,888	—	379,306	—	—
地域別計	6,287,297	3,686,991	881,389	22,694	1,889
業種別・取引相手別					
法人	761,479	6,150	585,347	22,600	0
ソブリン	1,827,136	—	296,042	—	—
個人	3,698,681	3,680,840	—	93	1,889
業種別・取引相手別計	6,287,297	3,686,991	881,389	22,694	1,889
残存期間別					
1年以下	950,023	1,102	82,252	1,927	0
1年超3年以下	856,800	5,462	121,557	2,545	10
3年超5年以下	290,642	16,221	272,120	2,301	9
5年超7年以下	148,590	20,519	114,747	13,323	20
7年超10年以下	87,269	48,782	37,817	670	40
10年超	3,834,582	3,579,730	252,894	1,924	1,761
期間の定めのないもの	119,388	15,174	—	—	46
残存期間別計	6,287,297	3,686,991	881,389	22,694	1,889

(注) 1. 「信用リスク・エクスポージャー」には、株式等エクスポージャー、証券化エクスポージャー、信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及びCVAリスクに係るエクスポージャーを含んでいません。
2. 「デフォルトしたエクスポージャー」には、内部格付手法を適用したエクスポージャーのうち、与信先の債務者区分が「要管理先」以下であるものを計上しています。
3. 信用リスクに関するエクスポージャーについて、期末残高はその期のリスク・ポジションから大幅に乖離していません。

・ソニー銀行（単体）の貸出金の科目別・業務部門別期末残高

百万円

3月31日現在	2024			2025		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
手形貸付	—	—	—	—	—	—
証書貸付	3,435,448	12,722	3,448,171	3,639,764	18,148	3,657,912
当座貸越	14,424	9	14,434	15,115	8	15,123
割引手形	—	—	—	—	—	—
合計	3,449,873	12,731	3,462,605	3,654,879	18,156	3,673,036

・ソニー銀行（単体）の貸出金の残存期間別期末残高

百万円

3月31日現在	2024			2025		
	固定金利	変動金利	合計	固定金利	変動金利	合計
1年以下	99	1,333	1,433	88	1,011	1,099
1年超3年以下	1,728	3,432	5,161	1,559	6,900	8,459
3年超5年以下	4,133	6,606	10,740	3,730	9,483	13,214
5年超7年以下	7,287	12,358	19,645	7,570	12,922	20,493
7年超10年以下	17,883	29,624	47,508	15,263	33,492	48,755
10年超	560,357	2,803,325	3,363,682	269,305	3,296,584	3,565,889
期間の定めのないもの	—	14,434	14,434	—	15,123	15,123
合計	591,489	2,871,115	3,462,605	297,518	3,375,518	3,673,036

(注) 期間の定めのないものは、カードローンの残高になります。

2 一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金並びに特定海外債権引当金の期末残高及び期中の増減額

百万円

3月31日に終了した1年間	2024			2025		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	573	41	614	614	12	627
個別貸倒引当金	382	△49	333	333	△50	282
法人	60	—	60	60	—	60
個人	321	△49	272	272	△50	221
特定海外債権引当金	—	—	—	—	—	—
合計	955	△7	948	948	△38	909

(注) 1. 個別貸倒引当金については、すべて国内業務から発生したものです。
2. 一般貸倒引当金については、地域、業種別の算定を行っていません。

3 業種別の貸出金償却の額

該当ありません。

4 標準的手法が適用されるエクスポージャー

(1) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち持株自己資本比率告示第33条から第54条まで及び第55条の2の規定に該当するエクスポージャーに関する事項及びこれらのポートフォリオの区分ごとの内訳

百万円

3月31日現在 報告区分	2024					
	(1)信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額	(2)CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額	(3)信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額	(4)CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額	(5)信用リスク・アセットの額	(5)に掲げる額を(3)及び(4)に掲げる額の合計額で除した割合
中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー	17,389	—	17,389	—	—	0%
我が国の政府関係機関向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
金融機関等向けエクスポージャー	8,963	53	8,963	21	1,970	22%
法人等向けエクスポージャー	8,109	—	8,109	—	8,109	100%
適格個人向けエクスポージャー	2,962	—	2,962	—	2,222	75%
取立未済手形	6,758	—	6,758	—	1,351	20%
合計	44,183	53	44,183	21	13,654	31%

百万円

3月31日現在 報告区分	2025					
	(1)信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額	(2)CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額	(3)信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額	(4)CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額	(5)信用リスク・アセットの額	(5)に掲げる額を(3)及び(4)に掲げる額の合計額で除した割合
中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー	2,892	—	2,892	—	—	0%
我が国の政府関係機関向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
金融機関等向けエクスポージャー	10,355	—	10,355	—	2,217	21%
法人等向けエクスポージャー	6,099	—	6,099	—	6,099	100%
適格個人向けエクスポージャー	12,802	—	12,802	—	9,602	75%
株式等	1,925	—	1,925	—	7,626	396%
取立未済手形	3,089	—	3,089	—	617	20%
合計	37,165	—	37,165	—	26,163	70%

(注) 株式等エクスポージャーを標準的手法を適用するエクスポージャーとして記載しています。

(2) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち持株自己資本比率告示第33条から第54条まで及び第55条の2の規定に該当するエクスポージャーについて、ポートフォリオの区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

		2024							
		リスク・ウェイト							
3月31日現在		0%	10%	20%	30%	50%	75%	100%	150%
報告区分									
中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー	17,389	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関等向けエクスポージャー	—	—	7,251	1,733	—	—	—	—	—
法人等向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	8,109	0	—
適格個人向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	2,962	—	—	—
取立未済手形	—	—	6,758	—	—	—	—	—	—
合計	17,389	—	14,009	1,733	—	2,962	8,109	0	—

		2025									
		リスク・ウェイト									
3月31日現在		0%	10%	20%	30%	50%	75%	100%	150%	250%	400%
報告区分											
中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー	2,892	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関等向けエクスポージャー	—	—	8,891	1,463	—	—	—	—	—	—	—
法人等向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	6,098	0	—	—	—
適格個人向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	12,802	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	50	1,875	—
取立未済手形	—	—	3,089	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	2,892	—	11,981	1,463	—	12,802	6,098	0	50	1,875	—

(注) 株式等エクスポージャーを標準的手法を適用するエクスポージャーとして記載しています。

(3) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち持株自己資本比率告示第33条から第54条まで及び第55条の2の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

		2024			
		(1)信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額	(2)CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額	(3) CCFの加重平均値	(4) CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランス取引のエクスポージャーの額の合計額
3月31日現在					
0%	17,389	—	—	—	17,389
10%	—	—	—	—	—
20%	13,988	53	40%	14,009	
30%	1,733	—	—	1,733	
50%	—	—	—	—	
75%	2,962	—	—	2,962	
100%	8,109	—	—	8,109	
150%	0	—	—	0	
合計	44,183	53	40%	44,205	

		2025			
		(1)信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額	(2)CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額	(3) CCFの加重平均値	(4) CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランス取引のエクスポージャーの額の合計額
3月31日現在					
0%	2,892	—	—	—	2,892
10%	—	—	—	—	—
20%	11,981	—	—	—	11,981
30%	1,463	—	—	—	1,463
50%	—	—	—	—	—
75%	12,802	—	—	—	12,802
100%	6,098	—	—	—	6,098
150%	0	—	—	—	0
250%	50	—	—	—	50
400%	1,875	—	—	—	1,875
合計	37,165	—	—	—	37,165

(注) 株式等エクスポージャーを標準的手法を適用するエクスポージャーとして記載しています。

5 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権のリスク・ウェイト区分ごとの残高
該当ありません。

6 内部格付手法が適用されるポートフォリオに関する事項

(1) 事業法人向け、ソブリン向け、金融機関等向けエクスポージャーに係る債務者格付別パラメータ等

2024						
3月31日現在	債務者区分	PD 加重平均値	LGD 加重平均値	リスク・ ウェイト 加重平均値	EAD	
					オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目
債務者格付						
事業法人向け		0.06%	40.97%	22.00%	194,039	448
上位格付	正常先	0.05%	40.82%	23.08%	161,309	—
中位格付	正常先	0.11%	41.74%	16.74%	32,729	448
下位格付	要注意先	—	—	—	—	—
デフォルト	要管理先以下	—	—	—	—	—
ソブリン向け		0.00%	45.00%	1.82%	961,309	558,250
上位格付	正常先	0.00%	45.00%	1.82%	961,309	558,250
中位格付	正常先	—	—	—	—	—
下位格付	要注意先	—	—	—	—	—
デフォルト	要管理先以下	—	—	—	—	—
金融機関等向け		0.05%	45.00%	24.43%	148,493	11,508
上位格付	正常先	0.05%	45.00%	24.33%	137,407	11,508
中位格付	正常先	0.05%	45.00%	25.72%	11,086	—
下位格付	要注意先	—	—	—	—	—
デフォルト	要管理先以下	—	—	—	—	—

2025						
3月31日現在	債務者区分	PD 加重平均値	LGD 加重平均値	リスク・ ウェイト 加重平均値	EAD	
					オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目
債務者格付						
事業法人向け		0.05%	41.24%	25.16%	277,061	674
上位格付	正常先	0.05%	41.12%	25.60%	243,079	581
中位格付	正常先	0.07%	42.13%	22.05%	33,981	93
下位格付	要注意先	—	—	—	—	—
デフォルト	要管理先以下	—	—	—	—	—
ソブリン向け		0.00%	45.00%	3.24%	1,270,865	727,234
上位格付	正常先	0.00%	45.00%	3.24%	1,270,865	727,234
中位格付	正常先	—	—	—	—	—
下位格付	要注意先	—	—	—	—	—
デフォルト	要管理先以下	—	—	—	—	—
金融機関等向け		0.05%	45.00%	23.50%	182,738	14,465
上位格付	正常先	0.05%	45.00%	24.40%	160,964	14,465
中位格付	正常先	0.07%	45.00%	16.23%	21,774	—
下位格付	要注意先	—	—	—	—	—
デフォルト	要管理先以下	—	—	—	—	—

(注) 1. 「上位格付」とはS格とA格、「中位格付」とはB格とC格、「下位格付」とはD格、「デフォルト」とは格付区分E格以下としています。
2. パラメータ推計値やリスク・ウェイトには、信用リスク削減手法の効果を勘案しています。
3. オフ・バランス資産項目のEADは、CCF(与信換算掛目)適用後の数値を使用しています。

(2) 居住用不動産向け、適格リボルビング型リテール向け及びその他リテール向けエクスポージャーに係るプール区分別パラメータ等

3月31日現在	2024						
	PD 加重平均値	LGD 加重平均値	Eldefault 加重平均値	リスク・ ウェイト 加重平均値	EAD オン・バランス 資産項目	EAD オフ・バランス 資産項目	コミットメント未引出額 掛目 加重平均値
プール区分							
居住用不動産向けエクスポージャー	0.35%	19.69%	—	8.89%	2,469,559	—	—
非延滞	0.24%	19.68%	—	8.83%	2,466,798	—	—
延滞	56.20%	21.29%	—	97.64%	461	—	—
デフォルト	100.00%	23.62%	19.73%	48.66%	2,299	—	—
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
非延滞	—	—	—	—	—	—	—
延滞	—	—	—	—	—	—	—
デフォルト	—	—	—	—	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー(事業性)	0.14%	30.00%	—	9.00%	977,648	—	—
非延滞	0.13%	30.00%	—	9.00%	977,507	—	—
延滞	100.00%	30.00%	—	0.00%	103	—	—
デフォルト	100.00%	30.00%	30.00%	0.00%	38	—	—
その他リテール向けエクスポージャー(非事業性)	9.28%	100.00%	—	145.70%	14,483	17,436	20,869
非延滞	9.01%	100.00%	—	145.56%	14,336	17,428	20,827
延滞	49.52%	100.00%	—	258.97%	104	1	30
デフォルト	100.00%	100.00%	—	0.00%	43	7	12

3月31日現在	2025						
	PD 加重平均値	LGD 加重平均値	Eldefault 加重平均値	リスク・ ウェイト 加重平均値	EAD オン・バランス 資産項目	EAD オフ・バランス 資産項目	コミットメント未引出額 掛目 加重平均値
プール区分							
居住用不動産向けエクスポージャー	0.32%	18.64%	—	8.35%	2,629,422	—	—
非延滞	0.24%	18.64%	—	8.29%	2,626,698	—	—
延滞	52.42%	19.41%	—	94.51%	987	—	—
デフォルト	100.00%	22.32%	18.46%	48.31%	1,738	—	—
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
非延滞	—	—	—	—	—	—	—
延滞	—	—	—	—	—	—	—
デフォルト	—	—	—	—	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー(事業性)	0.17%	30.00%	—	8.99%	1,023,442	—	—
非延滞	0.13%	30.00%	—	9.00%	1,023,052	—	—
延滞	100.00%	30.00%	—	0.00%	284	—	—
デフォルト	100.00%	30.00%	30.00%	0.00%	105	—	—
その他リテール向けエクスポージャー(非事業性)	8.84%	100.00%	—	145.18%	15,174	17,715	21,471
非延滞	8.59%	100.00%	—	145.03%	15,033	17,707	21,433
延滞	48.84%	100.00%	—	259.94%	102	1	25
デフォルト	100.00%	100.00%	—	0.00%	39	7	13

(注) オフ・バランス資産項目のEADは、CCF(与信換算掛目)適用後の数値を使用しています。

7 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

3月31日に終了した1年間	百万円	
	2024	2025
事業法人向け	—	—
ソブリン向け	—	—
金融機関等向け	—	—
居住用不動産向け	279	241
適格リボルビング型リテール向け	—	—
その他リテール向け	18	26
合計	298	267

(注) 資産区分毎の損失額の実績値は、以下を合計した額としています。
 ・部分直接償却額、個別貸倒引当金及び要管理先に対する一般貸倒引当金の期末残高
 ・過去1年間に発生した直接償却額及び貸出債権売却等による損失

(要因分析)
 居住用不動産向けエクスポージャーにおいてデフォルトの新規発生が抑制されたことを主因として、2024年度の損失額の実績値は前年比減少しました。

8 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

3月31日に終了した1年間	百万円			
	2024		2025	
	損失額の推計値 (A)	損失額の実績値 (B)	損失額の推計値 (A)	損失額の実績値 (B)
事業法人向け	32	—	47	—
ソブリン向け	3	—	20	—
金融機関等向け	37	—	36	—
居住用不動産向け	1,636	279	1,757	241
適格リボルビング型リテール向け	—	—	—	—
その他リテール向け	511	18	524	26
合計	2,219	298	2,385	267

4 信用リスク削減手法に関する事項

・信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

3月31日現在	百万円			
	2024		クレジット・デリバティブ	
	適格金融資産担保	適格資産担保	保証	
標準的手法が適用されるポートフォリオ	—	—	—	—
内部格付手法が適用されるポートフォリオ	706,139	—	55,237	—
事業法人向け	55,671	—	5,932	—
ソブリン向け	463,900	—	24,500	—
金融機関等向け	186,568	—	2,155	—
居住用不動産向け	—	—	—	—
適格リボルビング型リテール向け	—	—	—	—
その他リテール向け	—	—	22,650	—
合計	706,139	—	55,237	—

3月31日現在	百万円			
	2025		クレジット・デリバティブ	
	適格金融資産担保	適格資産担保	保証	
標準的手法が適用されるポートフォリオ	—	—	—	—
内部格付手法が適用されるポートフォリオ	1,098,454	—	90,562	—
事業法人向け	262,485	—	20,142	—
ソブリン向け	495,100	—	46,261	—
金融機関等向け	340,869	—	—	—
居住用不動産向け	—	—	—	—
適格リボルビング型リテール向け	—	—	—	—
その他リテール向け	—	—	24,159	—
合計	1,098,454	—	90,562	—

(注) 1. エクスポージャーの額については、信用リスク削減手法の効果が勘案された額を記載しています。また、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上調調整を行っている場合は、当該上調調整額に相当する額を減額した額を記載しています。
 2. 適格資産担保(不動産、債権担保、その他資産)、貸出金と自行預金の相殺については、信用リスク削減手法の効果を勘案していません。
 3. SA-CCRに用いられた計数については、金融庁が公表している「自己資本比率規制に関するQ&A」(以下「告示Q&A」)に従い記載しています。

5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

1 与信相当額の算出に用いる方式

SA-CCRを使用しています。

2 与信相当額

	百万円	
3月31日現在	2024	2025
グロス再構築コストの額	1,383	9,560
担保の額（現金）	14,781	12,538
ネットの与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案後）	7,836	22,694

(注) 1. グロス再構築コストは、0を下回らないものに限っています。
 2. 派生商品取引において、担保による信用リスク削減手法を実施しています。
 3. 与信相当額の算出にSA-CCRを用いているため、告示Q&Aに従い、担保による信用リスク削減効果を勘案する前の与信相当額については記載を省略しています。

3 クレジット・デリバティブの想定元本額

	百万円	
3月31日現在	2024	2025
クレジット・デリバティブの想定元本額		
プロテクションの購入	—	—
プロテクションの提供	—	—

(注) 信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブを用いていません。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

1 オリジネーターである場合の信用リスク・アセット算出対象となる証券化エクスポージャー

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳

資産譲渡型証券化取引に係る原資産の額

	百万円	
3月31日現在	2024	2025
投資用マンションローン	9,248	—
合計	9,248	—

合成型証券化取引に係る原資産の額

該当ありません。

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳

	百万円			
	2024		2025	
3月31日現在	延滞エクスポージャー	総損失	延滞エクスポージャー	総損失
投資用マンションローン	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

該当ありません。

(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略

(1) と同じです。

(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

(6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

(7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
 該当ありません。

(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
 該当ありません。

(9) 持株自己資本比率告示第226条並びに第226条の4第1項第1号及び第2号の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
 該当ありません。

(10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーに関する事項
 該当ありません。

(11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
 該当ありません。

2 投資家である場合の信用リスク・アセット算出対象となる証券化エクスポージャー

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

	百万円	
3月31日現在	2024	2025
証券化エクスポージャーの額	465,337	551,280
法人等向け	382,690	442,835
中小企業等・個人向け	15,152	23,270
抵当権付住宅ローン	67,495	85,175

(注) 再証券化エクスポージャーに該当するエクスポージャーは保有していません。

(2) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額及び所要自己資本の額

	百万円			
	2024		2025	
3月31日現在	エクスポージャー残高	所要自己資本の額	エクスポージャー残高	所要自己資本の額
リスク・ウェイト区分				
20%以下	465,337	7,444	551,280	8,814
20%超50%以下	—	—	—	—
50%超100%以下	—	—	—	—
100%超250%以下	—	—	—	—
250%超650%以下	—	—	—	—
650%超1250%未満	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	465,337	7,444	551,280	8,814

(注) 1. 再証券化エクスポージャーに該当するエクスポージャーは保有していません。
 2. 所要自己資本の額は、「信用リスク・アセットの額×8%」により算出しています。

(3) 持株自己資本比率告示第226条並びに第226条の4第1項第1号及び第2号の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません。

3 オリジネーターである場合のマーケット・リスク相当額算出対象となる証券化エクスポージャー

該当ありません。

4 投資家である場合のマーケット・リスク相当額算出対象となる証券化エクスポージャー

該当ありません。

7 CVAリスクに関する事項

Kreducedの算式における取引先共通の要素及び取引先固有の要素の額並びにCVAリスク相当額を8%で除して得た額

3月31日現在	2024		2025	
	構成要素の額	BA-CVAによるリスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で除して得た額)	構成要素の額	BA-CVAによるリスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で除して得た額)
CVAリスクのうち取引先共通の要素	569		1,471	
CVAリスクのうち取引先固有の要素	203		505	
合計		2,719		6,956

(注) CVAリスク相当額の算出については、限定的なBA-CVAを使用しています。

8 マーケット・リスクに関する事項

該当ありません。

9 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

1 連結貸借対照表計上額及び時価

3月31日現在	2024		2025	
	連結貸借対照表 計上額	時価	連結貸借対照表 計上額	時価
区分				
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	—	—	—	—
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	—		2,032	

2 売却及び償却に伴う損益の額

3月31日現在	2024		2025	
	売却益	売却損	償却	合計
売却益	—		603	
売却損	—		△945	
償却	—		△122	
合計	—		△464	

3 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

3月31日現在	2024		2025	
	評価損益			
評価損益	—		107	

4 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

5 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

3月31日現在	2024		2025	
	投機的な非上場株式に対する投資に該当する株式等エクスポージャー (リスク・ウェイト400%)			
投機的な非上場株式に対する投資に該当する株式等エクスポージャー (リスク・ウェイト400%)	—		1,875	
上記に該当しない株式等エクスポージャー (リスク・ウェイト250%)	—		50	
合計	—		1,925	

10 リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額

3月31日現在	2024		2025	
	ルック・スルー方式 (持株自己資本比率告示第145条第2項)	マンデート方式 (持株自己資本比率告示第145条第7項)	蓋然性方式 (持株自己資本比率告示第145条第10項第1号)	蓋然性方式 (持株自己資本比率告示第145条第10項第2号)
区分				
ルック・スルー方式 (持株自己資本比率告示第145条第2項)	26,150		31,225	
マンデート方式 (持株自己資本比率告示第145条第7項)	27,999		21,040	
蓋然性方式 (持株自己資本比率告示第145条第10項第1号)	—		—	
蓋然性方式 (持株自己資本比率告示第145条第10項第2号)	867		1,064	
フォールバック方式 (持株自己資本比率告示第145条第11項)	—		—	
合計	55,017		53,330	

(注) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーはありません。

11 金利リスクに関する事項

IRRBB 1：金利リスク

3月31日現在	2024		2025	
	△EVE	△NII	△EVE	△NII
上方パラレルシフト	6,260	7,772	1,082	8,226
下方パラレルシフト	11,862	10,483	13,125	5,857
スティープ化	10,657	3,997		
フラット化				
短期金利上昇				
短期金利低下				
最大値	11,862	10,483	13,125	8,226
自己資本の額	337,060		222,754	

(注) 1. 定性的な開示事項の、12.金利リスクに関する事項 (P.99)に記載の算定手法に基づいて、金利ショックに対する経済価値及び算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額を計測しています。

2. 連結の範囲については、金利リスク計測における重要性を鑑み、諸係数は当社及びソニー銀行単体を計測対象としています。

(前事業年度末の開示からの変動に関する説明)

△EVEは、前事業年度と同様に下方パラレルシフトの金利シナリオにおいて最大となり、最大値は11,862百万円となりました。円定期預金の残高の増加および平均残存期間の長期化により、前事業年度より最大値は増加しました。

△NIIは、下方パラレルシフトの金利シナリオにおいて最大となり、最大値は13,125百万円となりました。貸出金利の上昇に伴い金利フロアによる影響が縮小し、下方パラレルシフトの金利シナリオにおける金利の変動幅が拡大したため、前事業年度より本シナリオの△NIIは増加しました。これに伴い前事業年度より△NIIが最大となる金利シナリオは上方パラレルシフトから下方パラレルシフトへ移りました。

■ ソニーフィナンシャルグループ (連結)

保険業法、銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権の状況

3月31日現在	百万円	
	2024	2025
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	443	369
危険債権額	641	687
要管理債権額	1,286	827
三月以上延滞債権額	—	—
貸出条件緩和債権額	1,286	827
小計額	2,371	1,885
正常債権額	4,182,381	4,987,285
合計額	4,184,752	4,989,171

連結ソルベンシー・マージン比率

3月31日現在	百万円	
	2024	2025
(A) 連結ソルベンシー・マージン総額	1,647,090	1,605,273
資本金等の額	661,434	740,191
価格変動準備金	67,622	4,398
危険準備金	188,210	200,096
異常危険準備金	40,974	39,311
一般貸倒引当金	615	627
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)×90%(マイナスの場合100%)	△101,527	△105,731
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	65,337	63,879
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額(税効果控除前)	4,141	3,172
繰延税金資産の不納入額	—	—
配当準備金未割当部分	125	91
税効果相当額(不納入額控除後)	105,565	101,999
負債性資本調達手段、保険料積立金等余剰部分等	615,212	557,306
少額短期保険業者に係るマージン総額	—	19
控除項目	620	90
(B) 連結リスクの合計額 $\sqrt{[(R_1^2 + R_5^2) + R_6 + R_9]^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4 + R_6$	225,175	248,090
保険リスク相当額(R ₁)	26,202	26,957
一般保険リスク相当額(R ₅)	17,268	18,852
巨大災害リスク相当額(R ₆)	3,200	3,600
第三分野保険の保険リスク相当額(R ₉)	7,846	7,520
少額短期保険業者の保険リスク相当額(R ₉)	—	15
予定利率リスク相当額(R ₂)	50,228	52,862
最低保証リスク相当額(R ₇)	14,352	16,209
資産運用リスク相当額(R ₃)	142,610	159,481
経営管理リスク相当額(R ₄)	11,103	12,387
連結ソルベンシー・マージン比率(A) / {(1/2) × (B)}	1,462.9%	1,294.1%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第210条の11の3、第210条の11の4及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。
2. 最低保証リスク相当額は、標準的方式を用いて算出しています。

12 内部格付手法と標準的手法の比較に関する事項

(1) 信用リスク (リスク・ウェイトのみなし計算及び信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー、証券化エクスポージャー、持株自己資本比率告示第六章の二に規定するCVAリスク並びに中央清算機関関連エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項

3月31日現在	百万円				
	2024		2025		
	①内部格付手法が適用されるポートフォリオ (1)信用リスク・アセットの額	②標準的手法が適用されるポートフォリオ (2)①に標準的手法を適用し算出した信用リスク・アセットの額	③信用リスク・アセットの額 (=①(1)+②(3))	④標準的手法を適用し算出した信用リスク・アセットの額 (=①(2)+②(3))	
事業法人向けエクスポージャー (特定貸付債権を除く)	42,791	79,783	8,109	50,901	87,892
ソブリン向けエクスポージャー	27,698	2,484	—	27,698	2,484
金融機関等向けエクスポージャー	39,081	42,739	3,322	42,403	46,061
居住用不動産向けエクスポージャー	219,464	1,116,003	—	219,464	1,116,003
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	—	—	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	96,436	492,950	—	96,436	492,950
株式等エクスポージャー	—	—	—	—	—
特定貸付債権	—	—	—	—	—
購入債権	86	240	2,222	2,308	2,462
合計	425,559	1,734,201	13,654	439,213	1,747,855

3月31日現在	百万円				
	2024		2025		
	①内部格付手法が適用されるポートフォリオ (1)信用リスク・アセットの額	②標準的手法が適用されるポートフォリオ (2)①に標準的手法を適用し算出した信用リスク・アセットの額	③信用リスク・アセットの額 (=①(1)+②(3))	④標準的手法を適用し算出した信用リスク・アセットの額 (=①(2)+②(3))	
事業法人向けエクスポージャー (特定貸付債権を除く)	69,888	109,216	6,099	75,987	115,315
ソブリン向けエクスポージャー	64,670	3,437	—	64,670	3,437
金融機関等向けエクスポージャー	46,336	51,561	2,835	49,171	54,397
居住用不動産向けエクスポージャー	219,495	1,182,792	—	219,495	1,182,792
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	—	—	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	100,388	516,006	—	100,388	516,006
株式等エクスポージャー	—	—	7,626	7,626	7,626
特定貸付債権	—	—	—	—	—
購入債権	403	920	9,602	10,005	10,522
合計	501,182	1,863,934	26,163	527,345	1,890,097

(2) 証券化エクスポージャーに関する事項

3月31日現在	百万円	
	2024	2025
(1) 信用リスク・アセットの額	93,061	110,184
(2) 銀行を標準的手法採用行とみなして持株自己資本比率告示第六章に定めるところにより判定された手法により算出した信用リスク・アセットの額	93,061	110,184

■ ソニー生命 (単体)

保険業法に基づく債権の状況

3月31日現在	百万円	
	2024	2025
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	7	10
危険債権額	—	—
要管理債権額	—	—
三月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	—	—
小計額	7	10
正常債権額	718,909	1,312,763
合計額	718,916	1,312,773

■ ソニー損保

保険業法に基づく債権の状況

保険業法に基づく債権は一切ありません。

■ ソニー銀行 (単体)

銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権の状況

3月31日現在	百万円	
	2024	2025
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	436	359
危険債権額	627	673
要管理債権額	1,286	827
三月以上延滞債権額	—	—
貸出条件緩和債権額	1,286	827
小計額	2,350	1,861
正常債権額	3,463,439	3,674,489
合計額	3,465,789	3,676,351

以下は、平成24年（2012年）3月29日金融庁告示第21号（銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件）に従い記載しています。

1. 当社（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

①「対象役員」の範囲

対象役員は、当社の取締役及び執行役です。なお、社外取締役を除き、業務執行を行わない取締役に対しては、報酬を支給しません。

②「対象従業員等」の範囲

当社では、対象役員以外の当社の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当社及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としています。なお、当社の対象役員以外の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当するものはいません。

(a) 「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等の範囲は、ソニー銀行、ソニー・ライフケア、ライフケアデザイン、プラウドライフ、及びソニーフィナンシャルベンチャーズです。

(b) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

当社では、対象役員のうち、従業員を兼務しており、従業員として賃金を支給されている者はいません。

当社又は主要な連結子法人等から対象役員が1年間に受領する報酬等の平均額を上回る報酬等を受ける者を、「高額の報酬等を受ける者」として選定しています。平均額の算出には、執行役の想定年間報酬を使用しています。期中退任した執行役については、期中退任しなかったと仮定した場合に1年間に受領する報酬等を算定しています。

(c) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

その者が通常行う取引や管理する事項が、当社、当社グループ、主要な連結子法人等の業務に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

対象役職員の報酬等の決定について

当社の取締役及び執行役の個人別報酬等の額については、社外取締役を議長とする報酬委員会で審議を行い、決定します。なお、社外取締役を除き、業務執行を行わない取締役に対しては、原則として報酬を支給しないものとしています。

(3) 報酬委員会等の会議の開催回数

	2025年3月期開催回数
報酬等諮問委員会	4回
報酬委員会	4回

当社は、2024年9月30日開催の当社臨時株主総会の承認をもって同年10月1日付で監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行しています。このため、報酬委員会の開催回数は同日以降の状況を記載しています。また、当該指名委員会等設置会社移行前において、当社は当社役員と子会社代表取締役の個別報酬案等を審議する報酬等諮問委員会を設置しておりました。報酬等諮問委員会の開催回数は指名委員会等設置会社移行前の状況を記載しています。

2. 当社（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

「対象役員」の報酬等に関する方針

報酬決定方針

当社では「取締役および執行役の報酬等の決定に関する方針」を定めています。また、「報酬委員会規則」を定め、審議機関として「報酬委員会」を設けています。

プロセス

当社の取締役及び執行役の個人別報酬等の額については、社外取締役を議長とする報酬委員会で審議を行い、決定します。

報酬体系

●取締役：中長期的な企業価値向上を目的として、主な職務が、執行役による職務執行の監督及び監視（監査委員となる取締役においては、加えて取締役及び執行役の職務執行の監査）をもって経営の透明性・客観性を高めることから、その監督・監視・監査機能を有効に機能させることを目的として、固定部分と中長期インセンティブ部分で構成しています。（固定部分）役割に応じた固定額を毎月、現金で支給します。

（中長期インセンティブ部分）自己の知見に基づく当社グループの経営方針及び経営改善に対する助言等を通じて、当社グループの企業価値の毀損の防止及び信用維持を図るとともに、その持続的な成長の促進と中長期的な企業価値の維持及び向上に対するインセンティブを高めることを目的として、当社株式によるストック・オプション（新株予約権）を付与します。なお、社外取締役については、任期満了により退任した日（ただし、当該退任日において再任が予定されている場合を除く）の翌日以降でなければ、新株予約権を行使することができないものとしています。

●執行役：役位に応じた固定部分と、当社グループ全体の業績及び職務に応じた業績連動部分、中長期インセンティブ部分としています。

（固定部分）役位や職責等に応じて水準を決定し、固定額を毎月、現金で支給します。固定部分は、役職序列が上がるにつれ年間報酬額に占める割合が逡減し、業績連動部分及び中長期インセンティブ部分の割合が増加します。

（業績連動部分）係る指標として、全てのステークホルダーの期待・信頼に応え、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現すべく、外部報酬コンサルタント等の客観的・専門的な助言を参考に、報酬委員会での審議を経て、当社グループ連結業績数値である定量指標及び定性指標を使用しています。基準額（100%）に対して、定量指標は0～200%、定性指標は0～150%の範囲で変動します。総報酬に占める業績連動部分の比率は20～35%程度を目安とし、毎年、一定時期に現金で支給します。報酬委員会では、指標に基づく業績連動部分の計算結果を確認し、執行役の個人別報酬等の額を決議します。

（中長期インセンティブ部分）当社株式によるストック・オプション（新株予約権）及びソニーグループ（株）株式による譲渡制限付株式ユニット（RSU）で構成されます。これらはソニーグループ並びに当社グループの企業価値向上に対する貢献意欲を高め、以って業績を向上させることを目的として、役位・職責に応じて付与します。総報酬に占める中長期インセンティブ部分の比率は20～35%程度とします。

業績連動部分に係る指標

	指標	ウェイト 代表執行役	計画	実績
定量	連結IFRS 営業利益	60%	1,450億円	1,305億円
	子会社トップライン達成率	30%	100.0%	117.1%
定性	社員エンゲージメント	5%	対前年度比改善	±0
	グループサステナビリティ達成率	5%	100.0%	100.0%

報酬構成のイメージ (%)

■：固定部分 ■：業績連動部分 ■：中長期インセンティブ部分

代表執行役



執行役



社外取締役



報酬委員会では、報酬等の全体の水準が、ソニーFGの財務の健全性の現状及び将来の見通しと整合的であり、将来の自己資本の十分に重要な影響を及ぼさないことを確認しています。加えて、報酬体系の運用状況の監視を通じ、報酬額が短期的な収益獲得に過度に連動し、過度の成果主義を反映するといった問題が生じていないことなどについても確認しています。

3. 当社（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性及び報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等については、社外取締役を議長とする報酬委員会が審議を行い、決定します。

また、対象従業員等の報酬等の決定にあたっては、当社グループの財務状況等を勘案のうえ、予算措置を行う仕組みになっています。

4. 当社（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		金銭報酬		非金銭報酬等	
		固定報酬	業績連動報酬		
執行役	211	84	96	31	8
取締役 (社外取締役を除く)	42	42	-	0	2
社外取締役	55	55	-	0	4
社外監査役	17	17	-	-	2
計	326	198	96	31	14

(注) 1. 報酬等とは、報酬、賞与其他その職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益をいいます。

2. 報酬等の種類とは、金銭報酬（固定報酬、業績連動報酬）、非金銭報酬（株式報酬）をいいます。

3. 当年度未現在の支給人数は、社外取締役4名及び執行役（執行役を兼務する取締役を含む）8名であり、当社は社外取締役を除き、業務執行を行わない取締役に対しては、原則として報酬を支給していません。また、当社が2024年10月1日より指名委員会等設置会社へ移行したことに伴い、2024年10月1日以降について、その時点で取締役であった者の内2名は執行役として、社外監査役であった2名は社外取締役として報酬を支給しています。

4. 業績連動報酬には、当社グループ連結業績に連動する年次業績連動報酬と当社グループ中期経営計画に連動するインセンティブプランを含めています。インセンティブプランは、中期経営計画最終年度の業績目標の達成度に応じて支給額が決定するもので、1年毎に費用計上する必要があり、合理的な見積もりによって当該年度に計上した額を記載しています。

5. 非金銭報酬等には、当社株式によるストック・オプション（新株予約権）及びソニーグループ（株）株式による譲渡制限付株式ユニット（RSU）が含まれています。

5. 当社（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。

あ行

いじょうきけんじゆんびきん

異常危険準備金

保険業法施行規則により、異常災害による損害のてん補に充てるため、損害保険会社が毎決算期に収入保険料を基礎として計算した金額を積み立てることとされている責任準備金のひとつです。損害保険会社の担保する危険が広範囲であるという特性から、地震、台風などの異常災害発生による巨額の保険金支払いが必要な場合に備えて、積立を複数事業年度にわたり累積的に行い、異常災害が発生した年度に取崩すという仕組みが設けられています。

いっぽんかんじょう

一般勘定

特別勘定を除いた財産を経理する勘定で、ここでは一定の予定利率を保険契約者に保証し、生命保険会社が資産運用のリスクを負っています。

えきむとりひきとうしゅうし

役務取引等収支

役務とはサービスのことで、役務を提供することで得られる銀行振込手数料、投信販売手数料などの収益から、役務提供に係る費用を差し引いたものです。

か行

がいかだてほけん

外貨建保険

保険料が外貨建で運用される保険です。ソニー生命では、米ドル建保険を取扱っており、保険契約者は、米ドル建の保険料を円に換算して払い込み、保険金などは円または米ドルのいずれかを選択して受け取ることができます。

かいやくへんれいきん

解約返戻金

保険契約が解約などにより解除された場合、保険契約者に払い戻す金額です。解約返戻金の有無や額は、保険の種類、保険期間、経過年数などによって異なります。

かかくへんどうじゆんびきん

価格変動準備金

保険会社が保有する株式・債券などの価格変動による損失に備えるため、あらかじめ積み立てる準備金です。

きけんじゆんびきん

危険準備金

保険リスク、予定利率リスクなどの将来発生が見込まれる危険に備えるための準備金です。

きそてきないぶかくづけしゅうほう

基礎的内部格付手法

自己資本比率の算定における信用リスク・アセットの額を算出する手法には、標準的手法と内部格付手法があります。標準的手法は、当局設定のリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットの額を算出する手法です。内部格付手法は、高度なリスク管理を行っている金融機関が内部で推計したデフォルト率などを利用して信用リスク・アセットの額を算出する手法であり、一部デフォルト時の損失率などについて当局設定値を用いる基礎的内部格付手法と、いずれも自社推計値を用いる先進的内部格付手法があります。

ぎょうむあらりえき

業務粗利益

銀行本来の業務の収支である「資金運用収支」「役務取引等収支」「特定取引収支」および「その他業務収支」の4つの合計です。粗利益（売上高－仕入れ）に相当するもので、銀行が本来の業務でどれくらいの利益を上げているかの指標となります。

けいやくしゃはいとうじゆんびきん

契約者配当準備金

保険業法施行規則により、契約者への配当財源として積み立てることとされている準備金のことをいいます。

こじんねんきんほけん

個人年金保険

払い込まれた保険料から積み立てられた資金を原資として、契約時に定めた一定の年齢から年金を受け取れる保険で、年金を受け取る期間、年金の形態、保険料の払込方法、年金受取開始日前の死亡保障により、いろいろなタイプがあります。

コンバインド・レシオ

正味損害率と正味事業費率の合算値で、損害保険会社の保険本業での収益力を示す指標です。一般的にこの値が低いほど収益性が高いといわれています。

さ行

さいほけん

再保険

保険会社が、自己の引受けた保険のうち、保険契約のリスクを分散するために国内外の再保険引受会社と結ぶ保険契約のことです。

じじょうひりつ

事業費率

収入保険料に対する事業費の割合で、保険会社の経営効率化を示す指標として用いられます。事業費は保険の募集や維持管理、保険金などの支払いのために使用する費用です。

しきんうんようしゅうし

資金運用収支

業務粗利益の4つの収支の中でもっとも大きなウェイトを占めるのが資金運用収支です。銀行では一般的に、個人などから集まった預金やインターバンクで市場調達した資金を、個人・法人向けの貸出や有価証券運用に充てています。資金運用収支は、貸出金などから受け取った利息の合計額（「資金運用収益」）と預金などに支払った利息の合計額（「資金調達費用」）の差、つまり利息の収支です。利息の収支ということは、金利が変動することによる影響（例えば、預金金利は上がって貸出金利が変わらなければ、そこから得られる利息の収支は減少します）や、預金や貸出金の残高による影響を受けます。

じこしほんひりつ

自己資本比率

自己資本を総資産で割った比率で、信用リスク・アセット（総資産のうち、万が一の場合に貸倒れの可能性がある資産）などに対して資本金などの自己資本がどれくらいあるかを示す指標のことです。多額の貸出金の回収ができないというような場合には、自己資本を取り崩して処理をすることとなる可能性もあります。自己資本が大幅に減ってしまうと、銀行の経営が困難となってきます。自己資本比率規制とは、自己資本比率を一定水準以上に保つことによって銀行経営の健全性を確保しようとするもので、自己資本比率は銀行経営の健全性を示す重要な指標のひとつとなっています。海外に営業拠点を持つ銀行に対しては、その健全性を確保する国際的な統一ルールとして8%以上の自己資本比率を、海外に営業拠点を持たない銀行では、日本では4%以上の自己資本比率が求められています。

しほらいびきん

支払備金

支払義務が発生している保険金、返戻金その他の給付金のうち、決算期末時点で保険金支払額が未確定のものや保険金が未払いのものについて、その保険金の見込額や未払額を積み立てる準備金のことをいいます。

しょうみしゅうにゅうほけんりょう

正味収入保険料

保険契約者から直接受け取った保険料（元受正味保険料）から再保険料を加減（支払再正味保険料を控除し、受再正味保険料を加える）した額をいいます。

せいぜんきゅうふほけん

生前給付保険

被保険者が三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）など所定の状態になったとき、一括して保険金をお支払いする保険です。

せきになんじゆんびきん

責任準備金

保険会社が将来の保険金・年金・給付金の支払いなどの保険契約上の保険会社が負う債務に備え、保険料や運用収益などを財源として、あらかじめ積み立てておく準備金です。

たごうむしゅうし

その他業務収支

銀行の本来の業務のうち「資金運用収支」「役務取引等収支」「特定取引収支」以外の業務をいいます。例えば、ドルなどの外貨を売買する業務です。この場合、外貨をある金額で仕入れ、それより高く売れた場合は仕入れを上回った分が収益（「その他業務収益」）に、安く売った場合は仕入れを下回った分が費用（「その他業務費用」）になります。

ソルベンシー・マージン

ソルベンシー・マージンとは「支払余力」という意味です。保険会社は、将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てているため、通常予測できる範囲のリスクについては十分対応できます。しかし、大災害や株の大暴落など環境の変化によって、予想外の出来事が起こる場合があります。そのような通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」をどの程度有しているかを判断するための行政監督上の指標のひとつが「ソルベンシー・マージン比率」です。

そんがいちょうさび

損害調査費

保険会社が保険事故の調査などに要した人件費・物件費などの費用をいいます。

そんがいらつ

損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。正味損害率は正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合をいいます。

た行

ていきほけん

定期保険

契約時に定めた保険期間内に被保険者が死亡または高度障害状態になったときに保険金をお支払いする保険です。

デュレーション

対象となる資産（運用資産）や負債（保険契約債務）の将来キャッシュ・フロー（利息収入、元本償還、保険料受取、保険金・配当金支払いなど）の現在価値が、金利変動によってどの程度影響を受けるかという感応度を示す指標です。さまざまな種類・計算方法のデュレーションがありますが、対象キャッシュ・フローの加重平均残存期間で表す方法が比較的多く用いられます。

とくべつかんじょう

特別勘定

変額保険や変額年金保険など、運用成果を直接契約者に還元するために、会社の有する他の財産とは区分して運用される勘定のことです。

な行

ねんかんさんほけんりょう

年換算保険料

保険料の支払い方法には、月払い、年払い、一時払いなどがあります。そうした支払方法の違いを調整し、契約期間中に平均して支払うと仮定した場合に、生命保険会社が保険契約から1年間にどのくらいの保険料収入を得ているかを示すもので、経営指標のひとつです。

は行

へんがくほけん

変額保険

株式や債券を中心に資産を運用し、運用の実績によって保険金や解約返戻金が増減する生命保険で、資産運用リスクは保険契約者が負います。なお、基本保険金額は運用実績にかかわらず最低保証されま

ほけんけいやくじゆんびきん

保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために、保険業法において保険会社が将来の保険金などの支払いに備えて積み立てることが義務づけられている準備金で、貸借対照表の負債の部に記載されます。保険契約準備金には、「支払備金」「責任準備金」などがあります。

ほけんひきゅうけりえき

保険引受利益

保険引受収益（正味収入保険料など）から、保険引受費用（正味支払保険金や損害調査費など）と保険引受に係る営業費および一般管理費を控除し、その他収支（自賠責保険などに係る法人税相当額など）を加減したものをいいます。

ほけんりょう

保険料

保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことです。保険契約の申し込みをしても、保険料の支払いがなければ保障・補償されません。

ほゆうけいやくだか

保有契約高

個々の保険契約者に対して生命保険会社が保障する金額の総合計額です。契約者から払い込まれた保険料の総合計額（保険料収入）とは異なります。

ま行

もとうけしょうみほけんりょう

元受正味保険料

元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものです。

や行

よていらりつ

予定利率

保険会社は資産運用による一定の収益をあらかじめ見込んで、その分だけ保険料を割り引いています。その割引率を予定利率といいます。

A

ALM (Asset Liability Management)

資産と負債の特性を勘案して総合的に把握・管理することで、資産価値から負債価値を控除した純資産価値を最大化・安定化させるための手法です。

保険業法施行規則第210条の10の2

保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

1. 経営の組織（保険持株会社の子会社等（法第271条の25第1項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）の経営管理に係る体制を含む。）	52
2. 資本金の額及び発行済株式の総数	52
3. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
(1)氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）	52
(2)各株主の持株数	52
(3)発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	52
4. 取締役及び監査役	
（監査等委員会設置会社においては取締役、指名委員会等設置会社においては取締役及び執行役）の氏名及び役職名	42～43
5. 会計参与設置会社においては、会計参与の氏名又は名称	該当なし
6. 会計監査人の氏名又は名称	56

保険持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

1. 保険持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	52、54
2. 保険持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項	
(1)名称	53
(2)主たる営業所又は事業所の所在地	53
(3)資本金又は出資金の額	53
(4)事業の内容	53
(5)設立年月日	53
(6)保険持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	53
(7)保険持株会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	53

保険持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

1. 直近の営業又は事業年度における事業の概況	54
2. 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
(1)経常収益又はこれに相当するもの	55
(2)経常利益若しくは経常損失又はこれらに相当するもの	55
(3)親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失	55
(4)包括利益	55
(5)純資産額	55
(6)総資産額	55
(7)保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率	55

保険持株会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

1. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書（これらに類する事項を含む。5.において同じ。）	56～62
2. 保険持株会社及びその子会社等の有する債権のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額	
(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	115～116
(2)危険債権額	115～116
(3)三月以上延滞債権額	115～116
(4)貸付条件緩和債権額	115～116
(5)正常債権額	115～116
3. 保険金等の支払能力の充実の状況（法第271条の28の2各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額を含む。）及び保険持株会社の子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（法第130条各号に掲げる額を含む。）	55、115
4. 連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定するセグメント情報又はこれに相当するもの	88～90
5. 保険持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2（公認会計士又は監査法人による監査証明）の規定に基づき公認会計士又は監査法人の証明を受けている場合には、その旨	56

事業年度の末日において、当該保険持株会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該保険持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 該当なし

特例企業会計基準等適用法人等においては、その採用する企業会計の基準 該当なし

銀行法施行規則第34条の26

銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

1. 経営の組織（銀行持株会社の子会社等（法第52条の25に規定する子会社等（法第52条の29第1項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）をいう。以下同じ。）の経営管理に係る体制を含む。）	52
2. 資本金及び発行済株式の総数	52
3. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
(1)氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）	52
(2)各株主の持株数	52
(3)発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	52
4. 取締役及び監査役	
（監査等委員会設置会社においては取締役、指名委員会等設置会社においては取締役及び執行役）の氏名及び役職名	42～43
5. 会計参与設置会社においては、会計参与の氏名又は名称	該当なし
6. 会計監査人の氏名又は名称	56

銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

1. 銀行持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	52、54
2. 銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項	
(1)名称	53
(2)主たる営業所又は事業所の所在地	53
(3)資本金又は出資金	53
(4)事業の内容	53
(5)設立年月日	53
(6)銀行持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	53
(7)銀行持株会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	53

銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

1. 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況	54
2. 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度又は直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
(1)経常収益又はこれに相当するもの	55
(2)経常利益若しくは経常損失又はこれらに相当するもの	55
(3)親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失	55
(4)包括利益	55
(5)純資産額	55
(6)総資産額	55
(7)連結自己資本比率	55

銀行持株会社及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度又は2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

1. 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書（これらに類する事項を含む。7.において同じ。）	56～62
2. 銀行持株会社及びその子会社等の有する債権のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額	
(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	115～116
(2)危険債権額	115～116
(3)三月以上延滞債権額	115～116
(4)貸出条件緩和債権額	115～116
(5)正常債権額	115～116
3. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	91～114
4. 経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項（3.に掲げる事項を除く。）	該当なし
5. 連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するセグメント情報又はこれに相当するもの	88～90
6. 法第52条の28第1項の規定により作成した書面（同条第2項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	56
7. 銀行持株会社が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	56
8. 連結自己資本比率及び連結レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	該当なし

報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行持株会社若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）に関する事項であって、銀行持株会社及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの 117～119

事業年度の末日において、当該銀行持株会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 該当なし

特例企業会計基準等適用法人等においては、その採用する企業会計の基準 該当なし

E

E.I. (アード・インカード) 損害率

支払備金・普通責任準備金の繰入・戻入を加味し、当期発生ベースでの損害率を示す指標で、以下の式で算出します。

E.I.損害率 = (正味支払保険金 + 支払備金繰入額 + 損害調査費) ÷ 既経過保険料 [除く地震保険、自賠責保険]

ERM (Enterprise Risk Management)

企業が直面するリスクを一元的に把握・管理し、企業全体の視点からリスクの最適化を図ることにより、企業の戦略目標を達成し、企業価値の持続的向上を目指す手法です。

ESR (Economic Solvency Ratio)

リスクに対して十分な資本を確保しているかを示す健全性指標のひとつです。ソニー生命では、経済価値ベースの資本をリスク量で除して算出しています。

EV (Embedded Value)

生命保険事業の企業価値を示す指標のひとつで、「修正純資産」（貸借対照表の純資産の部に必要な修正を加えたもの）と「保有契約価値」（保有契約から将来見込まれる利益の現在価値）から構成されます。一般的な生命保険契約は、契約初期には経費が多くかかるため損失が発生しますが、保険期間を通じ回収する仕組みであるため、現行の法定会計による単年度の決算情報だけでは業績を正確に評価できません。そのため、ソニー生命では法定会計による財務情報を補足し企業価値を多面的に評価する指標として、EVを開示しています。

金融市場で取引される金融商品の価格と整合的に評価したEVを経済価値ベースのEVといいます。ソニー生命は2023年度決算より、経済価値ベースで評価したEVを開示しています。詳細は、ソニー生命の公表資料をご参照ください。

M

MDRT (Million Dollar Round Table)

世界80カ国以上で会員を有する、卓越した生命保険と金融サービスの専門家による国際的かつ独立した組織です。MDRT会員は、卓越した商品知識を持ち、厳しい倫理基準を満たしています。優れた顧客サービスを提供することで、ビジネスと地域社会のリーダーとして、また生命保険と金融サービスの専門家として世界中で認知されています。

R

ROEV (Return on Embedded Value)

生命保険会社の企業価値を示す指標であるEV（エンベディッド・バリュー）の増加額を生保会計の特殊性を考慮した利益とみなし、企業価値の成長性を測定する指標です。コアROEVは、運用利回りや割引率の変動などによる影響を除いたEVの成長率を指します。



ソニーフィナンシャルグループ



この印刷製品は、環境に配慮した
資材と工場で製造されています。



本誌は、FSC®認証紙を使用し、植物油インキで印刷しています。